

〔表紙〕

義久公	義弘公	義久公	家久公	文祿四年	自正月
				至六月	
後 編 舊記雜錄 卷三十四					

1443 「永吉邑主藏」

爲年頭之祝儀、白鳥一到來、悅思召候、猶長東大藏太輔

可申候也、

〔文祿四年也〕

正月十五日

○「御朱印」

嶋津(豊久)又七郎とのへ

〔又七郎豊久譜中ニ在リ、正文在島津安藝守久雄トアリ〕

1444 『雜抄』

一八千人

羽柴薩摩侍從

右、文祿四年正月十五日之日付ニ而被仰渡候、高麗國

1445

動御人數帳之内、式番盛之内如此候、餘ハ略之、
〔張紙〕
〔此時之御高頭五拾五萬九千五百三拾三斛ニ而御座候〕

〔國老記〕

一文祿四年、義弘公自栗野帖佐江御移、御在城十一年、

御家老

帖佐(被召移)

阿多長壽院 上井次郎左衛門 伊集院肥前入道一雄

新納旅庵

御使衆

新納左右衛門 五代右京

1446

〔町田存松譜中〕

秀吉公命定 太守居城于大口、雖然 太守不欲移居之、

占宅地於富隈徙焉、使存松爲大口城代、存松奉嚴命、文

祿四年移大口城、守之者有年矣、時轉石谷賜市山一所、

且又加賜一之宮村・長羽村等矣、

1447

〔御文庫拾六番箱七卷中〕

猶々當春中ニハ可被成御歸朝之由、御沙汰御座候間、

先以珎重奉存候、爲御迎罷出、其刻重々御祝言可申

上候、

改年之御吉兆漸雖事旧申候、更休期御座有間敷候、當春者弥諸事被任尊意、早く御歸朝奉待候、

一旧多上并甚五郎方、旅庵被罷越候刻、兩通之尊書拜見仕候、其表之儀無御別儀旨、目出度奉存候、

一聖門様へ御祈禱之儀、具申上候、就其如此前、百石ツ、兩三年又可有御進上由、是又申上候處、一段御斟酌之儀共候、御祈念之儀者毛頭不可有御油断旨、能く可申入由御意候、次燒物於其元被成御調合由候、從 聖

門様も猪右衛門尉渡海之刻、御燒物被參候、定參着可申候間、御くらへなざるへく候、あまつらの事堅被仰付之由、變而上可申候、

一久四様永く被成御在京候、此比者一段御無病之儀共候間、御心易可被思召候、就其 聖門様へ被仰入儀、從

龍伯様御申之儀候、其段口上ニ被仰含候間、被聞召届、重而被仰上候者、如何様にも不可有御疎略由御意候、

一拙老儀種と被仰聞候、誠と忝次第候、永く御在陳之處、御見廻も不申上、徒御扶持を被下可在之事、人口迷惑

奉存候、此刻渡海不仕事、不任心底口惜存候、

一茶碗一ツ進上仕候、當時なり少ちかい申候間、懸御目

候、猶祝詞追と可申上候旨、能く可被申入候、恐と謹

言、

「文祿四年秋」

正月十五日

友枕齋

如貴(花押)

相良五郎左衛門殿

1448

「御文庫式番箱義弘公卷中」、「義弘公御譜中ニ在リ在卷本トアリ」

文祿四年正月十五日

高麗國動御人數帳

一番

一壹万人

小西攝津守(行長)

松浦刑部卿法印(鎮信)

有馬修理大夫(備信)

大村新八郎(重前)

宇久孫兵衛尉(五島玄雅)

羽柴對馬侍從(宗義督)

鍋嶋加賀守(倉茂)

一三千人

一壹万人

以上式万三千人

二番

一壹万人

加藤主計頭(清正)

一八千人

以上壹万八千人

三番

一五千人

一貳千人

一貳千人

相良(頼房)宮内太輔

羽柴薩(義弘)广侍従

黑田甲斐守(長政)

毛利(吉成)吉岐守

伊藤(種長)民部太輔

秋月(元徳)三郎

高橋(忠豊)九郎

嶋津又七郎(忠豊)

ひうか衆

以上九千人

四番

一壹万人

一七千人

一三千人

一五千人

一四千五百人

一三千九百人

以上三万三千人

五番

一三万人

一壹万人

毛利(輝元)安藝中納言

羽柴小早川(隆景)宰相

羽柴柳川侍従(隆景)

高橋主膳正(重次)

筑紫上野介(重門)

筑前中納言(小早川秀秋)

ふさんかい

合拾貳万五千人

ふなて衆

一千六百五拾人

一千五百人

一八百五拾人

一八百五拾人

一貳百五拾人

一五千人

合壹万貳百五拾人

九鬼大隅守(嘉隆)

脇坂中務少輔(安治)

加藤左馬助(嘉明)

村上助兵衛尉(采鳥通隆)

菅平右衛門尉(達長)

紀伊國衆(やまとの中納言内(豊臣秀保))

高麗城と留守居之事

一式千人

江戶中納言 人數 (徳川秀忠)

一千五百人

加賀中納言 人數 (前田利家)

一式千人

越後中納言 人數 (上杉景勝)

一千五百人

羽柴常陸侍從人數 (佐竹義宣)

一千三百人

羽柴北庄侍從人數 (堀秀治)

一千人

丹後少將 人數 (細川忠興)

一千五百人

前野出雲 (景定)

明石左近 (則夾)

齋村左兵衛尉 (廣秀)

羽柴吉田侍從人數 (池田輝政)

一千人

堀尾帶刀 (吉晴)

一千五百人

中村彦左衛門尉 (二米)

一千人

田中民部 (長親)

一千五百人

宮部兵部少輔 (長熙)

木下備中守 (荒木重聖)

龜井武藏守 (益矩)

垣屋常陸 (秀成)

中川小兵衛尉 (秀成)

一千五百人

木村常陸介

太田半次郎

山田藤三

しらのるすい
以上十四ヶ所

合貳万人

つなきの城とに在之衆之事

一千人

村上周防守 (義明)

一千七百人

溝口伯耆守 (秀勝)

一貳千人

羽柴東郷侍從 (長谷川秀一)

青山修理大夫 (余勝)

一五百人

竹中源介 (隆重)

一百五拾人

宮木長次郎 (龜盛)

一五百人

大田小源五 (吉)

一百七拾人

垣見弥五郎 (直)

一七百五拾人

早川主馬首 (景政)

一式百廿人

熊谷半次郎 (直盛)

以上六箇所

合六千人

都合拾六万人

なこや(秀次) 関白殿御そはに在之衆

一式千人 (此外貳千人ハ高麗城とるすい)

江戶中納言 (徳川秀忠)

一千人 （前田利長） 高麗城（此外千五百人ハ） 羽柴越中少將

一五百人 （細川忠興） 高麗城（此外千人ハ） 丹後少將

一五百人 （堀秀治） 高麗城（此外千三百人ハ） 羽柴北庄侍從

一五百人 （池田輝政） 高麗城（此外千三百人ハ） 羽柴吉田侍從

一千人 （二患） 山内對馬守

一三百人 （之綱） 松下石見守

一六百五拾人 （繁盛） 渡瀬左衛門佐

合七千人

文祿四年正月十五日

1449

「義弘公御譜中」

「正文」

（本文書ハ一四四七号文書ト同文ニツキ省略ス）

1450

「正文在文庫卷本」「義弘公御譜中ニアリ」

猶以寒天之刻、辛勞不被及是非候、就其綾小袖一・

染道服一被遣候、可有着用候、委細寺澤志（廣高）守可申

候也、

今度大明人蔚山へ取懸之由就注進、爲後卷雖押出候、敵

引退由候、既自此方も安藝中納言・増田右衛門尉（長盛）、因幡

1451

「家久公御譜中」

・但馬・太和・紀伊國衆九鬼（嘉隆・守隆）父子等、可罷立旨雖被仰付

候、右之分候間、不及是非候、然者仕置之城々普請弥丈

夫ニ申付、兵糧・玉藥澤山ニ籠置、少も無氣遣様可令覚

悟候、歸朝之者共ハ弥敵之様子聞届、其上普請申付候而

より可致歸朝由、被仰遣候条、可成其意候、猶増田右衛

門尉・德善院（玄以）・長東大藏太輔可申候也、

「朱カキ」（慶長三年） 正月十七日 「御朱印」

羽柴薩摩侍從とのへ

就朝鮮國渡海、去年八月、首途於京都、同廿五日、到著

於肥前名護屋、速雖曰欲解纜、從兵渡船自領國未到來、

以留滯于彼地者月長日久矣、仍書其故贈三成之家老安宅

三郎兵衛尉、其有答書、記左、

1452

「御文庫二番箱家久公六卷中」

猶以上方御用候者可被仰付候、來年者 関白様可被

出 御馬様ニ申候、一段はれニ可有御座候間、連々

御道具以下別而御たしなミ專一候、いまた遙々にて

候間、何様ニも御用意ハ可相調候、以上、

1453

「御文庫二番箱義弘公四卷中」「義弘公御譜中ニ在リ」

以上

御渡唐以後自是可得御意處、煩彼是取紛御無沙汰之刻、先度從名護屋具々御札、度々御懇書拜見忝存候、御下向之節御國元方御供衆并御船延引故、名護屋ニ被成御滯留由、具蒙仰候、則御書之旨懇ニ治部少申聞候、其刻少御出船相延段、聊以非御油断候、遠路海上無御心元存処、無事ニ早々御着陳大慶存候、去秋番船罷出之由、千万致無遣候處ニ、無指行引入、其以來無別由珍重候、然者御國御檢地無何事相濟、一入目出度存候、御知行者一處出可申候、御家中へ御配分深重可被入御念事肝要ニ候、將又大明國と和平當年中ニ於無一途者、來年明春早々諸勢渡唐可被仰付旨ニ候、治部少も罷立衆にて候、就其出陳之衆者、當年御普請被成御用捨候、拙者在京申候間、何にても御道具御用ニ候者被仰付、御馳走可申候、猶重而可得貴意候、恐惶謹言、

正月十七日

安宅三郎兵衛

秀安(花押)

嶋又八郎様

參人々御中

1455

「此本在御文書方」

庭松契久

植しより幾代の春にそなれ松の
かけや常葉のみきりなるらん

1454

「義久公御譜中」

羽柴兵庫頭様

參貴報

改年之御慶珍重々々、雖事旧候、猶以不可有休期候、仍御札并御一書北原勘右衛門尉方口上具承届候、三成へ御狀致披露御報被申入候、拙者存寄通、則北原方へ申渡候、此方替儀無御座候、伏見御城普請極月廿日迄仕候、又明春三日御普請初ニ仕候、然間高麗御陳御苦勞ニ思召間敷候、何篇御用可被仰付候、將又高麗御返上米上邊へ被差上、八木勿論御藏米堅被仰付旨、尤ニ存候、猶北原方へ申入候条、可被得御意候、恐惶謹言、

「朱力キ」
「文祿四年」

正月十九日

安宅三河守

秀安(花押)

文祿四年乙未正月廿日、於 近衛龍山公東山華第、有和

歌會、侍瓊筵詠卑歌曰、

「全」

當座驚

馴來つ、軒端にちかきうくひすの

こゑにまかする玉すたれかな

「全」

又 待花

うた、寝の枕に雨のをと聞は

またる、花のよすかとそ思ふ

1456 「御文庫二番箱義弘公四巻中」「義弘公御譜中ニアリ」

以上

態申入候、彼書物各方々ニ御取候ニ付て、重而兩通入申候条、調進之候、被成御判、つき目并おしかミ最前之印判御押候て可給候、各へ以使者可申旨候、最前方使ニ候条、圖書頭殿早と可給候、石治・増右へ得御意、右之通候、貞知申候、恐惶謹言、

「朱カキ」
「文祿四年秋」

正月廿三日

寺志

正成(花押)

羽左近

親成(花押)

羽兵様

嶋又八様

人と御中

1457 「御文庫拾六番箱六巻中」

(本文書ハ一二六四号文書ト同文ニツキ省略ス)

1458 「林甚五兵衛藏」

於東山御歌會之時

文祿四年正月廿

詠庭松契久和歌

龍伯

植しよりいく代のはるにそなれ松の影やときはのみきり
成らむ

1459 文祿四年乙未

正月九日、鶴田市右衛門尉貞明北郷忠虎の臣にて跡を追て殉死す、

三月十日、帖佐六七虎を狩給ふに従ひ、股を噛れて死之、

七月四日、松下源二郎休四郎忠清君の跡を慕て殉死、年二十三歳、或源四郎とあり、島津守右衛門尉彰久の臣

五日、安田次郎兵衛尉にて、跡を慕ひて殉死、

八月九日、貴嶋源四郎頼高巨濟にて病死なれども、戦亡板ニあれハ載置也、

1460

「義弘公御譜中」

九月八日、山本勘左衛門親匡一唯公の御跡を慕ひ殉死、年三十一、鬼塚三藏同し、、田中三右衛門御小人、上に同し、

文祿四年正月、大明帝聽石星之言、使鑄日本國王之印、

且多調冠冕法服、其弊數万金、即以監准侯李言恭子宗城

爲正使、以都指揮楊方亨爲副使、齎策命印章遣于日本、

其誥命曰、聖神廣運凡天覆地載、莫不尊親、帝命溥將、

暨海隅日出罔不率俾、昔我皇祖誕育多方、龜紐龍章遠錫

扶桑之域、貞珉大篆榮施鎮國之山、嗣以海波之揚、偶致

風占之隔、當茲盛際、宜續彝章、咨尔、豊臣平秀吉崛起

海邦、知尊中國、西馳一介之使欣慕來同、北叩万里之關

懇求內附、情既堅於恭順、恩可斬於柔懷、茲特封尔爲日

本國王、錫之誥命、於戲寵賁芝函、襲冠裳於海表、風行

卉服、固藩衛於天朝、尔其念臣職之當修、恪循要束感皇

恩之已渥、無替款誠、祗服綸言、永遵聲教欽哉、又頒勅

諭日本國王平秀吉文一道、併附宗城・方亨、逾日正使後

軍都督府僉事署都督僉事李宗城、副使五軍營、右副將左

軍都督府署都督僉事楊方亨、與沈惟敬共發大明、先到三

浪江而暫留焉、待日本兵去釜山浦諸城其悉歸朝、而將往

1461

「家久公御譜中」

「正文在島津安藝守久雄」

封秀吉、

幸便之由申候条、一筆令申候、抑其邊無事之由候間、目

出度大慶存候、弥被任御存分、早々當年之春中ニ御歸陳

待入候、永々御在陳可爲御苦勞与令察候、伏見御女房衆

・龍伯無何事候之条、可御心安候、猶委可申候へとも、

急便之間、不能詳候、已上、

「朱かき」二月七日

又八郎殿

(前入) (花押)

1462

「正文在平田民部左衛門」

就度々弓箭致軍功之儀、聊以非忘却、殊更娘永々在京之
処、夫婦供仕數年之奉公、尤神妙、弥々可抽忠貞者也、
仍狀如件、

文祿四年二月十七日

平田豊前守殿

龍伯(花押)

1463

七ヶ年之在京、殊更夫婦辛勞之段、寔令感悅事、此等之

旨向後不可有忘却候、倍永々可抽忠懃事可爲專要者也、

〔文祿四年〕

二月廿一日

龍伯(花押)

平田豊前守殿

〔上包有之〕

平田豊前守殿

龍伯

〔此二通ノ御書、義久公御譜中ニ在リ、正文在平田豊前トアリ〕

1464

〔義弘公御譜中〕

〔正文在本田甚兵衛〕

以神載甚深被顯心底趣、條々尤神妙候、寔爲當家之、爲

我等父子之、感悅之至難謝儀候、

春日 八幡 天滿大自在天神御照覽、爲拙者者不可有別

儀候間、弥無相違、向後對忠恆別而添心、可被抽忠節事、

偏頼入之狀如件、

文祿四年二月廿二日

義弘(花押)

本田六右衛門尉殿

1465

伊集院下野入道殿

義弘

以神載甚深被顯心底趣、條々尤神妙候、誠爲當家之、爲

我等父子之、感悅之至難謝儀候、

春日 八幡 天滿大自在天神御照覽、爲拙者者不可有別

儀候間、弥無相違、向後對忠恆別而添心、可被抽忠節事、

偏頼入之狀如件、

文祿四年二月廿二日

義弘(花押)

伊集院下野入道殿

〔久治〕

〔此御書、久治譜中ニ在リ〕

1466

〔本文書ハ「旧記雜錄後編三」六六二号文書ト同文ニツキ省略ス〕

1467

〔鎌田氏家藏〕

今度三ヶ条以神載甚深被顯心底、誠爲當家之、爲我等、

旁神妙々々、春日 八幡 天滿天神茂御照覽、何様同

心之儀、毛頭不可有忘却者也、

式月廿八日

竜伯御判

鎌田出雲守殿

1468

〔正文在新納氏〕

〔本文書ハ八三〇号文書ト同文ニツキ省略ス〕

1469

「此御書久治譜中ニ在リ」

伊集院下野入道殿 龍伯

今度三ヶ条以神載深甚被顯心底、誠爲當家之、爲我等、
旁神妙候、春日 八幡 天滿天神茂御照覽、何様同心
之儀、毛頭不可有忘却者也、

二月廿八日

竜伯(花押)

伊集院下野入道殿

1470

「義久公譜中」

一文祿四年乙未二月廿九日、薩摩大隅日向^{諸縣}、既終正經
界之事矣、殿下聞終其功、則爲授其地支配之書、徵
義弘於朝鮮國、賜四月十二日之 台書矣、委曲記于義
弘譜中、故略于此也、

1471

「義久公御譜中」

文祿四年三月二日、近衛殿庭上絲櫻一見之時詠焉、
信輔公左遷薩摩州、而無主之際也、

1472

「此本在御文書方」

植置し庭のさくらの色こきは

ねにかへるへき世をや待らん
青柳の糸にさくらの花こそは

今朝のあらしやたねとなるらん

「全上」

院の御所の花見に、紹巴・昌叱よりさそはれて、夜更て
かへるに、昌叱の一首にひかれて詠之、

戸さしせぬ世はよるとも花の本に

かへる家路やわすれはつらむ

「全上」

三月十三日、泉涌寺に詣して、御代との御はかをおかミ
たてまつり、又佛の生しやり拜見して詠之、

ちる花はさなから雪の深山にて

しほるはかりのわかたもとかな

「全上」

子細ありて詠之、

みぞめつるよしの、花の木の本に

たちもはなれぬ我こゝろかな

「全上」

洛東禪林寺に 近衛龍山公御成にて、御當座の時詠之、
祈るてふ神のまもりを君か代も

「正文在新納氏」

猶以御供衆中へ各在京辛勞之段、別紙を以可申候へ

共、急便之間、可然候様御心得頼入候、

幸便之条令啓候、仍其元御無事ニ御座候由、尤目出度候、

然者今度書狀并音信之物共、銘々到來珍重之至候、此堺

之事新儀無之候、此比者大明之到來も不承付候、然者可

爲長陳と存計候、兼又吉美作・喜大炊・平豊前・大善坊

・肥新左・五右入・福宮内・醫王院・松和泉各々音信儘

相届候、懇志祝着之至、別紙を以可申渡候へ共、急便之

間不能其儀之由、御心得憑存候、猶追而可申通候、恐々

謹言、

「朱カキ」
「文祿四年」三月七日

義弘(花押)

本野入

(新納忠元)

新武入

(町田入信)

町羽入

「御文庫四拾八番箱中」

(本文書ハ一〇八〇号文書ト同文ニツキ省略ス)

文祿四年乙未、警衛于朝鮮國慶尙道巨濟之營之際、巨濟者 日本人

稱之曰 唐島 木下大膳大夫吉俊・淺野彈正少弼長吉舊冬十二月

廿五日奉書當春到著、受之開緘以讀誦焉、其文曰、企田

獵得猛虎、則一虎之肉與腸以下速可進獻、爲用于 殿下

秀吉公保養妙藥也、雖然其皮非公用、昇捕虎者云云、由

茲早速雖曰欲田獵、白雪未消、所以不得登山也、漸待少

消雪之時、三月八日、解纜於巨濟渡於昌原、翌日登太山

使數千人圍繞山谷、揚大聲如雷霆、終日群動、而不見一

虎、徒歸旅宿而已、其翌十日、再登高山踏巖石、搗古木

發衆聲響山岳、無貴無賤各不敢慢、今日圍繞之中有猛虎

之走山中於見者、而告來、衆人欣然思獲虎焉、先一虎已

及逃于圍外之時、島津守右衛門尉影久之臣安田次郎兵衛

追走、疾前返返旬、則其虎返向將嚙、次郎兵衛拔太刀刺

口中、而彌怒以欲嚙之、安田刺入刀於喉中、漸太刀崎及

出背脊、虎將以死、自高所與虎俱次郎兵衛落卑地、則虎

斃也此虎、安田生也、又一虎伏高山未走出、使衆人待遲出移

數刻之際、忽降雨霏霏沓濡衣服、不得保鐵炮火、悉以

消滅、衆人無如之何者也、丁此之時 忠恆主謂中間上野

權右衛門者曰、汝往虎處速可追出、忽應諾、 忠恆主乘

1477

「御文庫二番箱義弘公四卷中」「義弘公御譜中ニ在リ」

猶く虎式ツ被成御取候事、誠ニ奇特存事候、以上、

馬委妻手之手繩曰、往彼地切猛虎、遣譽名於子孫、馳以
 登高山、殆過百丈之際、猛虎向來忽以嚼殺、銜之屠揚者
 二丈許、而尙走登于高山、于時帖佐六七者疾前、切虎頂
 者三刀、然而虎未痛、且銜六七之股不許、次福永助十郎
 後稱久左衛門也、進其地、捕虎尾掛松木出努力、匪營曳之、且拔
 大脇指刺虎腹、長野助七郎後稱六兵衛也、馳進刺虎脇、而後斃
 矣、也、今日獲兩虎欣欣然、其翌十一日、解纜歸着巨濟
 也、

「守右衛門尉彰久譜中」

文祿四年乙未三月十日、義弘主應 台命、田猛虎於昌
 原朝鮮國巨濟之邊地、大山、彰久亦率諸卒從 高駕、既而彰久臣安
 田某者揮劔衝斃一猛虎、忠恆主賞其功賜寶刀、
 同年七月五日、彰久病卒於朝鮮國巨濟和俗曰唐島陣中、享年
 二十九、法諱太宗慈雲大禪定門、
 彰久卒後、家老川上六郎兵衛忠實率當家師旅、尙在陣朝
 鮮國、奉 義弘主命守舊館砦、勞所所軍務、

1476

「守右衛門尉彰久譜中」

1478

「家久公御譜中」

御狀拜見申候、仍爲虎狩此表御逗留候て、虎式疋まて被
 成御取候事、誠御満足致推察候、殊鹿之えた式拾被懸御
 意候、忝存事候、猶七右衛門尉可申上候条、不能詳候、
 恐惶謹言、

「朱力キ」
 「文祿四年」
 三月十一日 小攝守 行長(花押)

羽兵樣 御報

文祿四年乙未之春、警衛于朝鮮國慶尙道巨濟日本人稱之陣曰唐島也、
 營之際、木下大膳大夫吉俊・淺野彈正少弼長吉贈舊冬十
 二月廿五日奉書於嚴親義弘主、今春到著于此、受之開誠
 以讀誦焉、其文曰、企田獵得猛虎、而一虎之肉與腸以下
 急速可遂進獻、殿下秀吉公爲用于保養妙藥也、其毛皮
 非公用畀捕虎者也、由是速雖曰欲田獵、深雪未消、所以
 不得登山也、漸待得少消雪之時、三月八日、解纜於巨濟
 渡於昌原、翌日早已登太山、使數千人圍繞山谷、發大
 聲如雷霆、終日群動、而不見一虎、徒歸旅宿而已、其翌
 十日再登高山、無貴無賤踏巖石搗古木、發衆聲響山岳各
 不敢慢、是以圍繞山中有猛虎之見奔走者、而告來、衆人

「御文庫二番箱家久公三卷中」「家久公御譜中ニアリ」

欣然思獲虎焉、先一虎已迄逃于園外之時、島津守右衛門尉彰久之臣安田次郎兵衛追走、疾前返返匍、則其虎返向將嚼、次郎兵衛拔太刀刺口中、然而彌怒以欲嚼之、安田刺入刀於喉中、漸及出背脊虎將死、時自高地落、安田與虎俱落卑地、則虎斃也、安田生、予父子到其場能見細大能聞其故、則大功無可比倫者、是以昇所帶之寶刀備前包光、二尺五寸、於安田、而賞大功矣、又一虎伏高山未走出、使衆人移數刻之際、忽降雨霏霏匪雷濡衣服、鳥銃火亦悉以消滅、衆人無如之何、丁此之時、忠恆謂中間上野權右衛門者曰、汝往虎處速可追出、忽以應諾、予之乘馬委妻手之手繩曰、往彼地切猛虎、遺譽名於子孫、馳以登高山、殆過百丈之際、一虎向來忽然嚼殺、銜之揮揚者二丈許、而棄人又疾登于高山、于時帖佐六七者前進切虎頂者三刀、然而虎未痛、且銜六七之股不許、次福永助十郎後稱久左衛門也、進其場、捕虎尾掛松木出努力、匪啻曳之、且拔大脇指刺虎腹、次長野助七郎後稱六兵衛也、馳進刺脇、而後虎斃矣、杜虎、今日獲兩虎欣々然、其翌十一日、解纜歸巨濟之時、告得虎之故於小西行長、有答書、記左方、帖佐六七無幾程死、惜哉、

「正文在文庫卷本」「義弘公御譜中ニ在リ」

爲其城置兵糧、八木式千石、筑前於博多可被成御渡候

薩广侍從殿
嶋津又八殿
人々御中

長大
正家(花押)
増右
長盛(花押)
德善
玄以(花押)

「御文庫二番箱義弘公四卷中」「義弘公御譜中ニ在リ」

其表所々御仕置之儀付而、被成 御朱印候、於様子者委曲相見候条、不能巨細候、恐惶謹言、

「朱力キ」
「文祿四年」
三月十一日
嶋又八様
御返報
小攝守
行長(花押)

条、手前之舟を申付差渡、山中山城守・石川紀伊守自

手前請取、藏を造候て可入置候、即加子爲飯米、百石

ニ付而四石充被仰付候、

一釜山浦有之置兵糧、何茂城と江割符仕、可相渡旨、寺

澤志^(廣西)厂守被仰付候条、是又請取、藏を立可入置候、

一右置兵糧、自然時爲用所被仰付候間、召遣候事、可爲

曲事候、

一石火矢貳挺・藥三百斤・玉三百斤只今被遣候、并先年

被遣候大筒玉藥を城と江割符仕、可相渡旨、寺澤ニ被

仰付候間、是又可請取候、猶増田右衛門尉・德善院・

長束大藏大輔可申候也、

〔朱力キ〕〔文祿三年〕
〔文祿四年秋〕三月十八日 ○「御朱印」

羽柴薩厂侍従とのへ

「寫在御文庫二番箱他家文書卷中」

朝鮮へ被遣石火矢玉藥之事

一いし火矢五丁

くすり千斤

たま 千斤

石火矢玉五拾

小西攝津守^(行長)

一いし火矢貳丁

くすり三百斤

たま 三百斤

石火矢玉貳拾

一いし火矢貳丁

くすり三百斤

たま 三百斤

石火矢玉貳拾

一いし火矢三丁

くすり五百斤

たま 五百斤

石ひや玉參拾

一くすり百斤

一いし火矢貳丁

くすり三百斤

たま 三百斤

石火矢玉貳拾

合石火矢拾四丁

合くすり貳千五百斤

合なまり貳千四百斤

羽柴薩厂侍従

固城^(立花親成) 柳川侍従^(毛利秀包)

久留米侍従^(直次)

高橋主膳正^(廣門)

筑紫上野介

羽柴對馬侍従^(宗義督)

柳川權佐^(調信)

鍋嶋加賀守^(直茂)

合たま石火矢百四拾

右之通被遣候条、各へ可相渡候、城ニ入置、肝要之

時可召遣由、可申聞候也、

〔朱カキ〕慶長三年
〔文祿四年款〕三月十八日

寺澤志广守とのへ
〔廣高〕

〔義弘公御譜中ニ在リ〕

1483

〔御文庫四拾八番箱中〕「義久公御譜中正文有之トアリ」

尚以高らい頃者一段無事之由聞候、目出たく候、以

上、

其以來遠邦之故、御無言ニ罷過心外候、然者貴老御下國

前ニ算用方之儀被仰置候、柏原殿を始各無由断候、拙者

事も無緩當地國元之代官ともへ申付候、委者以面上可申

候、將又爰元無替儀候、何ころ可有御上洛候哉、待居中

計候、恐惶謹言、

〔御譜ノ朱カキ〕

三月廿日

嶋修入

龍伯(花押)

石治少老

参人と御中

1484

〔御文庫二番箱中〕

其表御仕置城と御普請之儀、并兵粮玉藥等之儀、条々以

御朱印被 仰遣候、爲 御使竹中貞右衛門・松井藤介被

仰舍被指遣候条、被得其意万事被入御念可被仰付候、此

方珍敷儀も無之候、長と御苦勞不及是非候、御用之儀可

蒙仰候、聊不可有疎意候、恐惶謹言、

〔朱カキ〕

三月廿六日

長大藏

正家(花押)

薩广侍從殿

嶋津又八郎殿

人と御中

〔義弘公御譜中ニ在リ〕

1485

〔義弘公御譜中〕

〔正文在吉利衆野久尾次郎兵衛〕

彼四人之事、最前以來高麗在陳辛勞之儀、無比類候、誠

家之爲不可過之候款、向後可被成其心得儀肝要候、恐と

謹言、

〔朱カキ〕

〔文祿四年款〕三月廿八日

義弘(花押)

祢占七郎殿

『禪山紹叙日記』

一文祿四年乙未、京都ニ者當関白元ハ三善孫七郎殿逆心有とて、高野山ニ而生害、爲何事共不知、薩隅日諸地頭替候也、外城皆と慮らるゝ也、扱又壹石ニ付而五斗出物有、此返地として所領可給也、左有之此理を諸將へ云聞せらる事成ニ、數代骸之跡懸命之地成ニ、皆と知行を失ける社悲敷事なれとも、爲國之、爲御家成へしとて物云ものなし、然者此比從漢南兩使來て、和談和与之由有とて、ゆふけきと云者本朝へ渡海して云事有と、下と沙汰しける也、高麗ニも國中を云て、ふきんかい歸朝之海邊を便ニ日本陳有ける也、

「御文庫ニ番箱家久公六卷中」「家久公御譜中ニ在リ」

去二月十日之御使札今日至伏見參着、拜見仕候、如仰御慶珍重候、
一其表何事無之由、先以可然候、何之道ニも急度可相濟と存候事、
一御國元へ罷下候檢地之者共、漸隙明近日罷上之旨候、

然ハ其砌得御意、羽兵有御歸朝、諸事御仕置等被仰付候様ニ可仕覚悟候、やかて御左右可申入候事、

「御文庫ニ番箱義弘公四卷中」「義弘公御譜中ニ在リ」

猶以御國衆弥氣任、此比一入まし申由候、併竜伯様御貴殿御覚悟故候之間、御後悔も無之事候、以上、御札拜見本望至極候、仍又八郎様を治部少へ年頭御札之事、餘御延引喚止ニ存、町出入へ申候て頓相調申候条、此度之御使者御音信之由申候事、
一御國檢地中、爲何儀も出合可申候哉と、別而心遣ニ存候處、無矣儀相濟、檢地衆一昨日四日ニ伏見へ悉上着候、大慶存候事、

一檢地打出、知行およそ三十万石あまり可在之と存候、
いまた員數不承候、然處ニ去年分漸米大豆共ニ四万石計相納候由申候、幸侃・長壽院色と才覚肝煎被申候へ

「朱力子」

「文祿四年」

卯月朔日

石治少

三成(花押)

嶋津又八郎殿

御返報

共、納所無之由候、大坂堺へ式万石計上着之由候、但

此式万石之内も京都にて借銀之衆御國へ罷下、國にて

米請取候分を、式万石上着ニ相籠而之事ニ候、京都借

銀方只今算用之宛、本利共百廿貫目餘在之由候、京都

御作事彼是ニ不引足候、咲止ニ候、

一長壽院ハ是非共役御仕可申達由候て、頓ニ上着候、

一幸侃一昨日大坂迄上着候、幸侃直ニ被申分、未不承候

へ共、是も爲一人何共成間敷由被申由候、如此申候段、

御家中衆氣任故ニ候、其奥意者、義久・貴殿連々諸事

ゆるかしニ被仰付故ニ候、然間是迄ハ誠色く治部少肝

煎候へ共、此上者無了簡御取次も御斟酌被申外無之候、

乍去御檢地候て御知行一かと出來候間、何様ニも可罷

成候、縦治部少御取次不申候共、勿論不苦事候、

一貴殿様御歸朝之事も、檢地之儀申上刻、達 上聞由被

申候、御歸朝候へと之事ニ候由、則 御朱印相調可被

進之由、内々ニも此使者先急差下、追而自是御歸朝之

事可被申入候由候、先少も御沙汰候間敷候、内々爲御

心得我等として申入候事、兼而人の推量不申候やうニ、

御歸朝候共、跡之事無越度様ニ御仕置可有御分別候、

此方方御歸朝之事被申次第、則御歸朝候様ニ御分別尤

ニ候、

一御檢地ハ事能相調候ても、御國諸侍・百姓・町人以下

迄、少も無得心候、竜伯様無御得心候、悉御覚悟不被

引替候者、御檢地ニ罷成候て、から役ミじかく御身上

果可申候、我等事ハ煩候て弥御用ニ不立候条、不及申

候、とニかくニく一大事ニ見及申候、

一貴老御覚悟一ツにて御國可被爲留候哉、御分別此時候、

さまざま子細共御座候へ共、書中ニ難申分候、追而可

得御意候、恐惶謹言、

「朱力キ」
文祿四年 卯月六日

秀安(花押)
「安宅三郎兵衛判也」

羽兵様

参御報

義弘様

参御報

「御文庫拾六番箱六卷中」

「御文庫拾六番箱七卷中」

「本文書ハ一二九三号文書ト同文ニツキ省略ス」

「本文書ハ一二九三号文書ト同文ニツキ省略ス」

1490

1489

1491

「御文庫拾七番箱十三卷中」

敬白 起請文之事

一 去々年以來御上洛之刻、被召列人數ニめしつかハレ、
自他之面目忝儀難申上次第候、然處今度御荷之儀共被
仰付、御側ちかく御奉公仕候、誠ニ外聞実儀中々難
及言上候、若輩之式何篇不案内之儀候間、切々被加御
折檻、可被召仕事奉頼候事、

一 於御前いかやうの御物沙汰共承候共、いさゝか佗言申
ましく候、若御爲あしかるへき儀承付候ハ、則可申
上候、雖有間敷儀候、萬一世上及轉變、親子兄弟にい
たる迄別々ニ罷成候共、於一身之儀者守本意、毛頭
他人他國を頼申ましく候事、

一 當世一向かうせうはやり申候、我等事は少も彼宗ニ心
さし不申候、向後弥以不可存其儀候、もし聞召掠儀候
ハ、御糺明所希候事、

右条々僞於申者、

「牛王」
「補文略」

文祿二年

卯月九日

新納貳右衛門尉

(花押)

伊勢弥九郎殿

1492

「御文庫拾六番箱七卷中」

(本文書ハ二九四号文書ト同文ニツキ省略ス)

1493

「征韓偉略」

一 四年乙未明萬曆二十三年
朝鮮李昭三十二年

四月二十六日、秀吉以薩摩出水郡地一萬石、加賜宗義
智、賞數年戰功、宗氏
家記、六月、秀吉召義弘還、令忠恆
代爲軍務、秀吉慰義弘勞、正薩隅日三州經界、以其籍
賜之義弘、征韓
錄、

1494

「義弘公御譜中」

薩隅日島津氏分領中可被正經界之旨、有 殿下秀吉公之
命、終其功、則文祿四年四月十二日、以朱印之 台書、
徵義弘於朝鮮國、 台書記左、

1495

「正文在卷本」

薩國知行割位置等可被 仰出候条、早々可令歸朝候、
在番之儀ハ又八郎其外家老者共、慥可被申置候、無由断
出船肝要候、猶石田治部少輔可申候也、

「朱カキ」
「文祿四年秋」卯月十二日

○ 「朱印」

羽柴薩「侍従とのへ

「御文庫廿三番箱十三卷中ニ写アリ、末ニ左ノ如シ」

「文四年六月廿九日、於京都御朱印御戴頂、但御國中の目錄五十万解

余」

1496 「樺山權左衛門久高譜中」

文祿四年乙未、薩摩大隅日向諸懸郡田地正經界畢、而後殿下秀吉公以四月十二日之朱印、召 兵庫頭義弘主於朝鮮國、義弘主以應貴命、忽解歸朝之纜、速著攝州難波之岸到于京師、候營中謁 殿下、且件二州半之地可領知之旨、授六月廿九日朱印之錄、受以珍戴再三已拜謝終、而後辭洛下向大隅、再令渡朝鮮矣、久高自朝鮮至京師爲供奉、又此度從渡楯也、

1497 「御文庫四拾八番箱中」「義弘公御譜中ニ在リ」

追而申候、早々可有歸朝之由被仰出候間、追付其御分別肝要たるへく候、猶巨細者鹿嶋右衛門尉可申達候、恐々謹言、

「朱カキ」
「文祿四年秋」卯月十三日

龍伯(花押)

兵庫頭殿

參

1498

「義弘公御譜中」

「朱カキ」

「龍伯公御自筆ト押札ニ在之」

「正文」

覚

- 一 境目ノ小城ニとくりいれらる、由、尤候事、
- 一 無人笑止ニ候事、
- 一 豹皮御礼之事、
- 一 馬之事、
- 一 被仰付御道具之事、
- 一 一家康一段御ねんころの事、
- 一 すぐニ御歸朝にて候ハ、御つほニツ下候する哉の事、
- 一 こ、もと何事モ此間ニ相替候事、
- 一 忠長・抱節・作さへもん各々へ相心得へキノ事、
- 一 又八郎殿へ御音信御礼義之事、
- 一 さいしやうとのさかしく候事、
- 一 人と物さたの事、
- 一 御藏米いまた無上着事、付何事モ國元喫遅といたし、
- 一 笑止ニ候事、又唐船之事、
- 一 今程無事ニ候事、
- 一 天子御惱之事、

1501

「御文庫二番箱家久公三卷中」「家久公御譜中ニ在リ」

薩隅二州日州諸縣一郡島津氏分領依 殿下之有嚴命、已
從去年所正經界、其事既終、則徵嚴親義弘於朝鮮國、以
朱印之 台書、記之於義弘譜中矣、忠恆堅固陣營、勤番
勿怠也、

1500

「家久公御譜中」

家久
忠恆様參
御報入と御中

卯月十四日

久四郎 忠清(花押)

「朱カキ」

「文獻四年」

二月十日之御書、去月十九日上着候、忝遂拜闊満足仕候、
殊 御兩殿様御勇健御座候之由、万々目出候、此方御同
前ニ候、自國元も頃餘多上洛仕候、無吳儀之由申候、祝
着之至候、巨細之段鹿右可申上候、可得責意、恐惶謹言、

1499

「家久公御譜中」

「正文」

以上

「文獻四年款」

態令啓候、仍御國本御檢地被仰付、早々相濟、忝通龍伯
被遂言上之処、 御前御氣色能候条、可御心安候、然者
御國御仕置之儀、義弘被召寄、同前ニ被得御意度由、達
上聞候處、急羽兵可有歸朝旨、被成 御朱印候、義弘御
留守中、御番被是堅固ニ可被仰付事專一候、龍伯・義弘
以御熟談、來所務以前ニ知行配分被仰付尤候、片時も急
羽兵御上洛奉待候、於此方御用候者可蒙仰候、猶鹿嶋右
衛門可被申入候、恐々謹言、

「朱カキ」

「文獻四年」

卯月十四日

石治少 三成(花押)

嶋津又八郎殿

御陳所

1502

「御文庫四拾九番箱中」 「義弘公御譜中正文在伊作兼池上源左衛門トアリ」

便風候間令啓候、抑可有歸朝之由被申出候由、千万々々
目出度、於拙身一入満足大慶存候、相積事以面可申述候、
吳々令祝着候、猶友枕齋可申下候、久四郎も御歸國可爲
御喜悅候、是又御心安候、旁追而可申候、恐々謹言、

「朱カキ」

「文獻四年款」

卯月十五日

「龜山公御判」
(花押)

兵庫頭殿

1503 「正文在文庫卷本」

小西攝津守任到來、被成御朱印候、其地在番永と辛勞共候、弥普請番等無由断可申付候、大明隨返答、來年御人數被指遣、急度可被仰付候、可成其意候、尙山中山城守(長徳)可申候也、

「朱カキ」
「文祿四年秋」
卯月十六日 ○ 「御朱印」

羽柴薩摩侍従とのへ(義弘)

「義弘公御譜中ニ在リ」

1504 「義弘公御譜中」

於昌原所捕得之兩虎、肉與腸以下畏腐爛、能搵鹽加骨盛數樽、使平田五次右衛門尉渡日本、獻 殿下、殿下喜悅之餘、四月廿八日之賜朱印台書、且曰、虎肉既足矣、再勿田獵也、

1505 「家久公御譜中」

去三月、於慶尙道昌原、所捕得之虎肉與腸能淹鹽加骨盛數樽、使平田五次右衛門尉渡日本、獻 殿下秀吉公、公喜悅之餘、四月廿八日賜 台書、義弘譜中記之者也其文曰、虎肉既足矣、再勿田獵也、

1506 「嶋津家文書」

虎之儀被仰遣候之處、即二肉骨腸色と取揃、入念到來、別而悅思召候、此上不入候間、狩以下一切無用候、猶石田治部少輔可申候也、

「文祿四年」
卯月廿八日 ○ 「御朱印」

羽柴薩摩侍従とのへ(義弘)

「義弘公御譜中、正文在卷本トアリ」

1507 「御譜中」

一久四郎忠清御暇被下候而、五月十日、國元へ下着也、

1508 「全」

一文祿四年五月十日、解纜於朝鮮國巨濟、六月五日、到著攝州大坂、

1509 「御文庫拾六番箱七卷中」

(本文書ハ一三〇七号文書ト同文ニツキ省略ス)

1510 「家久公御譜中」

「正文在島津安藝守久雄」

1512

「御文庫二番箱義弘公四卷中」「義弘公御譜中ニ在リ」

五月四日
嶋津又八郎殿
御報

寺志厂
正成(花押)

御狀令拜見候、當表諸城御置兵粮武具之儀付、被成御朱印候条、持進候処ニ、被成頂戴候而尤候、就其御使者口上ニ被仰合候通承届、則口上ニ申入候、恐々謹言、

「朱カキ」
「文祿四年」

1511

「御文庫二番箱家久公六卷中」「家久公御譜中ニ在リ」

「上包有之」
嶋津又八郎殿

(花押)

五月二日
嶋津又八郎殿
(家久)

(昭高院遺卷)
(花押)

去二月廿一日之芳墨慥到來、披閱歡悅之至候、殊段子一卷送給之候、每度難申盡候、抑其表長々御在番、御勞煩推量申候、去比者番船等雖差出候、人數等被討取之御手柄故、即刻引退之由、寔以珍重大慶不可過之候、將又祈念之儀、日々無疎意候、猶近日可有便宜由候間、期其節不能巨細候、かしこ、

1513

「古御文書三番箱三卷中」

起請文前書之事

羽兵庫様
人と御中

五月七日
寺志厂守
正成(花押)

態申入候、昨日六日到名護屋着津候、小攝致同道候、順次第可罷上候、上方之様子追而可申入候、仍虎狩重被仰付候由、虎のあたま并にく少可被下候、猶淺見半右衛門可申出候、恐惶謹言、

「朱カキ」
「文祿四年」

一當家職相續之儀、不淺儀候間、拋萬事國家安泰之儀、可爲肝要候条、存寄之儀、折々可令吳見候、曾以存別心申間敷候間、少も不可有疑心事、

一自然依世上之和議、貴所を敵、久四郎を專(忠清)いたすな

と、被聞入事候共、愚老於心底、毛頭其儀有間敷候事、

一親子之間、若讒言とおほしき儀あらは、其趣を互申顯、

聊無遺恨様ニ有度候、自然不審成子細被聞付候者、心

□ニ不被殘被遂熟談、向後不可有別心儀所希候事、

右條々若於有僞者、

奉始上梵天帝釋四大天王、下堅牢地神、惣日本國中六

十余州大小神祇、別薩州鎮守新田八幡大菩薩 大隅鎮
守正八幡大菩薩 霧島六所權現 白鳥六所權現 栗野

正若宮八幡大菩薩 日州鎮守妻五社大明神 天滿大自
在天神御部類眷屬等、神爵冥爵可罷蒙者也、仍起請如
件、

文祿四年 五月十一日 羽柴兵庫頭 義弘(花押)

又八郎殿

1514 「本田助之丞家藏」

請取申之事

文祿元年 一銀子ノ日記壹卷

一種ノ進上物日記一卷 一鉄あさのヲ日記一卷

一壹紙目錄一卷 一種ノうけ取壹把

一書狀袋壹ツ

文祿元年ノ分 一右之日記數同前、但此外酒肴之日記二ツ、

以上

文祿三年ノ分 一右之日記數同前、此外さけ肴ノ日記壹ツ、
文元々文三まての分 一播断物之日記一ツ 一借銀返弁ノ日記壹ツ

一米ノ日記壹ツ

以上

一銀子・新そく・酒肴・種ノ進上物・鉄あさのお、合日
記數五ツ、請取三通、案文袋壹ツ、
一きやらの日記一ツ

以上 文祿四年五月拾一日 健軍猪右衛門尉(花押)

本田助丞殿 参

1515 「御文庫拾六番箱七卷中」「義弘御譜中正文有之トアリ」

猶々川善左衛門尉にて忝儀共被仰聞せ候、是又過分

至極ニ候、彼是宜御披露所希候、

武庫様御歸朝付而、御朱印被着渡候間、目出度奉待候、
殊更惣別御歸帆之由、取沙汰候之条、若殿様御同前之
可爲御歸楫候、重疊之御満足、已下ニいたる迄大慶不過
之候、兼又京都御仕合弥々事能御座候、可御心安候、自
然之時者御取合所仰候、恐惶謹言、

「朱カキ」 町田出羽入道 存松(花押)
「文祿四年秋」 五月十六日

圖書頭殿

「樺山太郎三郎忠征規久譜中」

同年八月中旬、義弘主辭京都、同月廿八日、歸著于栗野矣、旅庵扈從也、

津追跡赴上方也、
已過彼地令赴京師、以故與川上久右衛門尉俱、借船於唐

文祿四年乙未、應 殿下秀吉公之徵、義弘主發於朝鮮

1517 「新納旅庵譜中」

國、直上都之旨、使北原勘右衛門尉通達於栗野、實五月十七日也、同廿一日、旅庵發栗野到名護屋、則 義弘主

樣子平田藤七兵衛尉へ申合候間、令省略候、恐く謹言、
又八郎殿

「朱カキ」
「文祿四年」五月十七日 竜伯(花押)

1516 「御文庫四拾八番箱中」「家久公御譜中ニ在リ」

書狀到着、具令披見候、先以義弘早速上洛之由被仰出候

間、大慶同前ニ候、殊更其表和平相濟、惣別可爲歸楫之

由其聞得候、満足此事候、兼又善左衛門尉にて其元入用

之儀共承候、今度皆く不相調候へ共、皆同歸朝候者、定

船多く入用之儀可有事を存知、先急候て彼船着渡候、猶

候由、可被申聞候、本田助允乗船ハる數無之故、鷹

をせき船ニのせ候間、久藏菅人相添せきニのり候、

貴所鷹一段と堅固ニ候、可御心安候、は、つてう井

すりハ助允船ニのせ候キ、ゆうけきより預候鷹ハ、

爰元にておち候、ほいなく存計候、兼又國元ヨリ麟

齋あふり候茶つぼ者到來候間進之候、此内極壹袋・

形付式袋此方へ留置候、爲御心得候、此茶圖書頭・

種子左近などへも可被遣之候、次此書狀脇坂中書・

生駒讚岐守殿へめいくニ可被持せ候、以上、

好便之条令啓候、仍去十四日夜渡海候、天氣無然候て

船中不穩、いつもなからゑひ候て令難儀候躰、可有推量

候、とよ崎へハ取付候ハて、對州西表志と見と云ル湊へ、

同十五日午刻程着船候、同十七日ニつ、崎あざもと云ル

ニ酉之刻程着岸候、めしつれ候者船共も、其夜中程追付

1519 「御文庫四拾八番箱中」「家久公御譜中ニ在リ」

文祿四年、應 殿下之召、義弘主歸朝、翌年又朝鮮渡楫也、忠征初終相從者也、

猶く川上四郎兵衛尉・伊勢弥九郎能く念を入奉公可

仕儀肝要候、諸人なみに心得候てハくせ事たるへく

候由、可被申聞候、本田助允乗船ハる數無之故、鷹

をせき船ニのせ候間、久藏菅人相添せきニのり候、

貴所鷹一段と堅固ニ候、可御心安候、は、つてう井

すりハ助允船ニのせ候キ、ゆうけきより預候鷹ハ、

爰元にておち候、ほいなく存計候、兼又國元ヨリ麟

齋あふり候茶つぼ者到來候間進之候、此内極壹袋・

形付式袋此方へ留置候、爲御心得候、此茶圖書頭・

種子左近などへも可被遣之候、次此書狀脇坂中書・

生駒讚岐守殿へめいくニ可被持せ候、以上、

好便之条令啓候、仍去十四日夜渡海候、天氣無然候て

船中不穩、いつもなからゑひ候て令難儀候躰、可有推量

候、とよ崎へハ取付候ハて、對州西表志と見と云ル湊へ、

同十五日午刻程着船候、同十七日ニつ、崎あざもと云ル

ニ酉之刻程着岸候、めしつれ候者船共も、其夜中程追付

候、打つ、き天氣あしく候て、于今滞留、順風次第可致

渡海覚悟候、本田助丞乗候歸國之船、いつかたへ着候共

しれす候、定是も別儀あらしと存候、申に及候ハね共、

其元勲番之事不可有由断候、伊勢弥八爰元ニ參合候間、

京都之様ニめしつれ候、國元之儀共無儀之由申候、可

御心易候、恐々謹言、

又八郎殿

義弘(花押)

1520 「伊集院久治譜中」

「正文在伊集院右衛門」

猶々朝鮮京跡之上墨之繪圖差越候、彼圖之こく候

する墨心懸候て所持仕、進上有へく候、惡墨ハ彼圖

之こく候共無望候、爲心得候、

累年之在陳辛勞之至候、然者半右衛門尉事一節名代憑度

之由、今度言上候、可然存事ニ候、彼仁此中召仕候、別

儀有ましき様ニ見得候間、分別次第ニ候、兼又御歌會・

花見など之詠歌書付差越候、一覽有へく候、仍樽壹荷進

之候、可有賞翫候也、恐々謹言、

竜伯(花押)

(伊集院久治) 抱節

1521 「御文庫拾六番箱八卷中」義弘公御譜中ニ在リ

猶々日本方御吉左右奉待候、自然此表相應之御用等

御奉公仕度候、猶重疊可申上候、以上、

貴札忝致拜見候、急度可被成御歸朝之旨御説ニ付而、早

速御出船目出度奉存候、從是以書狀成共可申上處、却而

憚多存無其儀迷惑仕候、就中豊前守此表在陳之儀候条、

又八様別而可奉得御意候、則口上之趣具申聞候、御心安

可被思召候、次拙者ハ式百疋被下候、御懇過分至極候、

委曲御使者江口上申談候、此等之趣可然様御披露所仰候、

恐々謹言、

相良五郎左衛門尉殿

小谷又右衛門尉
光秋(花押)

1522 「雜抄」

遙申隔□□、在所壹段□□、可安御心候、

一藏人殿御上洛御大儀共無是非候事、

一拙者渡海之儀、去正月在所を令發足、舟共一かう出來

不申候て、漸三月之初つかたニ者可致出船覚悟ニ候處ニ、笑栖爲御使歸朝候、拙者へ被仰聞儀共候間、可罷歸之由承候条、中辰申候へハ、折節木付之京衆來臨候て彼ニ取紛、同月之末ニ又罷出、それより然との順風無之候て延引申候、類船共者其國へ着津候ニ、油断之様ニおほしめすへき事推量申候、然共拙者船者はやく候て、二三里ほどさきニのり申候、折節雨しきりニふり候て、我等船者府中ニ着候、類船者すミよしの瀬戸邊へ可參候欵、左候へハ府中右の順風なく候へ共、瀬戸右ハ出船申方角之ちかひニて候へハ、後れ申候て自他之失面目申候、然共とよ崎へ在之内ニ 武庫様御舟別湊へ着申候様ニ承及候間、夜中ニ相たつね參申候へハ、存之外殊之外成忝御意共候て、御供衆御無人之間、如京都めしつれらるへき由候之間、應御意候、御目ニかゝり世上躰之儀共ニ付、種とめつらしき儀共多く候、三夜ほと咄可申と相存候之処ニ、口惜存候、併大明和睦之由候間、御歸朝も程有間敷と存候、其砌期面上不能一二候事、

一拙者罷上候間、藏人殿何篇得談合可相調候哉、然共知人たる人のミヤこあさり申候、可有御推量候事、

一彼佞人殊之外ひえられ候、何共笑止千万ニ而候、貴老も可爲御同前候哉、御心底之程推量申候事、

一愚弟弥九何篇不如意成式ニての長在陳、存やり候て哀

ニ候間、能人を相越申候、弥以不及申候へ共頼候事、

一藏人殿又むすをもたれ候、笑止と申計候、

一御檢地之時、長壽と藏人殿と出合候て、藏殿はをぬかれ候、肝をつふし給たる事ニて候、奇特ニて候、く

事、

一貴老之事、長壽此前ハ何とも候へかし、今度ニおひて

ハ何共無然と候事、

一彼大坊主と長壽間之事、上むきハよきやうニ候へ共、

下心ハ無然と候事、

一右之段といそき候て不取敢申候、又從京都可申候、恐

惶謹言、

「文四年カ」

五月廿一日

伊弥八

（ヨメズ）
（花押）

「宛書ナシ」

1523

「義弘公御譜中」

「正文」

以上

三月廿四日之御書、今月拾五日從京都此地へ到來、謹而感讀仕候、先以被成御歸朝、直ニ御上洛之由承、最目出候、寔從御旅之御苦勞奉察候、乍去吾朝へ御渡海之段、珍重々々、然者拙者事も不圖御暇被下候而、今月十日國元へ下着、安堵之躰候、去年以來氣合惡候處、龍伯様御懇之以御意、御藥其外種々養性申候故、過半快氣之分に候、然處頃者在國仕候之条、定躰而可令平愈候、巨細者具久右衛門尉へ相合候之間、不能細筆候、可得貴意候、恐惶謹言、

〔朱力キ〕

〔文祿四年秋〕

五月廿四日

久四郎

忠清(花押)

義弘様

參尊報人と御中

1524 「家久公御譜中」

「正文」

以上

三月廿四日之御書、今月十五日從京都此地へ到來、忝令感讀候、拙者事不圖御暇被下、今月十日國元へ下着、令安堵候、殊御本所様も被成御歸朝、直ニ御上洛之由承

及、從御旅之御苦勞奉察候、乍去先以吾朝へ御渡海之段珍重候、忠恆様御事者と合御在番之由承、可爲御心遣候、然共此元へ巷説之趣、漢國与和國和睦之謹使被差出朝鮮之由相聞候、於治定者可属御勝利之条、無程御歸朝眼前候、兼者拙子事去年以來氣合惡候処、龍伯様以御意御藥其外種々到養性候故、過半快氣候、然處頃者在國申候条、定躰而可令平愈候、此等之趣宜預披露候、恐々謹言、

〔朱力キ〕

〔文祿四年〕

五月廿四日

久四郎

忠清(花押)

伊勢弥九郎殿

〔此年七月四日、十四歲御早世ナレハ、御快氣ナキコト推考セラル、惜哉、忠清君ノ遺書ナルベシ〕

1525 「御文庫二番箱家久公六卷中」「家久公御譜中ニ在リ」

小攝重而渡海候間、一書申入候、先以御無事之儀可相調躰候、公私之大慶此事情、然者各御事も御歸朝不可有程候、仍其元御陳替彼是ニ付而、御談合有之度儀候ハ、小西攝津守・寺澤志广守兩人ニ諸事可有御相談候、此兩人拙子別而無等閑候、御隔心有之間敷、貴所御用馳走候

様ニと、此方ニて頼入候、可有其御心得候、恐々謹言、

「朱カキ」
「文祿四年放」

五月廿四日

石治少

三成(花押)

嶋津又八郎殿

御陳所

1526

「家久公御譜中」

「正文在巻本」

大明勅使渡海候者、各事も人数殘置、可令歸朝之由雖被仰遣候、先々重而御一左右迄其城ニ可在之候也、

(文祿五年)

五月廿八日

○「御朱印」

嶋津又八郎とのへ

1527

「御文庫二番箱家久公七巻中」

返くたといろしまて御きてう候共、又御かへり候

へく候、以上、

無用御事御朱印ニまかせられ候て、たとい中とまで御出舟候共、又御かへり候て御さいはん候へく候、返々重而被出候 御朱印のむねニまかせられ候て、御さいはんかん用候へく候、恐々謹言、

五月廿八日

(花押)

石田治部少輔

嶋津又八郎殿

人と御中

三成

「此一書ハ御朱印ト同日ノ書ナルヘシ」

1528

『永吉色主藏』

永く在陣辛勞候、此時候之間、尙以可抽粉骨事肝要候、隨而御道服・帷子被下候、委細石田・増田・大谷可申候也、

「文祿四年」

六月二日 御朱印

嶋津又七郎とのへ

1529

「御文庫二番箱義弘公巻中」「義弘公御譜中正文在巻本トアリ」

會津知行目錄

會津年寄共書付

一七拾三万四千貳百七拾石

まへのたか

御意

此七十三万四千貳百石ハ、まへ兩度ニひた_(補生氏郷)被下候分

也、

會津年寄共書付

一拾八万五千五拾石

文祿三年けんちニ
出め分

御意

けんち仕候刻、出米過分ニ出候由、飛彈も申、筑前な

とも申候間、上方之けん地も五わり三わりハ出候、是

ハ遠國にて候付て、最前之けんちやくやく被仰付候間、
其分ニも可出やと被成 御意候處、此出米もすくなく
候と思召候事、

會津年寄共書付
合九拾壹万九千三百廿石之内

同
六万三百石文祿三年之大水ニ、川なり・山くつれ、

御意
此六万三百石、ふんろく三年大水ニ、川成・山くつれ
ニ成候よし書付申候、けんちのうへハ、川成・山くつ
れハうち之け候ものニて候を、如此書上候、けんちよ
りのちニ、川くつれニ成候哉、然者出分十二万石と可
書付事候、左候へハ、出米すくなきニ付而、如此高ニ
書上、又引おとし申事、

同
あい津とし共書付
残而高八拾五万九千廿石之内

同
六拾五万七千五百五十石家中しはい

同
壹万石 きりふ

同
物なり

三千八百石之内

同
千石 上のちうげん

百人、一人ニ十石つゝ、

同
四百石 あいつの中間

百人、一人ニ四石つゝ、

同
五百石 あいつるすい

としより共 五十人

同
千九百石 京・ふしミ・大坂

るすい、さふらい・中間のきりふ、

但、京ニて四百石のふん、

御意
此きり米方之儀、惣様藏入之内ニて下行仕物候處、知
行之高頭ニて引おとし、藏入之高をすくなく見せ候と

思召候事、

あい津としより共書付
九千四百五十石

ふちかた

物なり

同
三千六百石之内

同
八百人 四人ふち かちの衆貳百人

同
四百人 二人ふち 中間貳百人

同
貳百五十人 五人ふち するすいとしより共五十人

同
五百九十石 四人ふち しようにん百卅人

御意
ふちかたの事、是又か様の遣方ハ、藏入之内ニて下行

仕候處ニ、惣知行の高ニて引候事、如何儀候哉の事、

あい津とし共書付
拾八万貳千廿石 たい所入

物なり

同
六万九千六百七十七石六斗

をよそ高ニつき三ツ八ふん也、

御意

此たい所入十八万石と書付申候、けんちの出来も十八万石ニて候、然ハけんち不仕候以前ハ、藏入ハ一りうも無之と相見候、御不審被成候處ニ、新知として五万石しはい仕よし申候、京・伏見・大坂之るすい、さうち仕候房主・小者共、四石宛取候はい當迄、めいくニ右ニ書付高ニて引申候處ニ、五万石新知遣由、書付不申候事、五万石ハ四石つゝ、よりすくなく候哉の事、

文祿四年五月吉日

かまふ左兵衛

郷舍判

玉井かすまのすけ

貞忠判

町野左近助

重行判

(前田玄以)

ミンふ、法印

(長政)

あさの彈正殿

御意

右一書ハ、連判之本書別紙在之、是ハ写、皆共ニ可被爲見ため、如此御不審之事書を被遊候、今度鶴千世事、雖幼少候、飛經ニ別而被懸御目候、其上久き家老者共も有之条、忝存疎略申間敷と思召、於境目過分之御知行無相違被仰付、殊家康智ニまでさせられ、外聞可然

様被仰出候處、無幾程知行方之儀、年寄共如此不相届

仕様、無是非次第候、猶以被送御糺明、家老輩私曲

顯然ニ付而ハ、御置目候間、日本之地被爲相拂候欵、

不然者可被加御成敗候、此上ニても鶴千世事ハせかれ

ニて存間敷候条、不便ニ被思召、江州於在所堪忍分忒

万石通被仰付候、物ニも成候者、それより可被取立御

覚悟候、此条と惣様法度候間、被仰聞候、下ニ至る

迄申聞、よくく令得心、御返事可申上候也、

文祿四年六月三日

「御朱印」「題目裏判同」

羽柴薩厂侍従とのへ

1530

「御文庫四拾八番箱中」「家久公御譜中ニ在リ」

猶く修右・川左衛・源七郎・小典次・入又六・喜攝

・比紀・抱節・鎌雲其外各へ、御普譜已下奉公之儀、

無懈怠之様ニ頼入候旨申度候、次今度大明勅使日本

へ被食出候付而調被下候寛、有方にて見合候間、令

書写進之候、以上、

去月廿三、對州より好便候て用壹札候キ、相届候哉、時

分柄之霖雨故、海上不任心中、漸今日幡州室津へ着船候、

然者寺澤志厂殿・古屋右近殿へ遂參會御物語承り、先大

明よりの申分 大閣様被聞食、大方被成御納得候欵、大明勅使并遊撃いづれも日本へ被食出之由候、併高麗諸陳衆今年中ニ可被引取之様にハきこえず候、被得其意肝要ニ候、委儀者石治少へ得御意候て、追々可申越候、圖書

頭其外老名敷衆各無由断候様ニ、諸職被申付專要ニ候、以別紙可申候へ共、只今出船取紛無其儀候、就中御城米之儀、雨中御藏もり候てハ咲止ニ候、よくく念を入候て可然候、勿論彼御城米之儀者入組可在之由候、重而可申候、兼又芍藥ニあまた重咲候花、日本ニめつらしく候、其元へ多く在之儀候間、鉢植ニさせられて國本へ可被遣

之候、但今程者花も有間敷候間、可難見分候哉、さやうニ候者、ひと重咲候花にても、芍藥を鉢植ニさせられ可預候、尙期後音之時候、恐々謹言、

「朱カキ」
「文祿四年」六月三日

義弘(花押)

又八郎殿

1531 「義弘公御譜中」

茲歲文祿四年、薩隅日島津氏分領中正經界畢、則爲割地以下之達細大、 殿下秀吉公徵義弘於朝鮮國、以四月十二日朱印台書、由茲五月十日、解纜於朝鮮國巨濟、日本人曰之於唐島

雖曰海程之欲急疾、五月雨之最中風波不靜、且逆浪遮前路、送數日於彼此海岸、六月五日、自船一隻到著攝州大坂而已、

1532

「義弘公御譜中」

「正文在加治木城權右衛門經秀」

なをく又八郎事けんこに残番せられ候間、心やすかるべく候、

我等事可致上洛之由、以 御朱印被仰下候条、五月十日にからしま出船候て、五月雨の最中、海上も靜ならず候へ共、漸今朝此津へ着岸候、然間我等のり舟一そうまで參着候、定而供の舟共も近日可參候之間、やかて上洛申へく候、將又久四郎下向候□其聞候、左こそ其元のよろこひこれよりおしハかり候、久四郎へも書狀にて可申候へ共、急便之間無其儀候、先く御心得あるべく候、何共重而可申候、かしこ、

「朱カキ」
「文祿四年カ」六月五日

大さか方

宰相□へ

まいる

よし弘

1533 義弘待從船到著、而後上伏見城見 殿下秀吉公、賀勇健

祝平安也、

1534 「御文庫二番箱家久公六卷中」「家久公御譜中ニ在リ」

猶以二三日中ニ、日本へ便急候間、御用候者可承候、
以上、

從日本昨日到來ニ付而、瀧七右衛門尉口上ニ申合進入候、
猶彼者可申候間、書中不具候、恐惶謹言、

「朱力キ」
「文祿四年」
六月五日

嶋又八様
人々中

小攝守
行長(花押)

1535 「御文庫四拾八番箱中」「家久公御譜中ニ在リ」

態申候、仍奥方知行方之儀被仰候、爰元之儀者大略相濟
候、其許へ此等之儀等爲熟談之、伊集院宮内少輔使とし
て渡海申付候、様子被聞召届、父子御談合を以、今度可
致首尾事肝要ニ候、恐々謹言、

「朱力キ」
「文祿四年」
六月六日

竜伯(花押)

又八郎殿

1536 「御文庫拾六番箱八卷中」

猶々申入候、一ヶ条之筋目、本六右衛門尉殿奉頼候、
御入魂候て、相澄候様ニ偏御馳走希所候、以上、

態令啓上候、仍其國永々御在陳御辛勞、不及是非候、對
根占家ニ種々御懇切之御意被仰候由承、一段忝候、是非
以雖憚多存候、久四様之御事、申請度存分迄候、委曲六
右衛門尉殿迄以書狀申上候、御内談奉頼候、於前々根占
之事、別而御芳情、于今不忘、於永代無相違御引廻偏頼
存計候、巨細之談藥丸治右衛門可申上候、恐惶謹言、

文祿四

六月十日

根占七郎

重虎(花押)

鎌田雲州老參
人々御中

1537 「御文庫拾六番箱八卷中」

以上

武庫様今月五日被成御着船、同十二日御上洛にて候条、
千秋万歳奉存候、仍 若殿様御勇健之由承、誠々目出度
奉存候、殊其表御和睦儀相濟、急度御引陳之由候之間、
爰元上下之満足不過之候、兼又此地 御兩殿様被成御打
合、夜白御談合最中、旁宜預御披露候、恐々謹言、

六月十四日

町田出羽入道

存松(花押)

鎌田出雲守殿

「此一書ヲ按ルニ、文祿四年五月十日、義弘公解纜巨濟、六月五日、着船大坂云々トアレハ、御歸朝ノコトヲ朝鮮在陣鎌田雲州へ報道ノ書ナルコト明ケシ、若殿様ハ家久公ニテ御在陣ナリ」

「義久公御譜中」

「此本在御文書方」

1538

文祿四年六月吉日、爲祈念詠之、

そのかみのえにしあらすはひめ子松

すゑ葉に家の風ハふかめや

「正文有之」

覚

一治部少かたへ之御使可被成御定事、但兩人可然候事、
一町出入御老中役被召免候間、諸事御斟酌之由被仰候事、
一竜伯様御ためと申ながら、竜伯様もさして不被入御心、
并重代之御家來衆も國家之御ためにも不被相構候て、
面々の勝手次第ニ候て、何事も三成并我等式ニふり被
懸候段、不能分別候事、對三成六ヶ敷事被仰懸候共、

御家中之衆恣之儀仕候を先堅被仰付、其後三成并我等式ニも可被仰聞段尤候、但重代之御家來衆ニ不被仰達候者、此方へ一切不及承候事、

一於薩隅爲 公儀申置儀共、御家來衆以御分別三成ニ被失面目作事条々在之事、

一幸侃下國以來之事、

一御家中衆雖爲誰と、何篇雜說申出もの於有之者、はたと被成御糺明可有御唆旨、竜伯御神文之事、付老中并御使兩人も御神文之事、

一公儀并國家之御ためニも惡儀共申出、又才覚仕候者於有之者、はたと被成御糺明可被遂御成敗旨、竜伯様御神文之事、付老中御神文之事、

一今日通までハ竜伯様へ之使治部少申付候、然ニ惣別私成儀を申候とハ不存候、雖然心に相たくまず、竜伯様并御老中ニたいし不謂族申入儀萬一於有之者、何ヶ度も無御隔心差返し可被仰之由、竜伯様并老中并御使兩人御せいし可有事、さ様ニ候者何様にも弥無腹藏可申談事、

一幽齋・治部少御そうしや被申候、御兩人以同意被申儀者不及是非候、御兩人被申様兩様に候者、能く被成御

1539

分別、有様次第ニ御同心專一候事、

一 惣別後日可出合子細を、證文證據よく被召置可然候、

京都・御國元兩方ニ本書と写と可被成御置候事、義久

・義弘・又八郎殿互御在國候時、萬事京都御國遠路故、

御國へ尋申ニ付而何事も延引候て御ため不可然候事、

一 治部少御取次あまた候へ共、如此内しう之事迄承儀無

之候事、

一 專用くハ御家來衆之無沙汰を堅固ニ御法度被仰達、

以其上三成御入魂尤候、御家中衆氣任恣之族被成御用

捨、對三成御老中役其外御まかない以下之事迄、被成

御頼事不能分別候、さ様に候て御家中衆何かと申時、

竜伯様并老中又惡覚悟候者御同心候へハ、皆悉三成た

め不可然候、此一ヶ条ニ相究候、無其儀由被仰候者、

其證據可有之候哉之事、

以上

「朱力キ」
「文祿四年」六月十七日

三兵

幸侃老 吉田美作守殿

町出入老 白濱次郎左衛門尉殿

「二番箱家久公六卷中」「家久公御譜中ニ在リ」

以上

御狀拜見申候、至其表番船罷出候へ共、無吳儀引取申之

由、早く御使者忝候、昨日自是も以使者申上候、猶追々

可得御意候、恐惶謹言、

「朱力キ」
「文祿四年」

六月十九日

小攝

行長(花押)

嶋又八様

御返報

1541

「御文庫二番箱家久公六卷中」「家久公御譜中ニ在リ」

以上

其面番船差出候由、自竹嶋被申越候、如何無御心元存候

条、用寸札候、様子御報可示預候、隨而此境目相替儀無

之条、可御心安候、尙使者口上ニ申合候之間、不能巨細

候、恐々謹言、

「朱力キ」
「文祿四年カ」

六月廿日

加主計

清正(花押)

嶋又八殿

まいる人と御中

1542

爲見舞被仰遣候、仍其國永々在番、寔打續苦勞之段被察候、弥靜謐之由尤候、猶重而可被仰聞也、

六月廿四日

○「御朱印」

嶋津又七郎とのへ

1543 「財部米良氏文書」

文ノ三九月廿日

一七石五斗 高麗見次、高城左京亮殿御存知にて候、

文ノ四卯月四日

一式石 高麗へ相渡候、新納狩野介殿御存知にて候、

一六石五斗三升八合 是ハ高麗にて、久保様借上申候銀

子ニ引、右之入組、山越入 新狩 至合點候、高麗にて御使

關平田与左衛門尉殿
有川大炊左衛門尉殿にて候、右之墨付有、

一拾貳石六斗七升四合 高麗にて自堪忍、

上地田數八町五反

一貳十九石五斗 山越入 へ相渡候、

新狩

延命寺之分

一七石七斗壹升三合 太平寺へ相付候、

天正九年之繩

惣都合三百卅九石貳斗七升壹合

右之内上地之石七拾四石七斗九升三合

已上

文祿四年六月廿八日

米良勝右衛門尉(花押)

1544

『嶋津氏文書』「在文庫」『義弘公御譜中ニアリ糺合ス』

薩广國貳拾八万三千四百八拾八石、大隅國拾七万五千五

拾七石、日向國之内諸縣郡拾貳万百八拾七石、合五拾七

万八千七百參拾參石内、今度以檢地之上、壹万石御藏入、

六千貳百石石田治部少輔、參千石幽齋、此分相除之、五

拾五万九千五百卅三石事、目錄別紙 令扶助訖、全可有領

知者也、

文祿四

六月廿九日

○「御朱印」

羽柴薩摩侍從とのへ

1545

「義弘公御譜中」

文祿四年六月廿九日、薩摩大隅及日向之中諸縣一郡、賜

割地朱印及朱印之目錄、各記左方、

薩摩國云々、「前文也」

1546

「御文庫二番箱義弘公卷中」『義弘公御譜中正文有之トアリ』

文祿四年六月廿九日

大隅國

知行方薩广國

日向國內諸縣郡

目錄帳

大閣様御藏入分

大隅國始羅郡加治木之内

一貳千參百五拾五石九斗六升八合

木田村

一貳百五拾九石壹斗六升五合

高井田村

一六六拾八石四斗貳升五合

西別符村

一貳百參拾三石四斗五升八合

日木山村

一千參百七拾三石六斗四升七合

段土村

一九百拾壹石七斗貳升四合

小山田村

一七拾貳拾石九斗六升七合

佳例川村

一千六拾七石貳斗四升

竹子村

一千參百拾五石壹斗一升九合

みそ邊村

一千九百拾四石四斗七升

崎森村

合壹万石

右御代官

石田治部少輔

石田治部少輔知行分

隅州曾於郡きよ水之内

一參千六百六拾四石三斗八升八合

曾小川村

一千七百石九斗六升三合

上小川之村

一參百石

みなと村内

一五拾五石五斗四升三合

船つき
こむら

一六六七石五斗四合

しきねの内
持富の村

合六千參百貳拾八石四斗四升八合

幽齋知行分

隅州肝付郡之内

一九百拾五石九斗壹合

岩廣の村

一千八百八拾九石四斗五升

たかくまの村

一貳百石

細山田村之内

合參千五石三斗五升壹合

竜伯藏入分

一壹万四千六百五拾六石九斗四升五合

大隅曾於郡之内
十六ヶ村

一壹万九千五百六拾六石貳升

同桑原郡之内
廿八ヶ村

一六千七百八拾五石七斗壹升四合

同下大すみの内
九ヶ村

一壹万千六百貳拾五石壹斗六升七合

同
ねしめ村

一五千貳百四拾石貳斗五升三合

同肝付郡之内
七ヶ村

一五千九百八拾石參斗七升七合

同ひしかり郡之内
六ヶ村

一貳千七百八拾壹石三斗六升五合

隅州伊佐郡之内
三ヶ村

一壹万四百四拾五石壹斗七升

日向國諸縣郡之内
しふし村

一七千參百七拾九石八斗五升三合

同郡之内
七ヶ村

一參千九百六拾貳石九斗八升八合

同郡之内
八代村

一四千拾七石四斗七升貳合

同郡之内
六ヶ村

一四千五百七拾壹石六斗八升五合

さつま郡入來の内
二ヶ村

一千九拾八石九斗九升

同那川内之内
百次村

一千八百八拾八石八升 同郡の内 中郷村

合拾万石

羽柴薩^ノ侍從藏入分

一壹万參千五百四拾五石五斗六升壹合 さつまかこ嶋郡の内 かこ嶋村

一七千七百八拾九石九斗五合 同郡の内 よし田村

一六千五拾八石七升三合 日置郡の内 市來の村

一壹万四千參百貳拾壹石六升九合 同郡の内 伊集院村

一參千九百貳拾六石九斗壹升九合 同郡の内 くし木野村

一五千貳百拾三石四斗壹升九合 阿多郡の内 伊作の村

一三千八百九拾三石三斗九升三合 谷山の郡 中村山田村

一壹万六千八百五拾七石六升壹合 ゆふすき郡 指宿村

一壹万四千九百三拾九石三斗九升五合 顯娃郡 えの村

一五百參拾壹石四升七合 薩^ノ郡の内 羽嶋村

一參千百八拾貳石壹斗五升壹合 同郡限城之内 西手村

一千八百八拾貳石三斗五升 同郡之内 山田村

一貳千六百四拾貳石五斗九合 隅州始羅郡浦生之内 三ヶ村

一七千八百六拾四石七斗五升四合 同郡 帖佐村

一千七百七拾九石三斗四合 同郡 向之嶋

合拾万石

伊集院右衛門尉入道知行分

一八千八百三拾九石四斗七合 日向もろかた郡の内

一四千九百九石壹斗七升六合 日向諸縣郡之内 三ヶ村

一參千百貳石六合 同 かちやま村

一貳千貳百三拾九石七斗六升九合 同 山田村

一壹万參百貳拾五石八斗五合 同 五ヶ村

一六千八百三拾石七斗壹升九合 同 やすなが

一千五百六拾六石貳斗四升六合 同 の、ミ谷

一九千七百貳拾石貳斗八升九合 同 たか城

一壹万貳千參百七拾五石貳斗壹升 大^ノミの内 すえよし

一貳千四百三石八斗壹升三合 同 つねよし

一四千參百三拾七石壹斗壹升九合 同 たからべ

一千四百七拾三石四斗七升九合 大^ノミの内 めくり

一千貳百五拾九石貳斗七升七合 同 市成

一千七百五拾六石五斗壹升八合 同 もひき

一八拾石 同 ひらばうの内

一貳千參百貳拾石七斗九升七合 同 内の浦

一七千貳百六拾四石壹斗壹升 日向諸縣之内 大きき

合八万三石八斗四升

嶋津右馬頭知行分

一五千貳百六石四斗八升 大隅熊毛郡蓮子嶋 拾四ヶ村

山役川役此米
一六拾六石壹斗四升

一千九拾三石

山役浦役此米
一參千六百三拾四石三斗八升

合壹万石

給人領

一貳拾六万六千五百三拾三石

寺社領

一三千石

惣都合五拾七万八千七百三拾三石

右以今度檢地之上、如此被成御支配候也、

文祿四年六月廿九日

○「大關御朱印」

羽柴薩广侍從とのへ

「本ノマ、」
「墨付紙數拾卷枚上紙共ニ」

「御文庫廿三番箱十三卷中写也」「義弘公御譜中ニ在リ」

目錄之事

薩摩國分

一九万貳千貳百參拾八石九升

先高

拾九万千貳百五拾石六斗五升

出来

拾四ヶ村

えらぶの郡

屋久嶋

薩广

大隅
日向諸縣郡内

右三ヶ國內

合貳拾八万參千四百八拾八石七斗四升

大隅國分

一六万八千六百四拾七石七斗四升 先高

拾万六千四百九石五斗貳升 出来

合拾七万五千五拾七石貳斗三升

日向國之内諸縣郡

一五万參千八百五拾九石四斗六升 先高

六万六千參百貳拾七石九斗八升 出来

合拾貳万百八拾七石四斗四升

惣合五拾七万八千七百參拾參石四斗壹升

右之内先高貳拾壹万四千七百四拾五石貳斗九升

出来 參拾六万參千九百八拾八石壹斗五升

右知行方支配目錄

一拾万石 此内七万三千石御加増 義久藏入無役

一拾万石 此内八万八千石御加増 義弘藏入無役

一八万石 此内五万九千石御加増 伊集院右衛門入道

一壹万石 此内千七百石御加増無役 嶋津右馬頭

一拾四万千貳百貳拾五石 給人本知

一拾貳万五千參百八石 同御加増、右給人ニ爲加増可遣致、新參侍
可相拘、義久・義弘覺悟次第

一參千石 寺社領

「御文庫廿三番箱十三卷中写也」

一壹万石

大開様

御藏入御代官石田治部少輔

一六千貳百石

石田治部少輔ニ被下、

一參千石

幽齋ニ被下、

合五拾七万八千七百參拾參石

右今度以檢地之上、被成御支配候也、

文祿四年六月廿九日 御朱印

羽柴薩摩侍從とのへ

明地にて在之分

一六万石

又八郎今迄之藏入分

一五千石

竜伯藏入より出分

一五千石

兵庫頭藏入方出分

一七万石

幸侃方出分

一壹万貳千八百石

義久・兵庫頭内儀かた

まかない分

一壹万七千三百五拾石

うき地分

種子嶋分引而

一五萬石

新知分

一壹萬石

上方分

合拾六万八百五拾石

高六拾壹萬九千四百石之内

諸給人・寺社領・竜伯・兵庫頭内儀方まで相

渡分引殘而、

合拾六万八百五拾石之はらい之事、

一拾萬石

又八郎藏入、是にて京儀おもてむき軍役方、義久兄弟か

まもなく被相濟分也、

一三万石

京都ニ相詰諸侍五千人兵糧之心あて三ツ成ニしても凡壹

萬石缺、運賃はらし候ても八千石あり、然者五千人十ヶ

月之兵糧、

知行割付之事

一惣高六拾壹万九千四百卅石

但新地加テ

右之内

一六万石

無役

義久藏入

一六万石

無役

義弘藏入

一壹万石

無役

又八郎内儀かた

一三十壹万八千六百九拾石

諸給人方右馬頭
右衛門太夫
加テ

一三千石

寺社領

一五千八百七拾石

道具者小きう人共

一千八百石

帖佐富隈屋敷かた

合四拾五万九千三百六拾石

一 參万八百五拾石

是へいまた心あてなき分也、

譜待新知ニ被遺之候はん共、又ハ拾万石之外

藏入ニ被召置候はん共、三殿御はからい次第、

右之わり如此、諸給人知行所并三殿御藏入并三萬石上

方兵糧分之所、何も在之所付之儀者、御割替候はん共、

其ま、被召置候はん共、かつてくニ可被仰付候、

「年月ナシ」

「御文庫廿二番箱八卷中」「義久公御譜中ニ此一通アリ」

知行方目錄

一 壹万四千六百五拾六石九斗四升五合 大隅國會於郡之内 十六ヶ村

一 壹万九千五百六拾六石貳升 同桑原郡之内 廿八ヶ村

一 六千七百八拾五石七斗壹升四合 同下大すみの内 九ヶ村

一 壹万千六百貳拾五石壹斗六升七合 同 ねしめ村

一 五千貳百四拾石貳斗五升三合 同肝付郡之内 七ヶ村

一 五千九百八拾石三斗七升七合 同ひしかり郡之内 六ヶ村

一 貳千七百八拾壹石三斗六升五合 同伊佐郡之内 三ヶ村

一 壹万四百四拾五石壹斗七升 日向諸縣郡之内 しふし村

一 七千三百七拾九石八斗五升三合 同郡之内 七ヶ村

一 三千九百六拾貳石九斗八升八合 同郡之内 八代村

「在右馬頭以久譜中」

一 四千拾七石四斗七升二合

同郡之内

六ヶ村

一 四千五百七拾壹石六斗八升五合

薩戸郡入來之内

二ヶ村

一 千九拾八石九斗九升

同郡川内之内

百次村

一 千八百八拾八石八升

同郡之内

中郷村

合拾万石

右藏入爲無役令扶助訖、全可領知候也、

文祿四年六月廿九日 御朱印

竜伯

文祿四年乙未六月二十九日、秀吉公檢地薩隅日三州、此時賜可領大隅熊毛郡種子島・永良部島・屋久島三嶋一萬石之采地朱印、

一 五千貳百六石四斗八升

大隅之内熊毛郡種子嶋

十四ヶ村

一 六千六石壹斗四升

山後川後此米

十四ヶ村

一 千九十三石

山後浦後此米

永良部嶋

一 三千六百卅四石三斗八升

山後浦後此米

屋久島

合壹萬石

義久公	文祿四年	自七月 至十二月
義弘公		
家久公		
後 編 舊 記 雜 錄 卷 三 十 五		

1552

「御文庫二番箱家久公六卷中」「家久公御譜中ニ在リ」

以上

兩筑爲御代官就下國早々之御使札、殊ニ爲御祝儀御太刀
 一腰・馬代銀子拾枚、昨二至于博多到來、先以畏入候、隨
 而其許無相替儀候由珍重候、拙者儀も漸爰元明隙申候条、
 四五日中伏見へ可罷歸覚悟ニ候、上方御用候者可承候、
 次ニ任到來句之袋廿、并一樽進入候、恐惶謹言、

〔朱カキ〕

「文祿四年」

七月三日

石治少

三成(花押)

嶋津又八郎殿

御報

1553

「久四郎忠清一流系圖」

忠清

久四郎「異本幼名長滿丸トアリ」

天正十年壬午誕生、母同于 太守家久公、

十七代太守義弘公之五男也、

文祿四年乙未七月四日早世、法諱蘭桂純香大禪定門、

「異本徳元寺殿、栗野追跡殉死松下源四郎」

1554

「川上氏支流系圖」

忠高

「イ忠高」

乙千代丸 藤七 五次右衛門尉 越後房

兵庫頭義弘主之連子久四郎忠清爲質、文祿三年三月、

赴京師、忠高亦扈從在城州伏見、翌年四月、忠清罹病

痢、祈禱藥餌共不驗、文祿四年乙未七月四日、卒忠高

之膝上、僅年十四也、由是歸國之後感其忠勞、所以入

來院添田村之内賜大隅之門三十石也、又 兵庫頭義弘

主再朝鮮國渡楫之時、有供奉之列、臨戰場被矢傷於乳

下、于時忝 義弘自主治其傷賜良藥、無程所平復也云

々、

1555

「御文庫三番箱中」

屋久嶋置目之事

一公儀之事者不及申、於國元材木用段之時者、いか程成
共材木可被差上事、

一他國ニ材木つかハされましき事、付他國方材木買船付
られましき事、

一屋久嶋於細子之儀者、如先規使者差下、可致其沙汰事、
一大仏之材木御糺明之時、被付記候諸木、弥々別儀有ま
しく候事、

一材木商賣之儀、此中ニ不相替可有分別者也、

文祿四年七月四日

義弘

龍伯(花押)

右馬頭殿

「此条書、右馬頭以久ノ譜中ニ在リ、正文市後崎長右衛門親安進上卜

アリ」

1556

「北郷三久譜中忠虎」

三久

千代鶴丸 宗次郎 作左衛門 佐渡守 加賀守

天正元年癸酉三月十日誕生、母北郷左馬助忠孝女、

1557

兄忠虎病卒於朝鮮、甥長千代丸僅五歳也、故 義久公
義弘公賜御連判之御證狀曰、忠虎雖有實子幼稚也、三
久輔佐之、宜爲家督而連續當家、待長千代丸十七歳、
宜附屬於家督、是以雖相續於當家、及長千代丸十歳讓
家、別立家者也、御書有正文、左記之、

1558

北郷讚岐守直子雖在之、依爲若年、宗次郎爲名代諸職可
被相勤候、彼息拾七之年、無吳儀付属肝要ニ候、聊無相
違分別尤ニ候、仍爲後證染筆訖、恐々謹言、

文祿四年七月五日

義弘(花押)

竜伯(花押)

北郷左衛門入道殿

同宗次郎殿

「七包」

北郷左衛門入道殿

竜伯

同宗次郎殿

義弘

1558

「守右衛門尉彰久譜中」

文祿四年乙未七月五日、於朝鮮國病死、享年二十九、法

號天宗慈雲大禪定門、家臣安田次郎兵衛追跡殉死、

「祭文アリ、略ス」

1559

「北郷三久譜中」

(本文八一五五六号記事ト同文ニツキ省略ス)

1560

「家久公御譜中」

巨濟諸所陣壘依破卻之有命令、四國陣兩地兵器・門塙・家屋材木悉以移予之營、其書記左、

1561

「御文庫二番箱家久公六卷中」

態申入候、四國陳式ケ所之武具・塙・矢倉・小屋・道具以下、其城へ被相届候へと申遣候間、參着次第御請取候て、則目錄を可給候、左候ハ、四國衆へ此方方目錄を以可申候、猶兩人ニ申含候条、不能巨細候、恐と謹言、

七月八日

小攝津

行長(花押)

寺志

正成(花押)

嶋津又八郎殿

人々中

1562

「御文庫廿二番箱八卷中」
「義久公御譜中享有之トアリ」

御折紙令拜見候、御分國御檢地上被成御支配之趣、委細承候、御面目至候、初中後 上意之通、亨物千萬珍重存候、隨而拙身參千石可被仰付旨、被加御説由忝次第候、雖然連々如申、諸事指出申儀無之候間、如何可在之候哉、御理可申上候、其刻様子可得御意候、委細御使者へ申候間、不能詳候、恐惶謹言、

「御譜」朱カキ

「文祿四年」

七月九日

(細川)

幽齋

玄旨

嶋匠作入

羽武庫

御報

1563

「嶋津氏文書」
「義弘公御譜中正文在卷本トアリ」

(秀次)

今度関白不相届子細在之ニ付而、高野山へ被遣候、其外

無別条候之間、不可有機遣候、猶民部卿法印・石田治部

少輔・増田右衛門尉・長東大藏大輔可申候也、

「朱カキ」

「文祿四年」

七月十日

○「御朱印」

(義弘)

羽柴薩

侍從

人數

『正文在新納氏』

其以來令無音候、仍 武庫様御上洛候間、定其許可篇可爲御熟談候、就中 御成之儀御大儀候へく候間、皆と辛勞共令推量候、次御配當之儀、何与相調候哉、心遣迄候、此節 御兩殿様御念入事候間、思寄共無用捨被申上、向後御家之御爲、可然様ニ入魂此時候、猶以鹿嶋右衛門尉可申候、謹言、

「朱カキ」
「文祿四年」七月十一日

忠恆(花押)

新納武藏入道殿

「此御書、忠元譜中ニ在リ」

「御文庫四拾八番箱中」

猶と 龍伯様致御供下國候通、先条申候へ共、此度之御取亂ニ各在京候之条、先我等一人可罷下由、石治少より承候、斟酌深重ニ候へ共、任公儀罷下候、以上、

其表永く在陣、辛勞之至不及是非候、併別成事も無之由候、尤珍重候、京都無吳儀候、其地御番御普請等之儀、弥不可有由断候、就中國元人數之事所替之儀、從 大閣様被 仰出候間、應其旨、龍伯様致御供令下國事に候、

猶於様躰者、此使可申候、謹言、

「文祿四年」七月十三日

義弘(花押)

喜入攝津守殿

「喜入忠續譜中此御書有リ、正文在鎌田清右衛門政近ニトアリ」

「伊集院久治譜中」

「正文在伊集院右衛門」

猶と 龍伯様致御供下國候通、先条ニ申候へ共、此度御取亂ニ各在京候之条、先我等一人可罷下由、石治少より承候、斟酌深重ニ候へ共、任公儀罷下候、以上、

其表永く在陣、辛勞之至不及是非候、併別成事も無之由候、尤珍重候、京都無吳儀候、其地御番御普請等之儀、弥不可有由断候、就中切と本陣へ罷出令勤仕之由、從忠恆所被申越候、神妙存候、尙以可入念儀肝要候、兼又國中人數之事所替之儀、 大閣様被仰出候間、應其旨、龍伯様致御供令下國事に候、猶於様子者、此使可申候、謹言、

「朱カキ」
「文祿四年」七月十三日

義弘(花押)

伊集院抱節

「御文庫四拾八番箱義久卷中」「家久公御譜中ニ在リ」

平田吉兵衛尉今度於其元御新恩被下候、忝奉存候、然者

又く渡海可仕之由雖申候、彼兄弟二人在陳仕候ハ、豊

前在臥見成間敷候間、吉兵衛我等前より召留候、豊前事

も其元より一到來候する間、在伏見可仕由申付候、爰元

伊地知駿河一人にてハ成間敷由申候間、如此候、爲御心

得候、恐く謹言、

「朱カキ」
「文祿四年カ」七月十四日

龍伯(花押)

又八郎殿

「御文庫拾六番箱八卷中」義弘公御譜中ニ在リ」

敬白起請文事

爲御隱蜜被仰聞儀、雖爲一言令他言、不可存表裏候、此

條先年モ以一紙申上候、猶重而如此候、右之趣僞於申者、

日本國中大小神祇 伊豆 箱根權現 八幡大菩薩 天滿

天神、殊氏神御罰可罷蒙者也、仍起請如件、

文祿四年七月十九日

伊勢因幡入道

如實(花押)

伊勢(貞成)弥八殿

伊勢因幡入道

伊勢因幡入道 神文

「御文庫四拾八番箱義久卷中」「家久公御譜中ニ在リ」

其表永く辛勞之段存計候、

一 武庫歸朝にて上洛候之衆、満足此事ニ候事、

一 今度國元置目之儀ニ付而、義弘下向にて候、我くも同

前ニ可致下國由相定候之處ニ、関白様御道心「本マ、ニ」付而、

京都臥見事六ヶ敷候故、今暫在京いたすへき由候間、

可承合覚悟候事、

一 國元惣別所替ニ相定候、就夫我く茂大隅へ可移覚悟ニ

候、鹿兒嶋事ハ義弘移たるへく候、然者かこしま衆大

略可召烈心底ニ候、乍去鹿兒嶋へ召留候て、可被召仕

人候者、付を以可承候、其ことく可致談合候事、

一 洛中之諸屋形、如臥見可被引移由候、當屋形此比大略

相調候處ニ、又く如臥見うつすへき事大儀之事ニ候へ

共、諸屋形同前之儀ニ候之間、如其可致分別候、

一 其堺和平之由、取沙汰候キ、雖然御番手衆之事者、暫

在陳有へき欵と存候事、

一 圖書頭渡海之刻、役之任被申候へ共、頼頼之由申候キ、

弥く可頼心底ニ候之間、今度知行可致加増候事、

一引陳之時者、諸國衆皆同之分別肝要たるへく候、然者

其地へ舟數有ましき由、武庫被仰候間、今度幸侃下向

候条、國元方船、如其表可被差渡由申付候、爲心得候、

恐と謹言、

〔朱カキ〕
〔文祿四年〕七月廿日

龍伯(花押)

又八郎殿

1570

『嶋津家文書』

猶以其あたり、我々見まいり候やうニ候てハ、曲事

たるへく候、たしかに圖書頭へ被仰付、似合者ニ申

付候やうニ候て、可然候する、爲御分別之候、猶伊

宮へくハしく申候、

去年九月廿四日之夜、於鹿兒嶋ニ慮外之儀出合候、世上

其かくれなく候間、治少老へも得御意ヲ、成敗之事幸侃

へ申付、國元へハ差遣候、白濱二郎九郎・いち、七郎次

郎其元へ罷居候、早く生客させられ可然候する、圖書頭

へ談合尤候、御油断有間敷候、恐と謹言、

〔文祿四年〕
七月廿五日

龍伯(花押)

より

又八郎殿

義久

〔家久公御譜中ニ御自筆ト押礼ニ有之トアリ〕

1571

〔御文庫ニ番箱家久公六卷中〕「家久公御譜中ニ在リ」

猶く御使者忝存候、以上、

御札拜見申候、昨日得御意候、ふたくと罷歸、御殘多

存候、四國陳こほち被申候、さいもく之儀ニ付而、様子

七右衛門尉ニ申付候、定而可得實意候、さぬき殿御城米

之儀ニ付而、くらの事申入候へは、俄ニ被仰付候よし、

是又忝存候、今日ふさんかいへの儀候間、何も彼地より

切く可申入候、猶御使へ申入候、恐惶謹言、

〔朱カキ〕
〔文祿四年カ〕

七月廿五日

小攝

行長(花押)

嶋又八様まいる
貴報

1572

『新納氏藏』

尙以長壽へも、東寺まで被送出祝着之由、以別紙可

申候へ共、心得候て可預候、

其許打立之刻者、東寺まで被相送、別而懇志之段、外聞

「御文庫四拾八番箱中」家久公御譜中ニ在リ

猶と祈念之坊主差渡候由雖承及候、以其上八幡之座主・眞徳院兩人事、長くと在陳辛勞ニ候へ共、夫を被仰分、しかとめし留、無油断祈念專一候、御當家之事ハ、御神慮迄にて相拘儀ニ候之間、倍信心之感應此時に候、自是も座主・眞徳院へ此旨申渡候、さて
 〳久四郎事令死去、力落之儀可有推量候、其方御心中察存候、以上、

好便之条令啓候、仍我等事、國之置目ニ付、下向可申由被仰出候間、不圖去月十七日京都を罷立、大坂を拾九日ニ出船候而、同廿四日細嶋へ着岸、栗野へ廿八日無恙令下着候、安宅三郎兵衛尉殿・幸侃も、追付從跡可有下向由相定候キ、其間者栗野へ令在宅相待申候、誠某事者、置目等無案内之条難成由、度と雖到侘候、類にと被仰候之間、任 御意罷下候、就中其方長くと御在番、御辛勞之段察存候、此元様子替米迎船遣方等之儀者、口上ニ相合候之間非重翰候、兼亦圖書殿を始召仕候衆、晝夜辛勞之由、以別書可申候へ共、夜白取粉候故、夫方可預御心得候、隨而者近所仕候者共、入念奉公可相勵由、一とニ申度候、御心得所仰候、巨細之趣者、上井仲五へ相合候之

「家久公御譜中」

「正文有之」

尙以此書狀到着次第、早くと御出待申候、以上、
 態申入候、在陣衆可申渡候旨、被成 御朱印候、各相談可有之候之間、至釜山海可有御出候、急申候之条、早くと申入候、恐と謹言、

「朱カキ」

「文祿四年」

七月廿六日

寺志「厂」守

正成(花押)

小攝津守

行長(花押)

嶋津又八郎殿

御陣所

間、不能細筆候、恐々謹言、

「朱カキ」
「文祿四年」八月三日

義弘(花押)

又八郎殿

1575 「在彰久譜中」

文祿四年七月五日、彰久罹重病卒朝鮮國巨濟陣中、俗云、唐島、

享年二十有九、法號天宗慈雲大禪定門、安田次郎兵衛義

次・濱川糸右衛門殉死、同年八月十日、義久公賜追悼

文、文曰、

1576 天宗慈雲ハ孝儀をおもんし、れいならさるをもいとわ

す、朝鮮から嶋といふ所へ渡海せしめ、在陣ほとひさ

しきに、むしやうのかせにさそハれしハ、もろこしの

武拾四人の心さしにも、おとりやハすへきとこそおほ

えて侍れ、

かへるへきミちをもしらて葛のはに

なにしら露の玉と消らん

とことには有はてぬへき身ならねハ

ほとけも今ハ名のミなりけり

文祿四年八月十日

1577 「御文庫二番箱家久公六巻中」 「家久公御譜中ニ在リ」

以上

御札令拜見候、仍大明々御和平之儀依被申越、被仰拵之

由尤目出存候、就夫「本マ、」ほく留之儀得其意候、海陸共ニ堅申

付候間、可御心安候、玆儀共者御入魂所仰候、此中切々

可申入候処、何かと取紛事共候て、乍存無音相過、心外

之至候、猶從是可得御意候、恐惶謹言、

「朱カキ」
「文祿四年秋」

八月十五日

羽左近(立花宗茂)

親成(花押)

嶋又八様

御報

1578 「正文在垂水邸」 「龍伯公所賜御書也」

其後ハとかく申す候、さつ隅もろかたのをきめて候、

まつそう所かへにて有へきにて、圖書・かう侃計かへ有

ましきにて候、典厩などもいつかたへ替候するかのの、

氣遣とこそ聞へ候へ、何事も幸かんへ御談合と見へ候、

又あたきとのへ色と手まハし候やうニ申候、定よく成候

するとこそ存候へ、又典きうハ事の外のありつきのやう

ニこそうけ給候へ、又修右衛門殿より、この度いんしん

文共給候、さかしく聞へ候、めてたく申まいらせ候、か

しこ、

八月廿一日

きよ水

こ、申給へ

伯

猶とくりかへの儀ハ、ことの外大儀なる御事にてこ

そまいらせ候へ、何共氣遣にてこそ候へ、定てかこ

しま遠く成候するかところ存まいらせ候へ、菊壽ハ

さかしく候哉、なし地こそたつねいたし候ハね、せ

うしこそ存候へ、めてたく、

「文祿四年乙未十二月廿七日、轉清水賜鹿屋・大始良所々八千石余云

と」

1579

「義弘公御譜中」

頃年秀次居關白職、天下士大夫莫不尊仰之、故秀次驕侈

傲誕、又喜惡虐、屢登城上放鐵炮殺行人以爲戲樂、嘗命

叢林茲藺、註解謠曲百番行于世、往歲 秀吉公大政所服

忌終、而再赴名護屋、時世人皆謂、 秀吉公既老矣、秀

次須代 秀吉赴名護屋、然秀次不及於此、其後黑田如水

諫秀次曰、 秀吉公櫛風沐雨尤有年矣、而今在名護屋焦

思于朝鮮征伐之事、其年已半百有餘也、嗚呼勞哉、唯恐

其志決身殲於軍務之勞也、抑公何爲是匹夫之人也、偶受
秀吉公之眷遇、結父子之約、專領數州遂居博陸職、其榮

貴至是極矣、夫 秀吉公百歲之後、嗣其遺跡者非公而誰

歟、方今見秀吉之軍勞、爲不知者不欲伐之、可謂不報恩

焉、亦是孝也、唯冀公速到名護屋、代 秀吉公以指搆

諸將、則天下之大望也、其坦腹於京師、以戲遊爲事者、

是天之所嫉也、吾竊恐之、秀次遂不從、自是之後、世人

皆無不非笑秀次、及至于秀賴之生也、秀次之威權亦減於

前日、故天下愈疏之、而後秀次甚儼武備、其每田獵也、

必持兵器而行、其從者亦密藏甲冑于衣笥之中、其體甚嚴、

時人怪之、皆謂秀次有覬覦^{キョウケン}之意、而事未發覺、其往還于

伏見也、遊樂于洛畔之山野也、磨鏃鏽^{ササ}熏火繩、亦如敵在

前、其粧尤緊、由是事漸發覺、士民齊唱之、遂達于 秀

吉公、七月、 秀吉公遣宮部善祥坊法印・德善院玄以・

增田右衛門尉・石田治部少輔・富田左近將監于聚樂、謂

秀次曰、仄聞有野心、其不實我已知之、然爲亂其實否故如

此、事若僞、則須捧七枚誓詞而示其無反心、秀次聞而驚

曰、是固虛誕之尤也、我在聚樂受貴賤之倚賴、皆是君恩

也、豈有叛心乎、唯願君以智鏡照我丹心、即書七枚誓紙

而授之、五人歸而白之、 秀吉公曰、其固然也、彼何叛

于我乎、

木村常陸介受 秀吉之命、在淀勤經始之事、一夜乘女輿到聚樂逢秀次密談良久、其夜即歸淀、石田三成聞之、即白于 秀吉公、秀吉公頷之、

毛利輝元馳使曰、去歲秀次使者白江備後守來言曰、輝元須裁誓辭雖大閣沒後、而無叛于秀次、是故不得辭之、既應其命、乃以其誓辭之草藁附石田三成、達于 秀吉、其餘四方爭說秀次之虐心者多矣、 秀吉信疑相半、 秀吉公遣宮部善祥坊・德善院玄以・中村式部少輔一氏・山內對馬守一豊・堀尾帶刀吉晴于聚樂、告秀次曰、世間浮說紛紛競興、我想面會散此滯積、必可來此、尼孝藏主亦甘言以誘之、秀次聞之猶預未決、時吉田修理亮^{サカキ}咄囁于秀次曰、反心若實、則何赴伏見乎、若不實、則姑在聚樂、屢乞赦宥、且敬抒其真情而可也、豈輕到伏見乎、而 秀吉遂不赦之、則以一萬兵可屬我、我襲伏見抽忠於君耳、然秀次不肯吉田之言、遂赴伏見、五人相繞而歸、秀次既到伏見、 秀吉公不入之於城中、使居木下大膳亮館、其後秀吉公遣介曰、速可登高野山、依是秀次剃髮出伏見赴高野、昵臣百餘人皆薙髮而從焉、文祿四年七月八日、迄哺時發伏見、凡從者騎步二三百許、 秀吉公聞之、使木下

大膳亮傳命曰、騎馬二十人・步卒十人之外可固禁之、秀次許諾、依是武藤左京亮・生田右京亮・荏部淡路守・津田雅樂助・山岡主計頭・前田主水正・不破万作・雜賀虎丸・山田三十郎・山本主殿助・志水善三郎及東福寺南昌院僧玄隆西堂^{號虎岩}、等相從、時諸大小名馳使唁秀次者甚多、秀次憂之飛檄於諸方曰、我已到高野之後、各必莫訪問之、秀次登高野山住於青岩寺、 秀吉公文祿四年七月十三日、使德善院玄以・增田右衛門尉・石田治部少輔・淺野彈正少弼・長東大藏大輔遣書于木食興山上人、告秀次自殺之期、福島左衛門大夫・福原右馬助・池田伊豫守奉 秀吉公之旨、且持五奉行之書而赴高野山、七月十五日早旦、授興山上人述 秀吉公之命、興山聞嚴命見奉書曰、秀次之事雖可憐、而其叛虐尤可憎焉、我何可背 秀吉之命乎、於是三使率三千兵進圍青岩寺、秀次曰、何人狼藉如此之甚乎、荏部淡路守出告興山曰、秀次既以自殺爲志、豈怯懦乎、而今三使圍青岩寺、上人須止之、興山往諭之、三使即退兵、秀次召興山曰、速設湯沐矣、湯沐既畢、秀次引刃自盡、年二十八、文祿四年八月二日、出秀次室中二子及侍女三十餘人於龜山城、悉斬之於三條河原、見者莫不流涕、

文祿四年八月中旬、賜歸國之暇而辭京都、同月廿八日、
下著栗野也、

文祿四年八月廿一日、以 殿下秀吉公朱印目錄、播磨・
石見二州之内賜三千餘斛新恩地、目錄記左、

1580 『嶋津家文書』 「正文在文庫」 「義弘公御譜中写在卷本トアリ」

知行方目錄

一千貳百七拾七石壹斗三升

播磨國いつとう郡

福地村

蓮城寺

一千四百三拾三石七斗五升

いわみの内

かまへ村内

一千三百七拾壹石五斗

大市郷村

合參千八拾貳石三斗八升

右、今度以檢地上改之、令扶助訖、全可領知候也、

文祿四年八月廿一日 御朱印

羽柴薩厂侍従とのへ

1581 「又七郎豊久譜中」

「正文在島津安藝守久雄」

（本文書ハ一一八二号文書ト同文ニツキ省略ス）

1582 『永吉領主藏』

（本文書ハ一一八八号文書ト同文ニツキ省略ス）

1583 「御文庫四拾八番箱義久卷中」 「家久公御譜中ニ在リ」

久四郎事七月四日ニ死去之由、其聞得候、唉止千万不及

是非候、恐々謹言、

「朱カキ」

「文祿四年」八月廿七日

竜伯（花押）

（家久）
又八郎殿

1584 「家久公御譜中」

關白秀次在聚樂企隱謀將亂天下、漸以其事露顯、文祿四
年七月、大閣秀吉公曰、秀次到于伏見糺其實否、秀次
忽以到來矣、以野心之無可疑、秀吉公曰、速可赴高野
山、七月八日迄晡時、從于二十騎・步卒十人、而發於伏
見赴高野山、居於青岩寺也、福島左衛門大夫・福原右馬
助・池田伊豫守奉 秀吉公之旨、且持五奉行之書而赴高
野山、七月十五日、達興山上人、上人聞嚴命見奉書曰、
我何背 秀吉公之命乎哉、三使率三千兵圍青岩寺、以秀
次湯浴既畢、引刃自殺、年二十八、同年八月二日、秀次
室中二子及侍女三十餘人、出於龜山城悉斬之於三條河原、

見之者莫不流淚矣、上使岡田勝五郎細密語其次序、且復
八月八日、賜朱印 台書、記左方、

1585 「正文在卷本」

爲當番手相殘儀、打續辛勞之至候、其許様子慥被聞召屆
候、委曲岡田勝五郎^(善阿)被仰含候、今度之念劇、是又具可
相達候、弥屬靜謐候、不可有氣遣候、猶增田^(長惣)右衛門尉・
石田^(三成)治部少輔・山中山城守可申候也、

「朱力キ」
「文祿四年」八月廿八日

○ 「御朱印」
嶋津又八郎とのへ

1586 文祿四年、既定和平之約、中華天使將航海於日本、因
茲破卻巨濟諸陣、八月廿八日、使諸將退巨濟移加德島、
小西攝津守行長・寺澤志摩守正成俾兩輩率遊擊之官人來、
示其非僞謀實遂破卻、是以示予亦嚴重加令於兩輩云尔、

1587 「御文庫二番箱家久公六卷中」「家久公御譜中ニ在リ」

態申入候、唐嶋今日悉かとくへ御移之由候条、唐嶋わり
候奉行之儀、此者兩人申付候、能く御念を被入候て御わ
らせあるへく候、唐人見せ爲可申、遊擊官人一人指遣候、

猶追而可申展候、恐く謹言、

「朱力キ」
「文祿四年」
八月廿八日

寺志^一廣守
正成(花押)
小攝津守
行長(花押)

嶋津又八郎殿
御陳所

1588 「御文庫二番箱家久公三卷中」「家久公御譜中ニ在リ」

爲御音信遠路預御使札畏存候、永く御在陣御苦勞不及是
非候、仍竜伯・羽兵御前御仕合無殘所候、然者御國本知
行支配置目等、可申付旨被成 御誑、御兩人共ニ御下向
候、此方之儀可御心安候、羽兵御歸朝候間、無御越度様
ニ番等彼是御法度、堅可被仰付事專一候、 上邊御用候
者可蒙仰候、將亦縮式卷送給候、御懇志之至候、猶御使
者へ申渡候条、可被得御意候、恐惶謹言、

「朱力キ」
「文祿四年」
八月廿九日
石治少
三成(花押)

嶋又八郎殿
御返報

1589 「御文庫四拾八番箱^{義久}卷中」「家久公御譜中ニ在リ」

猶と歸朝之時、様子度と御たつね候、是よりモたひ

く申候キ、衆次ノ御分別かんようにて候、おのく

すぐニ上洛にて候するニ、一人在所ノやうニもと

候てハあしかるへく候、いつれモすぐニ在所ノやう

ニくつろげにて候ハ、其分ニ尤候ニ存候、おのく

の所ヲ見合候て、御分別可然存候、さやうの所、ま

た是ニハ不知候条、こ、よりハはかりかたく候、

先日以伊宮内少輔申候一ヶ條之儀、いか、とちまり候哉、

石治少老御言葉ヲ被加事ニ候間、少モ油断候てハ可然か

るましく候、早と其分別肝要ニ候、鎌雲などハ、ケ様之

儀色とすちかう仁にて候、さやうの者共申儀ニつき候て

ハ、曲事たるへく候、後日のためかたく申入候、恐と謹

言、

〔朱カキ〕

〔文祿四年〕九月三日

義久(花押)

(家久)
又八郎殿

1590

〔御文庫二番箱家久公三卷中〕「家久公御譜中ニ在リ」

今度京都之儀、取と其方へ可相聞候、以御朱印如被仰出

候、弥靜謐ニ被仰付候間、不可有御氣遣候、其面被相殘

御番、永と御苦勞共候、委曲岡勝五可被申入之条不委候、

恐と謹言、

〔朱カキ〕

〔文祿四年〕

九月三日

増右

長盛(花押)

石治

三成(花押)

嶋津又八郎殿

御陳所

1591

『本田氏文書』

一作

薩州河邊之内、野崎名

惣高九百四拾六石四升八合六夕

右之内六百五拾八石九斗六升六合、爲返地被遣候、但

五斗出米納之以員數可被遣旨、於京都石治少老様御談合

相定候、此外余分式百八拾八石八升式合六夕、是ハ他

ニ可令配分候、若加増之儀有之者、御兩殿之御意次第

可致分別候、本目錄ハ追而可爲御給、仍如斯、

文祿四年

九月三日

本田下野入道

三清(花押)

伊集院右衛門大夫入道

幸侃(花押)

本田六右衛門尉殿

1592

「財部米良氏家藏文書」

薩州伊佐郡羽月

柳瀬村

下殿村

宮里一所爲打替

惣高三百五拾九石貳斗壹升五合八夕九才

右之内三百卅九石貳斗七升壹合、爲返地被遣候、但五

斗出米納之以員數可被遣旨、於京都石治少樣御談合相

定候、此外余分拾九石九斗四升四合八夕九才、是者他

ニ可令配分候、若加増之儀有之者、御兩殿之御意次第

可致分別候、本目錄者追而可爲御給、仍如此、

文祿四年

九月三日

本田下野入道

三清判

伊集院右衛門大夫入道

幸侃判

米良勝右衛門殿

1593

「圖書頭忠長譜中」

文祿四年、又八郎忠恆主賜誓紙於談合衆中、忠長有

其列、故領其書、曰、

1594

一今度薩隅被成御檢地、殿下以御意、置目等堅固ニ被

仰付、尤珍重候、就其諸侍往昔以來持數之在所并知行

等、被改替之由候間、定皆ニ存分共有之、可合迷懷儀

安中候、此刻ハ縱爲理致分明被任置我等、龍伯樣・

武庫樣御事、いさ、か無別儀御同前ニ被存、御奉公可

爲肝要候、勿論同心之儀候間、御兩殿樣御事、毛頭

わけを不存、御家長久可專本意事、

一内ニ申談候一儀、向後失念申間敷事 付各就進退、若

讒者在之雖及迷惑、我等承付候ハ、曾以非道之儀有

ましき事、

一當家之儀、大閣樣以御憐愍、無吳儀相續候間、大

閣樣御事別儀を存間敷事、

右條ニ於僞者、

春日大明神 八幡大菩薩 天滿大自在天神可罷蒙御罰

者也、仍狀如件、

文祿四年九月五日

忠恆(花押)

談合衆中

「此御誓書、家久公御譜中ニモ相洩候事」

1595

『正文宮内社司澤氏藏』

正八幡宮奉奇進來國安刀一腰

右意趣者、爲武運長久、子孫繁昌、家中安全、諸願成就、右國安奉籠御寶殿畢、於向後御社内可爲不出者也、

仍後日證達如件、

文祿四年乙未菊月初七日

椀山山吟齋八十三歲
玄佐(花押)

1596

『正文在新納氏』、「此御書忠元譜中ニ在リ」

以上

未在京之由候哉、長々辛勞之儀候、殊ニ老躰与云、窮屈之段令推量候、其後京都無替篇候哉、此堺弥無事候之条、

可心易候、然者御國改ニ付而、竜伯様 武庫様御心遣

察存候、殊更御仕合能候て、 武庫様早々御下向之由致

祝着候、定而各茂右可爲同前候、恐々謹言、

「朱カキ」
「文祿四年乙未」九月十日

忠恆(花押)

新納武藏入道殿

1597

『正文在喜入氏』

永々在陳辛勞之段、不及是非候、仍其地別成事も無之由
風聞候、於其分者祝着之至候、此表も無吳儀候、弥々又

八郎へ奉公之儀、可被入念を事頼入候、兼亦 太閤様以

御下知、不殘所替罷成候、在國之衆へ、自身談合所江相

詰候条、不及是非候、留守之人衆へハ、別而可被添心之

由申出候間、定而可爲其分候、爲心得候、謹言、

「朱カキ」
「文祿四年」九月十三日

義弘(花押)

喜入攝津介とのへ

「此御書、喜入忠續譜中ニ在之、正文在當家トアリ」

1598

「御文庫四拾八番箱中」、「家久公御譜中ニ在リ」

尙以兩人成敗之儀、圖・抱・比紀・鎌雲などへ被仰
聞、入念候て肝要たるへく候、御油断有ましく候、

其後者尔々不得便宜、無音之儀心外候、仍此表不殘所

替可仕之由、從 大閤様被仰出候ニ付、 竜伯様・石

田殿被遂御熟談、拙者・幸侃令下向、當時配當最中ニ

候、前後不馴儀候之条、心遣千万候、可有御察候、

一一ヶ条御意ニ違候之付、古市孫四郎・御小者三八・女

房衆四人、去二日ニ被成御成敗候、就夫白濱次郎九郎

・伊地知七郎次郎可爲同罪之段、以幸侃 竜伯様より

承候、其筋其方へハ、伊集院宮内少を以被仰越之由候、

定而頃ハ彼儀事成候覽、雖然自然天氣惡候て、伊宮内

少遲く仕候てハ、可爲笑止と存令啓候、然者其地へ在之右兩人、早く御成敗專一候、此地之射手者仕損申候、其元無其儀様、堅可被仰付候、

一京都其後替儀無之、弥靜謐仕候、巨細伊宮内少可申上候之条、不能書載候、

一其元之儀、於京都小攝被仰候ハ、官人衆日本へ參候て、高麗へ歸着之折節迄ハ、九州衆ハ可爲在陣之由候、又風説ニハ、近く歸朝など共申候、何条ニ相定候之哉、

朝暮承度存計候、隨而船之儀、涯分申付候へ共、一圓不事成候、乍去少く差渡儀候、追く申調可進之候、不

存油断候、恐く謹言、

「朱カキ」 文祿四年九月十三日

(家久) 又八郎殿

義弘(花押)

1599 「御文庫四拾八番箱中」「義弘公御譜中ニ在リ」

追而令申候、栗野衆事、帖佐迄ハ皆く移之儀申付候、かこしまへハ存子細候て、あまたハ不召移候、歸朝之刻致面談、貴所存分次第移可申候、乍去旅庵・本源右衛門尉事ハ、しかと帖佐へ可召置候、爲御存知候、已上、

「朱カキ」 文祿四年九月十三日

「前文九月十三日御書之御追書ナルヘシ、依テ此ニ載置也」

1600 「北郷讀岐守忠能譜中」

文祿四年乙未有所領交替之 台命、依之轉日州之本領十五ヶ處都城・安永・山田・志和池・高城・山之口・勝岡・梶山・梅北・末吉・財部・野之三谷・永吉・恒吉・内之浦、高六萬九千石、賜薩州伊佐郡那答院高三萬七千石、依是同年八月二十三日、長千代丸與老祖父一雲法印共發都城、同二十六日、到那答院宮城、住居者六年也、

長千代丸依幼稚、爲名代伯父久次郎久村、爲質在京者多年也、依是文祿四年乙未九月、附與於伊牟田・長野・中津川采地三千石、是依石田三成之下知也、安宅參河守秀安遺書於長千代丸之臣小杉丹後守・土持入道雲也、有正文、左記之、

1601 以上

懇令啓候、高麗於唐嶋番船數多被切捕、御國衆別而御手柄之由相聞得、珍重ニ存候、又今度赤國北原之城、大明國衆在城候之処、則被捕卷、嶋津殿御手へ數多被打捕之由、御注進候、度く御仕合能、大慶此事ニ候事、一弓次郎殿、此度高麗へ御出陳有度由、種く雖被仰候、

御質人之替も無之候条申留候、乍去弓次郎殿御年頃之儀候間、長千代殿御上洛被成、弓次郎殿御事ハ、御軍役候而可然由候間、内々其御心得尤ニ候事、

一弓次郎殿御在京料御知行千石にて、伏見御逗留之儀ニ候、然者御供衆上下、次ニ人足式人、共ニ拾六人在之由候、然間此まかない、折々公儀之御役儀宿ちん以下、殊ニ御乗馬不断被召置ニ付、彼是御調不相續由候、千石之物成と申候ても、漸三百石之内外有之由候、彼米京着候へハ、右之分にてハ難成由被仰儀も、尤ニ存候、長千代殿方外ニ被成御合力候欤、千石之外在京料被相加、先弓次郎殿御在京候様ニ、各御馳走可然候、長千代殿御在伏見ニ者、思外御造作可參候間、不可過御分別候事、

一年頭之御礼も毎年御延引候、相定御礼ニ候間、被差急可然候条、不可有御油断候、年頭之外ニも、端午・八朔・重陽如此之御祝礼、上様へ之儀者不及申、三成方へも一切御無沙汰之儀ニ候、以來者御分別候て、幸弓次郎殿御在京之儀候間、御家方之御祝礼をも、弓次郎殿被仰候様ニ、兼而被調上、御閉尤ニ存候、讃州御代ニ毎年御祝礼勿論、折々之御音信も無之候故、讃州

御跡目可爲不續候哉と、氣遣千万ニ三成も被相心得、各如御存知候、種々三成被入精を、無別長千代殿へ御名跡被仰付候、向後者可有其御分別由、各へ折々申候つる、御忘却候之哉、無御心元存候、於上邊も久敷御奉公被申、大名衆死去之跡、実子雖在之、若年之儀ハ勿論、年頃にても名跡則無相違被仰付事雖在之候、御家家之儀、先年至御國ニ御動座之刻、嶋津殿御出頭候て後、上様御馬不被納、諸人數在陳候事も、讃州無御出仕故候、然間則嶋津殿爲先手御人數被遣、可被打果旨被仰出候處、治部少隅州至宮内ニ罷越、一雲申談、御本知無別申調候、如此三成事、度々御家之儀令續達候事、各御存知之前ニ候、雖然、其次第一雲ハ無御出、長千代殿御年少、宗次郎殿御事も未若御座候条、右之御心得難在「難カ」之候、各御家老衆折々被申聞、惣別公儀連々忝通、并三成御馳走申候儀をも、不可有御忘却事專一候、三成事勿論、拙者式先度所替之刻、隨分心を添申候へキ、其段小杉丹後殿御測底ニ候、當分不出相長事申様ニ可思召候哉、併折々互昔を不申出候へハ、諸事忘却ニ成過候間申事ニ候、何篇上様被相守御法度、御家中猥敷無之様ニ御奉公、尤專一ニ存

候、恐く謹言、

九月十五日

秀安(花押)

1604

『雜日記』

薩州菱刈本城之内

南浦村

惣高五百六拾六石四斗壹舛六合九夕四才

同荒田原之内

町屋敷

合八石四斗六升三合

二口合五百七拾四石八斗七升九合九夕四才

右之分者、新知七斗代之以員數可遣旨、於京都ニ石治少
様御談合相定候、若加増之儀有之者、御兩殿之御意次

第可致分別候、本目錄者追而可爲御給、仍如斯、

文祿四年

九月廿八日

本田下野入道

三清判

伊集院右衛門入道

幸侃判

東郷源七郎殿

1602

「北郷氏庶流系圖」

左衛門尉時久之四男

久村

宮千代 久次郎 掃部助

家嫡忠能幼稚之間、爲名代久村爲實在京多年也、依之

文祿四年九月、附與於伊牟田・長野・中津川采地三千

石、文祿四年八月、一雲及忠能移那答院、伊牟田・長野・中津川、皆那答院地也、是依石田三成之下

知也、

1605

「正文在土持孫兵衛家」

隅州桑原郡栗野之内

一作

上村

石作 御前野村

惣高五百三石五斗三合三夕三才

1603

『水吉領主藏書』

(本文書ハ一三八二号文書ト同文ニツキ省略ス)

上村

御前野村

以上

文祿四年九月廿八日

本田下野入道
三清判

伊集院右衛門大夫入道
辛侃

主持彈正忠殿

1606

「御譜中」

一文祿四年八月、賜歸國暇、下着栗野之後、諸士改舊領爲新領之支配云々、十月、義弘公去栗野移帖佐、北郷氏去莊內移祁答院、島津右馬頭移種子島、伊集院入道幸侃移莊內也、

1607

「義久公譜中」

「九月十九日御書云々、義弘公御書アリ」
一文祿四年乙未十月、得歸國之免、而辭洛以下向薩摩州矣、其後新占宅地於隅州富隈、讓鹿兒島少將忠恆、已使群衆爲土石勞終其功、則欲移居其地也、

1608

「御文庫四拾八番箱義久卷中」「家久公御譜中ニ在リ」

追而申候、石治少老より被遣候黒、此地へ召下候、

1609

「御文庫四拾八番箱中」「家久公御譜中ニ在リ」

今程ハ武庫之かたへ被立置候、爪之われハ弥なをらす候、彼馬ニ付可被仰儀ハ、武庫へ可被相通候、將又近日爲使節平田太郎左衛門可指渡候間、巨細ハ彼者を以可申候、以上、

其后者無音之到候、仍京都靜謐任、拙者事御暇被下、歸國候、爰元之儀、惣別置目相替故、此節者談合最中候、可有推量候、次ニ者其地御番手之人衆、引せられ候様ニ相聞得候、必定之事に候哉、於其儀者無由断用意肝心候、尙委曲期後音之時候、恐々謹言、

「朱カキ」
「文祿四年」拾月二日
竜伯(花押)

又八郎殿

尙と理心事、早と可罷渡之処、於京都御糺明候一儀、急ニも不事果候て延引候、心外之至候、兼又くり野よりかこ嶋へ可召移人衆、此節者不申付候、貴所歸朝之刻令談合、可被食移者ハめしうつし候ハんとの儀に候、勿論不可有疎意儀共ニ候、以上、

大明和平之儀、如何無心元候、急度相濟候者、定年内可爲引陳候哉、於其分者、直可有上洛之由尤候、供衆

已下 竜伯様へ得御意可申付候、

一不及申候へ共、其元勤番等之儀、今少之間たるへく候
欵、諸事無越度之様可被申付候、圖書頭を始、各へも
此由申度候、

一利心事差渡候、御養生之儀、不可有由断候、

一當國置目支配已下、取沙汰在之ニ付而、今程かこ嶋ニ
在之事ニ候、 竜伯様も去月十九被成御下着、令満足
候、爰元之儀弥 竜伯様へ得御意候条、可心安候、恐
く謹言、

「朱力キ」
「文祿四年」十月二日

義弘(花押)

又八郎殿

1610 「御文庫四拾八番箱中」義弘公御譜中正文在本田助之丞親長トアリ

内く御下着令承知度存候処、去月二日、上井仲五致參陣、
尊意之趣細く申達、恐悦至極候、抑御國御置目之儀、別
而可御精入候之間、可爲御草臥と奉察計候、乍去御家向
後之儀被仰付事候間、縦御苦勞参り候共、いかやうにも
被入御念候へてハと奉存候、仍此表之儀、別なる子細も
無御座候、大明 勅使近日差出候由申候へ共、未無其儀
候、定別儀御座有間敷候、兼又此方在番衆、始圖書頭銘

く辛勞之段被 仰聞候、具申聞候、一段忝奉存之由申事

候、次祈念坊主之儀、御歸朝以後、市來大日寺被參候間、
八満座主餘長と辛勞被申候間、先歸國させ申候、神徳院
申分候て、未召置候、光明院右兩人、別而被抽丹精候、
委上仲へ申含候、誠恐敬白、

「朱力キ」
「文祿四年」
十月四日 又八郎
忠恆(花押)

進上
武庫様
参人く御披露

1611 「御文庫二番箱義弘公四卷中」義弘公御譜中ニ在リ

以上

上井仲五殿爲御使御渡海候、加徳嶋にて參合候間、一
書申上候、

一京都方兩度之尊札、慥ニ相届拜見仕候、

一御歸國之由、目出度奉存候、

一又八郎様かどくの城へ被成御移、御普請等無御油断候
之間、是又御心安可被思食候、

一大明御無事茂大方可相濟様ニ御座候条、可安御心候、

一式之勅使、先月廿日時分ニ、みらんきまで被罷出候、

近日是者釜山浦迄被出へき(ヨメズ)御座候、

一 壹之勅使、釜山浦を六日路おくに被出候、赤國之内ニ
逗留にて御座候、是も當月中ニふさんかいまで可被出
と申候、

一 此表諸事御氣遣被成間敷候、少も相替儀無之候、

一 攝津も不断 御噂迄被申事候、取分御國本之儀被仕氣
遣候、

一加藤主計頭殿くちやんニ御移候、甲斐守殿ハ御歸朝ニ
候、如水ハいまた竹嶋へ御逗留ニ候、毛利豊前守殿ハ
安高麗へ御移候、せひくらん・せつかいあき申候、釜
山浦・とくねき共ニ、高麗中ニ城六ヶ所相殘申候、

一 八月四日古屋右近京都へ御使ニ罷上候、御前之仕合
可然御座候て、八木三百斛右近ニ被下候、則高麗御在
陳衆へも御朱印被成候、此表弥々相替儀無之候之条、
可安御心候、

一 又八郎様へ攝津少も疎意ニ不存候、拙者式毎度致祇候、
色々得御意、別而被加御不便、忝次第候、猶仲五殿口
狀ニ申上候、恐惶謹言、

「朱カキ」
「文祿四年」
進上
拾月六日

羽柴兵庫頭様
參人々御中

瀧七右衛門尉
重時(花押)

1612 「義弘公御譜中」

文祿四年乙未、隨 殿下秀吉公之旨、薩隅二州日州之内
諸縣郡島津氏分領中改替先領、所以移新領也、由是義弘
十月去栗野移帖佐、北郷氏去莊内移祁答院、島津右馬頭
移種子島、伊集院入道幸侃移莊内也、

文祿四年、大明使者李宗城・揚方享猶在三浪江、石星遣
楊鎬見沈惟敬之所爲、是度李宗城始受册使之命、其粧尤
美、明人・朝鮮人皆聚觀、惟敬羨之且恨曰、夫和親之儀
者非我、則誰能之乎、而今副使之命猶不降、唯爲導引、
而行大恚之、宗城者貴介之子也、故侮惟敬、然宗城未熟
于專對、是故惟敬亦輕之、惟敬買良馬二百七十七頭、遣
于日本之近島、而密飼養之、是爲獻 秀吉也、石星屢馳
使、促渡日本之事、然惟敬古端、飾言告渡海之難成、依
是宗城・方亨到釜山浦、而留滯今年已暮矣、

1613 「北郷三久譜中」

文祿四年乙未、有 台命、被交替所領、故十月七日、三
久所領轉日州三俣千町、賜薩州平佐・天辰・高江以下數
箇所高一萬千五百四十余斛、以平佐爲居城、

「北郷氏藏」

返地目録

川内

平佐村

高式千三百三拾四石四斗二合貳才

同

天辰村

高七百三拾七石四斗六升二合五夕四才

同

宮里村

高千百廿七石四斗九升八合壹夕

同

高江村

高千五百七拾壹石四斗三升八合

入來院之内

塔之原村

高三千八百廿二石九斗九升四合壹夕

那答院之内

久富木村

高千三百六拾九石六合七夕

市來之内

川上村

高七百八拾石四斗五升六合六夕

惣合壹万千五百四拾三石二斗五升八合六才

文祿四年拾月七日

北郷宗次郎殿

「義久公御譜中」

「短冊御文書方ニ有之」

本田下野入道

三清在判

伊集院右衛門大夫

幸侃在判

春にこそさくら嶋ともいひつらめ

龍伯

しくる、けふハ紅葉ならまし

冬さへも咲ちるなみの花よりや

さくら嶋とは名つけそめけん

春來てもまた色見えぬさくら嶋

花待かけハ二月のそら

君來てや波にも花のさくら嶋

なかめもあかぬ春の明ほの

一とをり時雨しくる、空はれて

波にうかへるさくら嶋山

木のもとにやとりやからん櫻嶋

なをも紅葉のにしきかさねて

玄勝

神無月はるのけしきのかよひてや

こすゑの雪もいまさくら嶋
しるしらす紅葉のにしきゝてミレは
駒もいさめるこのさくら嶋
春嘉

「右短冊裏有之」
文祿四年神無月九日當座

1616 「義久公御譜中」

「本文ハ一六〇七号記事ト同文ニツキ省略ス」

1617 「家久公御譜中」

「正文在島津安藝守久雄」

猶と陽明へ之書状も届候やう、憑存候、

薩州井高麗へ之書状共調進候、御届可爲本望候、將又從
武庫去年も御合力之通、度と如申旧候、去と年迄さへ不
謂儀と迷惑申候処、又如此之段不存寄儀候、返と可然之
様、便宜ニ御理所希候、理運之様候へハ、弥失面目儀候
間頼存候、久四郎事、中と不及言語候間、直札ニハ不申
述候、如此之儀ニ付ても得助成候事、後悔不少候、何篇
非疎略可申儀候間、其段者、所及力者、不可有油断候、
此等之様躰具申分度候、書中任用捨候、かしこ、

「朱カキ」
「文祿四年」十月十四日

（昭徳院通書）
（花押）

友枕齋

如雪

1618 「御文庫四拾八番箱中」 「義久公御譜中正文有之トアリ」

御下國之由候間、御慶爲可申上、本田治右衛門尉進上申
候、長と被成御在京、御仕合可然無事ニ御歸國、目出度
奉存候、仍今度鹿嶋右衛門尉罷渡刻、御書具致拜見、細
と奉得其意候、此表當時相易儀無御座候、可御心安候、
大明勅使も一人者罷出候、今一人急度差出之由候、定其
節歸朝之儀も可相聞候哉と申事候、將又内と川善左衛門
尉へ申付候つる小袖共、今度相調差遣候、慥相届申候、
被入御念候故候、猶追而可申上候間、不能詳候、誠惶敬
白、

「御譜ノ朱カキ」
「文祿四年」

十月廿六日

又八郎

忠恆（花押）

進上

龍伯様

1619 「新納氏藏書」

以上

其方無異儀由、殊ニ 龍伯様御下國之通相聞得、令祝着

候、然者御跡へ在京之由候之哉、辛勞之儀候、其許弥置

目等之儀、稠敷被仰聞候て肝要候、自然緩之儀共於有之

者、可爲曲事候、何篇被入念候而可然候、將又此堺無替

儀候間、可心安候、恐々謹言、

「朱カキ」
「文祿四年乙未」十月廿六日

忠恆(花押)

新納武藏入道殿

「此御書、忠元譜中ニ在リ」

1620 一乙未 文祿四年十月、義久下向、濱市ニ家移、同雪月、

武庫上洛、

1621 「御文庫拾六番箱八卷中」

覚

一御旗六流

一毘沙門繪一幅

一御甲二別立物
なし

一御太刀一振三尺六寸
十文字

一御内狀箱一ツ

一丹後之坪子縫(七)あみた

一綱切太刀箱但二尺一寸

一役人狀箱一ツ

一御家圖之葛箱一ツ

一玉大小九ツ茶桶二ツ内

一馬書箱一

一珠數箱一ツ

一まきゑの小箱一ツ

一さす俣一ツ

一兩同刀二

物數十五色

文祿四年霜月五日

1622 「御文庫拾六番箱八卷中」

覚

一御太刀一振二尺一寸

一御釵一ツ

一丹後坪子縫阿弥陀

同名号二幅

一御内書十六有

一兵法切紙十四之内ニ
一巻書有、

一諸日記二通

合六通

文祿四年霜月五日

覚

一兵法一卷之書

一兵法拔書一卷

一御内書八ツ

合三品

文祿四年霜月五日

1624 『高岡大日寺書出』

義弘公栗野御在城之比、當寺前住寶積坊栗野御座本江數年被召置、其比乱世之儀、候得者、御武運長久之爲御祈禱、法華四千部讀誦仕可差上之旨、被遊 御意相勤、其以後高岡大日寺住職被仰付、文祿之初高麗御出陣之砌迄、
ニ成就仕差上申候處、爲御褒美御狀之通、兩所永々持留
ニ被仰付候、御家老川上美河入道肱枕老ら被仰渡候御狀、

1625 『上』

彼宝積坊事、數年栗野江被召置候而、法華經四千部被差

讀誦候、依之飯田之内大日寺前田・うしろ田壹段之事、

右老僧爲居住之地被遣候由、 義弘様御意候、其元後日

之役人中へ此謂被仰渡、永々安堵候之様頼存候、仍爲後

證墨付如此、已上、

猶々彼うしろ田を被付候之事ハ、大日寺地餘迫候之

間如此候、無相違彼坊主領知候之様ニ頼存候、已上、

文祿四年

十一月八日

川上三河入道

肱枕判

内山村

談合衆中

1626 『旧記雜抄』

薩州谷山之郡福本之村

諸侍へ令配分候、余分之内割付申候早、

高貳百十二石二斗 五升六合 一夕九才 伊地知千代菊殿 後勘解由左衛門重信

高拾六石八斗七升七合五夕同名袈裟太郎殿

合貳佰廿九石一斗三升三合六夕九才

右之分五斗出米納候、任員數爲返地被遣者也、

文祿四年霜月九日

本田下野入道(花押)

伊集院右衛門入道(花押)

1627

『永吉邑主藏書』

(本文書八九九〇号文書ト同文ニツキ省略ス)

1628

「御文庫ニ番箱義久公一軸中」「義久公御譜中正文在御文書方トアリ」

國置目之儀預芳札候、具 就中不忠之輩京都

度可有御成敗之段、無余儀 御礼輕重可被仰付儀肝要

候、頼強縁相滯儀在之者、任御 関白殿得御意、可

遂馳走候、可有別儀候条、可御心易候、此 爰元御法

式御存知之前候、每事 可被仰付、諸事此以前之躰候

者、都御奉公不可相續候、然者畢竟御國候間、不可有

御油断候、委細之 事旧候間、不能一二候、恐惶

「御譜ノ朱カキ」文政四年十一月款
「御譜」朱カキ「文政四年十一月款」

玄旨「案文款判ナシ」

三成

長岡兵部入道

石田治部少輔

「上書」
修理大夫入道殿

羽柴兵庫頭殿

御報

三成

1629

「家久公御譜中」

幸便之条、用一書候、

一京都任 御下知、分國中所替ニ相定候、就其知行等茂

相かハリ候之故、諸人之知行も皆々支配仕置候間、一

向不道行候、殊幸侃腫物、弥此比令再癩候之条咲止候、

併談合最中候之間、可相濟かと存候事、

一各々返地等、今度之御檢地之上を以、令配分候之ま、

不可有存分候へとも、不及料簡候事、

一我々上洛之事、可爲年内之由、於京都出合候へ共、國

中之置目ニ諸篇隙入候之間、爲使者平田新左衛門尉指

上せ候俣、其御返事次第ニ可致其分別事、

一高麗和平之嘸、此表へハまち／＼に相聞得候、一圓頃

者寛角之説も無之候、何分ニ相濟候哉、無心元令存候

事、

一京都屋敷之儀、凡家作等、門なども如形可致造畢之様

ニ候ツ、然処ニ 大間様御假屋許ニ可罷成在所を、於

洛中可被見合之由、其以法印増田殿・石田殿・長束殿

此御人衆へ被仰付候へハ、此方之屋敷并家居等モ、御

假屋ニ可然之由被仰定候、因茲御談合共候哉、聚樂之

内ニ御殿を餘多被下候、誠外聞と申、世上之覚茂祝着

不可過之候、仍其方うもしの事も、伏見へ一ツ柳と申
仁之在所明合候を被下候、依其先月十七日被成移之由
相聞得候、爲御心得候事、

一拙者大口へ可罷移之通、於京都申入候へ共、餘々住居
難成在所候之間、大隅之濱之市近所ニ屋敷を構候て、
年内必可罷移之企にて候事、

一武庫者蒲生を可爲居城与申上候、雖然鹿兒嶋へ移候へ
と承候、乍去先以中宿として帖佐へ被成移候事、將亦
武庫者年内上洛ニ相定候へ共、とし明候するかと相存
候事、猶追而可申通之間、不能細筆候、恐々謹言、

「朱カキ」
「文祿四年」霜月十二日

龍伯(花押)

又八郎殿

「新納忠元譜中」

「正文在新納次郎四郎忠鏡」

(本文書ハ一四二四号文書ト同文ニツキ省略ス)

『新納氏藏書』

尙以其方進退之儀、圖書頭へ令口達候、定可然可事

成候、委細秘書へ熟談肝要候、

其以後者不通候、仍明春可爲奥入之由被仰出、各其催ニ
候、然者當家中之儀、連々仕置無正躰候間、軍役可相調
儀氣遣候間、圖書頭・鎌田出雲守へ申合歸朝候間、於様

躰者、右兩人可有演說候、定奥入之儀、可爲必定候間、
國元留守居之儀氣遣千萬候、別而可被入念儀頼入之外無
他候、猶圖書頭へ委曲申候間、不能細筆候、恐々謹言、

「文祿四年乙未」
十一月廿四日 忠恆(花押)

新納武藏入道殿

「此御書ハ、忠元譜中慶長元年ニ在リ、追考スヘシ」

1632

「御文庫四拾八番箱中」家久公御譜中ニ在リ」

猶々鷹之儀、兄弟山かへり未入有之由申候へ共、只
今法元所より申越候、はや入之由申候、一段おもむ
き可然之由候之条、珍重に候、兼又佐平次歸朝ニ付
而、勝右衛門尉可參陣之由承候へ共、帖佐中宿へ普
請ニ付而、用所共申付候、召留候、少も其身非私曲
候、爲御心得候、

川上四郎兵衛尉去廿一日令歸着、先以其地無吳儀、各
勇健之由承候、千々萬々目出存候、さてく無盡期在
陣辛勞之至、中々申も疎に候事、

一大明和平之儀、如何無心元候、乍去官人罷出候由候条、

定來春者早くと可爲歸朝と、まち存計候事、

一在陣衆替之儀承候、則可申付候へ共、若來春早くと引陣

之儀共候へハ、不入苦勞ニ候之条、今少承合、萬一於

爲長陣者、替衆可渡海儀勿論ニ候、何も來春之様子次

第と存、番替之儀年内差留候事、

一小性之者共可差渡之由承候間、申付候、此内今度我等

上洛ニ付而、可食列由申聞候者も在之儀に候へ共、其

許より被食寄之由承候間、其旨ニまかせ候、鹿兒嶋人

衆之事者、竜伯様へ可申上候、定吳儀有間敷と存候

事、

一貴所鷹之儀、法元あつかり候て、かなむ弟鷹者はや

入置候、山かへり兄鷹者未入候、是も法元無由断候事、

一先度かむなんつば送給候、目をおとろかしてこそ候へ、

別而秘藏無他事候事、

一我等事、年内急度可致上洛之由、石治少より被仰下、

ことに時分柄之海路不自由ニ候之故、陸地より可罷上

之由承候条、近くと可致出國候、寒中と申、老躰大儀之

事共ニ候、可有推量候、竜伯様御事ハ年内御在國な

され、來春可有御上洛之由、石治少被仰下候間、其

御分別にて候事、

一我等事、鹿兒嶋ニ可罷居之由、大閣様御差圖にて被

仰出候、當分か嶋へ可罷移儀急ニ難成候間、先と帖

佐へ中宿之儀申付、來三日ニ帖佐へ可罷移候事、

一其元へ醫者無之候間令氣遣、理心事差渡候、然処舟損、

中王仕合無然と由きこえ候、定藥種なども可致心底と

啖止ニ存候、乍去一身之儀者無吳儀可令參陣候条、珍

重候事、

一もし年内引陣之儀もやと存候て、迎船之儀様と申付候

へ共、何かと相延無首尾候、萬一引陣などの儀に付て、

迎船之儀、薩州へ被仰越候共、調間敷と見え候、惣別

高麗之儀思出候而、噂申者も無之候、無心元迄ニ候、

尙巨細之段、上井仲五可申候、恐と謹言、

「朱力キ」
「文獻四年」十二月朔日 義弘(花押)

又八郎殿

1633 「御文庫二番箱家久公六卷中」「家久公御譜中ニ在リ」

御使札畏入存候、如仰今老人被越候、天使參着候条、日

本へ其通御注進申上候、何にても爰元用所之儀、可申入

旨被入御念畏存候、最前申觸候勅使渡海舟之儀、近日入

可申候間、無御油断御用意尤候間、追而可申候条、不能具候、恐々謹言、

〔朱力キ〕
〔文祿四年〕

十二月朔日

寺志

正成(花押)

嶋津又八郎殿

御報

1634 隅州帖佐舟津村之内

一作

分米大豆貳拾石ハ

大園之門
蒲生久徳村

淨免

分米大豆拾石ハ

高合三十石ハ

已上

右知行之内、田畠山畑等各以談合、無親疎可被配分候、若憲法之外ニ違亂之仁在之者、即可被申出候、以糺明可被成其沙汰者也、

文祿四年極月十二日印

(新納) 旅庵

一雄

(川上) 肱枕

本田助丞殿

1635 一作

薩州 永吉村

諸侍へ令配分候余分之内

高百六石四斗五合八夕三才

右之分、爲返地令宛行者也、

已上

文祿四年

雪月六日

本田下野入道

三清

伊集院右衛門入道

幸侃(花押)

本田助允殿

1636

〔御文庫二番箱家久公六卷中〕「家久公御譜中ニ在リ」

御札致拜見候、從是可申入候処、朝鮮之使者指返申付而、手前取紛、御報罷成候、將亦來春御動之儀被 仰出候、乍去朝鮮之依申様、相延申儀も可在之候、何様近日以參御見舞可申候間、其節直ニ可得御意候、早々御使者忝存候、恐惶謹言、

〔朱力キ〕
〔文祿四年秋〕

十二月十一日

小攝

行長(花押)

嶋又八様

御報

「御文庫四拾八番箱中」「家久公御譜中ニ在リ」

鹿嶋右衛門尉昨日來着、仍書狀并口上之通念比承届候、

然者大明和平之儀相濟、在陣人衆各歸朝之由候、目出候、

就夫貴所事近之歸朝在之候而、於名護屋被成越年、直可

有上洛之由尤候、供衆被下之儀、不可有疎意候、我等も

近之致上洛候之条、諸事於京都遂見參可申談候、上仲五

事早之可令參陣之由肝煎候へ共、手前申付候用所共不調

候て延引候、曾自身私曲無之候、爲御心得候、尙仲五可

申候間、不能詳候、恐之謹言、

「朱力キ」

「文藏四年十二月十五日」

義弘(花押)

又八郎殿

「御文庫拾六番箱八卷中」

起請文前書之事

一先年幸侃在所へ可罷越之段申上候之處ニ、栗野へ可被

召移由 御意候、此等之儀、寔外聞忝令存候之条、奉

對 武庫様ニ無別儀御奉公可仕旨、深粹心底候之事、

一又八様御上洛之砌、御供可仕由望申候之處ニ、被差留

候、乍去御奉公ニ付、別儀有間敷心中、徒ニ罷成候之

事口惜奉存、高麗へ參候事、

一此節知行被宛行、弥之御厚恩過當ニ奉存候、乍重言奉

對 義弘様 忠恆様ニ、心之及御奉公可仕候之事、

一武庫様方重疊忝御意候之条、離御家景他出仕ましき事、

一北原家中へ愚親罷居候刻、一向宗ニ罷成候、拙子事も

可爲同前之人と相存、可致讒言候之款、努之一向宗ニ

不罷成候、向後も罷成ましき事、

一御兩殿之御爲ニ可惡物沙汰於有之者、傍輩懇意之中、

或者兄弟或者子、此類も不顧、其趣即時可達上聽候之

事、

右之条之於僞申者、

▽ 奉始上梵天帝釋四大天王、下堅牢地神五道冥官、惣者

日本國中六十余州大小神祇、別者大隅正八幡大菩薩

栗野正若宮八幡大菩薩 霧嶋 白鳥兩大權現 薩摩鎮

守新田八幡宮 開闢正一位 日向妻方五社大明神 石

清水八幡大菩薩、殊者愛宕山大權現 九万八千軍神

天滿大自在天神御部類眷屬神罰冥罰、各可罷蒙身上者

也、仍起請如件、△

文祿四年乙未十二月十六日

白坂式部少輔

篤國(花押)

河上久右衛門尉殿

參

『永吉領主嶋津氏藏書』

長く在番辛勞之至候、番普請等無油断旨、被聞食届候、
寒天時分加養生勇健之儀干用候、多人數手前三分一、小
勢者半分令在陣、下々替々本國之用所可爲相叶候、明後
年 関白殿先名護屋迄動座候て、筑前中納言・備前中納
言令渡海行之儀、可被仰付候、其刻人數奔走、別而可抽
粉骨候、來春早々御兵糧米可被差渡候、猶淺野彈正少弼
・山中山城守可申候也、

「文祿四年」

十二月廿日 御朱印

嶋津又七郎とのへ

「義弘公御譜中」

文祿四年八月、賜歸國暇下著栗野之後、諸士改舊領爲新
領之支配、予亦去栗野移帖佐、其外國政繁多、且復來歲
再欲渡朝鮮國、其艤渡船修飾兵器之際、依 殿下秀吉公
之有徴、十二月廿一日、首途於帖佐、經陸地之路、越年
於筑前州秋月金屋市中矣、

『一乘院文書』

一作

薩州河邊平山村之内、高七拾式石三斗一合六夕、

右之分、先以爲假配當被差遣候門元名寄ニ而、本目錄者
重而可被遣者也、

文祿四年

十二月廿四日

本田下野入道

三清(花押)

伊集院右衛門入道

幸侃(花押)

一乘院

「本田氏藏」

一作

薩州谷山之内福本村、諸侍ニ令配分候、其余分之内、

高六拾五石三斗

右之分、加世田地頭分之爲返地被差遣者也、

文祿四年

十二月廿五日

本田下野入道

三清判

伊集院右衛門入道

幸侃判

本田六右衛門尉殿

文祿四年十二月一日方卅日迄

高麗入日と記

文祿四年

拾二月一日

一御老中衆出仕被成候、

一金海川くちを御道具衆覚助、鷹沓ツ・水鳥二ツ・鴨六

ツ、鉄炮ニ而打候而持參申候、

一又七殿御見廻ニ御越候、御会尺ニ御鞠被遊候、御人衆

如常候、又七殿も被遊候、御鞠果申候而、御寄合ニ而

候、御座ハ圖書頭殿・抱節・伊小傳次、此衆御參被成

候、又七殿御供衆不殘御振舞ニ而候、

一御祈念ニ光明院・大日寺・眞徳院被參候、

一風ハにしニ而候、

十二月二日

一比志嶋紀伊守迄出仕ニ而候、

一書院出來申候而、御移初ニ而候、就夫和漢一折御興行

候、發句腋第三、

庭の雪うつしてしろし興津風 忠恆様

寒陰船入窓 鎌齋

逢間吟曉月 貞昌

一於書院和漢相過候而、當座之御歌候、

庭上松雪と云題ニ而、

庭もせの松の嵐の音せぬは積れる雪の下や行らん

忠長

ことのはの種とこそなれ庭の面の松の初雪曙の空

抱節

音絶て心見へけりふる雪にやとるをゆへる庭の松風

國貞

遠近の野山はあれと庭の松の一本はしかし今朝の初雪

長辰

庭の面ニ吹くる風も心せよ松に積れる雪の明ほの

行定

庭の面の色こそとまれ常盤なる松に積れる雪のけしき

ハ 政在

年経れと契て植し庭の松の色もたへなる雪の曙

御歌

御座江御參候衆、圖書頭殿・抱節・比志嶋紀伊守・相

良新右衛門・いせ弥九郎・光明院・鎌齋・鎌田次右衛

門、此衆江御振舞候、

一風はにし、

十二月三日

一御老中衆出仕被成候、

一瀧七右衛門殿、小攝御使ニ御越候、御振舞候、
一日本より船一艘渡海申候、上乘利心ニ而候、
一御狩之儀ニ付、又七殿江連長坊御使ニ被遣候、御書參
候、

一喜攝州釜山浦方歸帆候、風ハきたニ而候、

十二月四日

一殿様御狩江守館に御越候、打立巳之刻、侍衆不殘御供

ニ而候、未之刻時分右雨ニ罷成候、風ハはへ、

一理心江御小袖壹ツ被下候、

一瀧右衛門殿江御茶之湯ニ而候、

一福嶋清右衛門江御かははかま壹ツ被下候、

一國元方參候御小者江小袖一ツ・はかま壹ツ被下候、

一御狩ニ而候、殿様獐二ツ被遊候、惣別十程とれ申候、

雨ニ「本ノマ、」附申之刻時分御歸館、

十二月五日

一抱節・比志嶋紀伊守出仕ニ而候、

一又七殿江獐壹丸ニ御書相添候、梁瀬弥介御使ニ而遣候、

一於書院御手習ニ而候、

一伊弥九郎・寺四郎左衛門・三諸右衛門、御食御寄合ニ

而候、

一曉方雨も晴申候、風ハにし、

十二月六日

一御老中出仕被成候、

一大唐人之馬船七艘出船申候、

一風ませニ霰ニ而候、臙而やミ申候、風ハなし、

一於書院ニ御手習ニ而候、

一晚ニ付逃者御成敗ニ而候、

十二月七日

一比志嶋紀伊守出仕候、

一御祈念ニ光明院・眞徳院・大日寺御參候、

一抱節・伊小傳次殿・又六殿江御振舞候、

一風ませニ霰降申候、

十二月八日

一抱節・比志嶋紀伊守出仕候、

一釜山浦方いたミヤの清兵衛尉御礼ニ參上申候、樽四ツ

・鴨四ツ・蜜柑・昆布進上申候、

一御氣合無然候而、御出無之候、

一風ハにし、

一晚ニ付殿様御快氣被成候而、喜入攝津守・比志嶋紀

伊守・相良新右衛門江御振舞候、

一 東郷源五郎・山下神藏被罷出候、

十二月九日

一 御老中衆出仕申候、

一 強兵衛尉罷出候、

一 風ハにし、其外何たる儀無之、

十二月十日

一 比志嶋紀伊守出仕ニ而候、

一 又七殿方から嶋狩之儀ニ付、御使者ニ而候、

一 風ハにし、其外何たる儀無之、

十二月十一日

一 比志嶋紀伊守・抱節出仕候、

一 御脇之物壹ツ桑原与介江被下候、

一 風ハにし、山下神藏江御鷹之儀被仰付候、

十二月十二日

一 抱節・比志嶋紀伊守出仕候、

一 御腰之物壹ツ、本田治兵衛尉殿江被下候、

一 殿様光明院御申候而、御食被調上候、夜入候而種々御

乱舞ニ而候、

一 於書院御手習ニ而候、

一 光明院江御樽二ツ・昆布相添候而御持せ候、

一 風ハにし、

十二月十三日

一 又八様釜山浦御越候、御供之衆ハ圖書頭殿・抱節・又

六殿・源七郎殿・伊集院小傳次殿ニ而候、御打立午之

刻、

一 國元江御用ニ付飛脚被差下候、龍伯様江御書一ツ、

武庫様江御書一ツ進上候、

一 別府小吉江御小袖一ツ被下候、

一 傳吉めしなをされ候、

一 風ハにし、

十二月十四日

一 御留守故、何たる儀無之候、風ハにし、

十二月十五日

一 比志嶋紀伊守出仕候、

一 御祈念ニ光明院・眞徳院・大日寺御參候、

一 風ハなし、

十二月十六日

一 釜山浦方 又八様御歸帆之、申之刻御着津被成候、

一 御風茶屋作出來申候而、風呂江御出候、

一 於釜山浦御進上物之覽、

小西攝津守殿江御太刀・馬、但三百疋ニ大樽四ツ・肴相添候而被遣候、

十二月十八日

一御老中衆御出仕被成候、

寺沢志广守殿江右ニ同、

一釜山浦江爰元方之歸朝船罷居ニ付、飛脚被遣候、龍

鳥目六百疋 唐人 鳥目二百疋 有馬殿

伯様江御書一ツ參候、

同二百疋 法印 同 五嶋殿

一御馬乘江殿様御出被成候、

同 前田殿 同 小西作右衛門殿

一殿様・比志嶋紀伊守於御敷寄御茶之湯ニ而候、置合せ

同 伊東與右衛門殿 同 瀧七右衛門殿

に伊勢弥九郎被參候、

同 大村との 百疋 渡邊小右衛門殿

一風ハにし、

三百疋 古屋殿 同 久藏殿

十二月十九日

同 助四郎 同 町衆 光田

一比志嶋紀伊守出仕被成候、

銀子一まい 清兵衛尉

一御鷹ニまるはせ御取かいに出御被成候、

二百疋 小西主殿助殿 百疋 内や

一於書院御手習ニ而候、

百疋 風呂屋

一曉方小雨ニ罷成候、然處山くハ雪ニ而候、風はなし、

右之外ニ今百疋被召遣候得共、何方江共不知相候、

十二月廿日

一風ハにし、

一抱節・比志嶋紀伊守出仕被成候、

十二月十七日

一御鷹野江殿様御登せ候處、御鷹取れ候而、躰而御歸館

一比志嶋紀伊守出仕候、

ニ而候、

一曉方小雨降申候、山くハ皆々雪ニ而候、風ハ西、

一晩ニ付源七郎殿・比志嶋紀伊守江御茶之湯ニ而候、

一又八様いせ弥九郎被申請候而、御茶之湯ニ而候、置合

一又七殿より長野小兵衛尉殿御使ニ被參候、御吹參候、

セハ新納五郎右衛門被參候、

一風は西、

十二月廿一日

一比志嶋紀伊守出仕被成候、

一御鶉野へ古城ニ殿様御登せ被成候、

一風ハにし、

一御鷹尋ニ餘多人衆山江被遣候、

十二月廿二日

一比志嶋紀伊守出仕被成候、

一小西攝州・寺沢志州・五唐孫右衛門殿江鎌次右衛門尉

御使ニ被罷越候、玆ニ御書參候、鹿之皮廿枚被持せ

候、

一御かわはかまとして、鹿之皮御給候人數、

鹿之皮三枚川上助七 鹿之皮三枚相良新右衛門尉

同 鎌次右衛門尉 同 本田治兵衛尉

同 岩切雅樂助 同 ^{ヲイ木}大脇三右衛門尉

同 本田新介 同 伊集院弥六左衛門尉

同 伊地知平次郎 同 伊地知彦八郎

同 三原諸右衛門 同 三原七左衛門尉

同 吉田大藏允 同 伊東源四郎

右之衆江合皮四十二枚相中ニ御給候、

一京都江御使ニ入部大膳亮被仰付候、

一御鷹尋之衆歸參候、不罷居由被申來候、

一風ハにし、

十二月廿三日

一比志嶋紀伊守出仕被成候、

一矢藏より御鉄炮被遊候、

一京都江入部大膳亮御使被罷上候、武庫・存松・拙齋・

江庵・其庵、銘之御書參候、

一釜山浦江米買ニ津留六郎右衛門尉・貴嶋弥兵衛尉、竹

嶋江伊集院弥六左衛門尉・兒玉新四郎被參候、風ハに

し、

一夜入候而、於書院御月待ニ、和漢ニ而候、發句此所三四

宇虫付

待月に一よを千夜の時雨哉 御句

寒雲滿曉更 貞昌

江村山色薄 鎌齋

右御連衆、喜入攝州・比志嶋紀伊守・相良新右衛門・

飯持右衛門・伊勢弥九郎・鎌齋ニ而候、和漢相果候而、

以後御遊ニ而候、然處ニ御樽壹ツ・菓子一折、伊集院

小傳次殿持參被成候、

十二月廿四日

一比志嶋紀伊守出仕ニ而候、

一御國元江御使ニ有馬次右衛門尉歸朝候、龍伯様江御

書一ツ、帖佐奥さま江御書一ツ、川田殿・泰平寺・伊

勢弥八江、銘々ニ御書被成候、長野六兵衛殿も御暇被

給候而歸朝ニ而、夜入候而出船ニ而候、

一又七殿江御狩ニ可有御越之由ニ付、御使被遣候、

一風ハにし、

十二月廿五日

一又七殿江御越ニ而、御對面被成候て、山江御同心候、

「此所三四字申付」立巳之刻、風ハ西、

一「此所申付」下方御歸館、酉之刻又七殿江御寄合被成候、

御座ニハ喜入攝州・伊集院小傳次殿・又六殿、又ハ比

志嶋紀伊守・相良新右衛門、夜更候而又七殿御歸帆候、

十二月廿六日

一抱節・比志嶋紀伊守出仕被成候、

一又七殿江翌日之御禮ニ被遣候、御書一ツ・のろ二丸御

遣ニて候、

一竹嶋方歳暮之御礼ニ厲二ツ、御狀相添候而參候、使者

ハ龍造寺六郎次郎殿、御振舞候、

一小西作右衛門殿より歳暮之御礼ニ櫛柑二折・白麻拾束

進上候、使ハ名ハ不承候、

一又七殿より筆一對・六韜進上候、

一御鞠被遊候人衆ハ如常候、風ハにし、

一新納二右衛門・伊東源四郎江御年男之儀被仰付候、

一古城江鳥ねらひニ御出候、水鳥壹ツ被遊候、

十二月廿七日

一抱節・比志嶋紀伊守出仕被成候、

一い東民部大輔殿より歳暮之御礼ニ御樽二ツ・鱈十、御

狀相添候而進上候、使ハ荒武九右衛門尉殿振舞候、

一加藤殿・小西殿・寺沢殿・五唐殿・平戸法印・鍋嶋殿

歳暮之御礼ニ木脇三右衛門江御使被仰付候、銘々ニ御

書被遣候、

一御鞠被遊候人衆如常、

一新納二右衛門・伊東源四郎江薄一端宛御給、風ハにし、

十二月廿八日

一抱節・比志嶋紀伊守出仕候、

一御祈念ニ眞徳院・大日寺御參候、

一五唐殿より御使書進上候、使ハ大窪助十郎殿、

一小西攝州方瀧七右衛門殿御使者ニ被參候、小袖二ツ、

御狀相添候而參候、御振舞候、瀧七右衛門殿江御小袖

一ツ被遣候、使ハ伊勢弥九郎、

一風ハにし、

十二月廿九日

一抱節・比志嶋紀伊守出仕候、

一安骨浦ニ而、毛利殿・伊東殿・又七殿・秋月殿・高橋

殿江、又六殿御使ニ御越候、但歳暮ニ而候、毛利殿江

鷹二ツ、伊東殿霧一ツ、又七殿江御樽二ツ被成候、何

れも御書參候、

一歳暮之御禮、高橋殿方御使者進上候、鳥目三百疋ニ、

御狀相添候、

一毛利殿より御樽二ツ・櫛柑二折・干鯛五ツニ、御狀相

添候而參候、

一松浦法印より歳暮之御礼として、鳥目二百疋、書狀相

添候而進上候、

一秋月殿方御樽二ツ・鱈五ツ、御狀相添候而使者進上候、

一殿様古城江鳥ねらひニ、御船ニ而御越候、

一行平之刀一腰、喜入攝津守進上候、右御返禮ニ御腰物

まるぬき御拜領候、使者本田治兵衛尉、

一風ハこち、

一御道具衆江相中ニ小「此所五字許虫付」候、其内從公儀之衆

五人、

一伊勢弥九郎江御子袖壹ツ「此所虫付」入候、

一又六殿・源七郎殿・伊小傳次殿御參候而、御遊ニ而候、

十二月卅日

一殿様古城江鳥ねらひニ御出被成候、廳而御歸館ニ而候、

一抱節・比志嶋紀伊守出仕被成候、

一大村新八殿方御樽二ツ・肴二折、御狀相添候而進上候、

一又七殿より御樽二ツ・水鳥二ツ、御狀相添候而進上候、

使ハ伊地知伊右衛門殿、

一天草殿方御樽二ツ・肴相添候而進上候、

一日本より圖書頭殿御船一艘參候、風ハ北こち、

一下御年男ニはかま肩衣給候、

一御道具衆・御中間衆江、相中ニ木綿布籠卅一、三十一

人ニ給候、

一傳吉江小袖一ツ・はかま壹ツ給候、

一御小袖壹ツ光明院「此所四五字虫付」

一大日寺・眞徳院江白絹「此所虫付」端宛御給候、

一釜山浦ニ而小西攝津守殿「虫付」御太刀ニ鳥目三百疋參

候、

寺沢志「守殿江りんす三端御遣ニ而候、御使者本田治

兵衛尉御越候、

一 御道具衆・御中間衆江つむきいしう十人相中ニ給候、

たび一束一筋ツ、相添候、

一 伊東源四郎・新納二右衛門御肩衣袴一通宛御給候、

一 市來清十郎江御小袖壹ツ被給候、

高麗入日記終、

文
書
目
録

例言

- 一 この目録は、本巻に収められた文書・記録・記事の全部を、底本の配列に従い、通し番号を付して収録したものである。
- 一 文書は、番号のほか、年月日、文書題を記載し、記録・記事は、年月日の欄に（記録又は記事）と記し、題を付した。
- 一 文書の年月日のうち、原文書記載の年紀はそのままとし、補筆（朱書または朱カキの注あり）の年紀は（ ）で囲み、疑義のあるものは「 」で囲んで区別した。
- 一 年紀を欠くものうち、推定しうるものは「 」で囲んだ。
- 一 月の異称は数字に改めたが正月、朔日、晦日などはそのまま残した。

卷十六

- 一 (記事) 天正十三年党書
- 二 島津忠将一流系図
- 三 島津氏老臣書状案
- 四 島津氏老臣書状案
- 五 (天正十三年) 正月十九日 島津義久書状案
- 六 (天正十三年) 正月 島津氏老臣書状案
- 七 (天正十三年) 正月 島津氏老臣書状案
- 八 四月十日 島津義久書状案
- 九 某書状案
- 一〇 (天正十三年) 正月 島津氏老臣書状案
- 一一 (天正十三年) 二月六日 伊集院忠棟書状
- 一二 (記事) 島津義久譜
- 一三 (記事) 島津義久譜
- 一四 天正十三年 三月二日 羽月郷大島村若宮棟札
- 一五 (天正十三年) 三月十五日 安国寺惠瓊書状
- 一六 (記事) 上井覚兼日記
- 一七 (記事) 島津義久譜
- 一八 (記事) 上井覚兼日記
- 一九 (記事) 上井覚兼日記
- 二〇 (記事) 島津世録記
- 二一 (記事) 新納忠元勲功記
- 二二 (天正十三年) 四月十日 島津義久書状

- 二三 (天正十三年) 四月十日 島津義久書状案
- 二四 四月十日 島津義久書状案
- 二五 島津義久書状案
- 二六 (天正十三年) 四月 島津義久書状案
- 二七 (天正十三年) 四月十三日 島津義久書状案
- 二八 (天正十三年) 四月十九日 島津義久書状案
- 二九 (記事) 島津義久譜
- 三〇 (記事) 島津義弘譜
- 三一 (天正十三年) 四月廿六日 島津義久書状案
- 三二 (天正十三年) 四月廿六日 島津義久書状案
- 三三 島津義久書状案
- 三四 (天正十三年) 四月 島津義久書状案
- 三五 (天正十三年) 四月十三日 島津義久書状案
- 三六 (天正十三年) 四月 島津義久書状案
- 三七 (天正十三年) 四月 島津義久書状案
- 三八 (天正十三年) 四月 日 島津氏老臣連署状案
- 三九 島津尚久一流系図
- 四〇 (記事) 島津義久譜
- 四一 (天正十二) 十二月廿三日 中山王尚書状
- 四二 (天正十三年) 五月十九日 島津義久書状案
- 四三 (天正十三年) 五月 島津義久書状案
- 四四 五月廿二日 島津義久書状案
- 四五 天正十三年 六月三日 賦何人連歌

- 四六 天正十三年 六月 島津義久書狀案
 四七 木脇祐昌辞世
 四八 六月十四日 新納忠元書狀
 四九 (天正十三年) 六月十六日 上井覺兼起請文前書案
 五〇 天正十三年 六月十六日 島津忠平弘義起請文
 五一 (天正十三年) 六月 廿日 伊集院忠棟起請文前書案
 五二 (天正十三年) 六月 廿日 島津義久書狀案
 五三 (記錄) 上井覺兼日記
 五四 (天正十三年) 七月十二日 本田親貞書狀
 五五 (記事) 島津義久譜
 五六 天正十三年 七月十八日 島津義久書狀案
 五七 天正十三年 七月十八日 伊集院忠棟外二名連署狀
 五八 薩州島津義虎譜
 五九 (記事) 島津義久譜
 六〇 (記事) 島津義弘譜
 六一 (天正十三年 閏八月廿三日) 島津義弘起請文前書案
 六二 (記事) 島津義弘譜
 六三 (記事) 島津忠長譜
 六四 (記事) 島津中務大輔家久譜
 六五 (記事) 北郷忠虎譜
 六六 (記事) 樺山規久譜
 六七 (記事) 樺山久高譜
 六八 (記事) 殉国名數
 六九 (記事) 新納忠元譜
 七〇 (記錄) 上井覺兼日記
- 七一 (記錄) 長谷場越前自記
 七二 (記錄) 勝部兵右衛門聞書
 七三 (記事) 日向記
 七四 (記錄) 大口士浜川西市丞覺書
 七五 (記錄) 上井覺兼日記
 七六 (記錄) 勝部兵右衛門聞書
 七七 (記事) 日向記
 七八 (記錄) 長谷場越前自記
 七九 (記事) 島津義久譜
 八〇 (記事) 島津義久譜
 八一 (記錄) 長谷場越前自記
 八二 (記錄) 勝部兵右衛門聞書
 八三 (記事) 日向記
 八四 (記錄) 池田貞安覺書
 八五 (記錄) 池田貞安覺書
 八六 (記錄) 樺山紹劍自記
 八七 (記事) 島津義弘譜
 八八 (記事) 島津義弘譜
 八九 (記事) 島津忠長譜
 九〇 (記錄) 上井覺兼日記
 九一 (天正十三年^{十四}) 十月 二日 羽柴秀吉直書
 九二 (記事) 新納忠元譜
 九三 (天正十三年) 十月 五日 有馬久賢書狀
 九四 (天正十三年) 十月 五日 新納忠元書狀
 九五 (記事) 北郷一雲久時久譜

- 九六 (記事) 島津義久譜
- 九七 (天正十三年) 十月 廿日 島津義久書状案
- 九八 (記録) 上并覚兼日記
- 九九 天正十三年 十一月 朔日 新納忠元起請文
- 一〇〇 天正十三年 十一月 六日 島津義久感状
- 一〇一 天正十三年 十一月 八日 馬原重昌外二名連署起請文
- 一〇二 (記事) 島津義久譜
- 一〇三 (天正十三年) 十一月十六日 本田親貞書状
- 一〇四 (天正十三年) 十一月十八日 足利義昭御内書
- 一〇五 (天正十三年) 十一月十八日 足利義昭御内書
- 一〇六 (記事) 島津義久譜
- 一〇七 (記録) 上并覚兼日記
- 一〇八 (天正十三年) 十二月 七日 伊集院忠棟書状
- 一〇九 (天正十三年) 十二月 九日 島津中務大輔家久書状
- 一一〇 (天正十三年) 十二月十三日 近衛信輔伊書状
- 一一一 (天正十三年) 十二月十三日 進藤長治書状
- 一二二 (天正十三年) 十二月十三日 島津義久書状案
- 一二三 (天正十三年) 十二月十三日 近衛信輔書状
- 一二四 (記事) 島津義久譜
- 一二五 天正十三年 島津義弘起請文前書案
- 卷十七
- 一二六 (記事) 新納忠元勲功記
- 一二七 (記事) 新納忠元譜
- 一二八 天正十四年 正月 日 島津忠平義起請文
- 一二九 (記録) 上并覚兼日記
- 一二〇 (記事) 島津義久譜
- 一二一 正月十一日 島津義久書状
- 一二二 (記事) 島津義久譜
- 一二三 (記録) 上并覚兼日記
- 一二四 (記録) 上并覚兼日記
- 一二五 (天正十三年) 正月十九日 島津忠長外二名連署状
- 一二六 (記事) 殉国名數
- 一二七 (記録) 上并覚兼日記
- 一二八 (記事) 島津義弘譜
- 一二九 (天正十四年) 三月廿三日 島津義久書状
- 一三〇 天正十四年 四月 六日 島津義久起請文
- 一三一 (天正十四年) 四月十三日 古川宗心書状
- 一三二 天正十四年 四月 渋谷大夫勅進能棧敷之盛
- 一三三 (記事) 島津義弘譜
- 一三四 (記録) 上并覚兼日記
- 一三五 天正十四年 五月 一日 久盛坪付
- 一三六 (記事) 島津義久譜
- 一三七 (天正十四年) 六月 二日 伊集院忠棟書状案
- 一三八 (記事) 島津義久譜
- 一三九 (天正十四年) 六月 (九日) 島津義久書状案
- 一四〇 (記事) 島津義久譜
- 一四一 (記録) 上并覚兼日記
- 一四二 (記事) 島津義久譜
- 一四三 (記録) 筑前岩屋城合戦従軍者父名
- 一四四 (記録) 上并覚兼日記

一四五	(記事)	新納忠元譜	一七〇	天正十四年	七月廿七日	前田兼政立願状
一四六 (天正十四年)	六月十六日	島津中務大輔家久書状	卷十八			
一四七	(記事)	北郷忠虎譜	一七一		八月 二日	島津義久書状案
一四八 (天正十四年)	七月	島津義久書状案	一七二 (天正十四年)		八月 三日	島津義久書状案
一四九 (天正十四年)	七月廿一日	島津忠平書状	一七三		(記事)	島津義久譜
一五〇	(記事)	島津世録記	一七四	天正十四年	八月 廿日	内田実久書状
一五一	(記録)	長谷場越前日記	一七五	天正十四年	八月 廿日	内田実久書状
一五二	(記録)	勝部兵右衛門聞書	一七六		(記事)	島津義久譜
一五三	(記事)	日向記	一七七 (天正十四年)		八月廿七日	島津義久起請文前書案
一五四	(記録)	上野隼人覚書	一七八		(記事)	島津義久譜
一五五	(記録)	長谷場越前日記	一七九		(記事)	島津義弘譜
一五六	(記録)	勝部兵右衛門聞書	一八〇		(記録)	上井覚兼日記
一五七	(記録)	勝部兵右衛門聞書	一八一		(記録)	上井覚兼日記
一五八	(記事)	島津義久譜	一八二		(記事)	島津義久譜
一五九	(記事)	島津歳久譜	一八三 (天正十四年)		九月廿七日	島津義久書状案
一六〇	(記事)	島津忠隣譜	一八四		九月廿七日	島津義久書状案
一六一	(記事)	島津忠長譜	一八五 (天正十四年)		九月廿七日	島津義久書状案
一六二	(記事)	樺山久高譜	一八六	天正十四年	九月 日	島津義久感状案
一六三	(記事)	北郷忠虎譜	一八七		九月 日	島津義久書状案
一六四	(記事)	樺山忠助譜	一八八 (天正十四年)		九月廿七日	島津義久書状案
一六五	(記録)	大口士浜川西市丞覚書	一八九 (天正十四年)		九月廿七日	島津義久書状案
一六六	(記録)	上井覚兼日記	一九〇 (天正十四年)		九月 日	島津義久感状案
一六七	(記録)	長谷場越前日記	一九一	天正十四年	九月 日	島津義久感状案
一六八	(記録)	樺山紹劍自記	一九二		(記事)	島津義久譜
一六九	(記事)	旧伝集	一九三		(記事)	北郷忠虎譜

一九四 (記事) 北郷三久譜
 一九五 (記事) 島津義久譜
 一九六 (記事) 島津義久譜
 一九七 (記事) 島津義弘譜
 一九八 (記事) 島津征久譜
 一九九 (記事) 島津中務大輔家久譜
 二〇〇 (記事) 島津忠長譜
 二〇一 (記事) 樺山忠助譜
 二〇二 (記事) 樺山紹劍自記
 二〇三 (記事) 上井覺兼日記
 二〇四 (記事) 島津世錄記
 二〇五 (記事) 長谷場越前自記
 二〇六 (記事) 勝部兵右衛門聞書
 二〇七 (記事) 日向記
 二〇八 (記事) 日向記
 二〇九 (記事) 天正十四年豊後へ発向之事
 二一〇 (記事) 伊勢貞成掟書
 二一一 (記事) 一色昭秀書状
 二一二 (記事) 足利義昭御内書
 二二三 (記事) 足利義昭御内書
 二二四 (記事) 伊勢貞成掟書
 二二五 (記事) 島津義久譜
 二二六 (天正十五年) 十二月 四日 足利義昭御内書
 二二七 (天正十五年) 十二月 四日 足利義昭御内書
 二二八 (天正十四年) 十二月 四日 足利義昭御内書

二一九 (天正十四年) 十二月 四日 足利義昭御内書
 二二〇 (記事) 島津義久譜
 二二一 (記事) 近衛信輔信書状
 二二二 (天正十四年) 十二月十三日 進藤長治書状
 二二三 (天正十四年) 十二月 廿日 島津義久書状
 二二四 (天正十四年) 十二月 廿日 島津義久書状
 卷十九
 二二五 (記事) 天正十五年覚書
 二二六 (記事) 島津中務大輔家久譜
 二二七 (記事) 樺山紹劍自記
 二二八 (天正十五年) 正月十九日 島津義久書状案
 二二九 (天正十五年) 正月十九日 島津義久書状案
 二三〇 (記事) 島津義久書状案
 二三一 (記事) 島津義久書状案
 二三二 (天正十五年) 二月 七日 島津義久書状案
 二三三 (天正十五年) 正月 朔日 九州動座之次第
 二三四 (記事) 殉國名數
 二三五 (記事) 島津義久譜
 二三六 (天正十五年) 二月廿五日 島津義久琉球渡海朱印状
 二三七 (天正十五年) 二月廿六日 足利義昭御内書
 二三八 (記事) 島津義弘譜
 二三九 (記事) 北郷忠虎譜
 二四〇 (記事) 樺山忠助譜
 二四一 (記事) 樺山久高譜
 二四二 (天正十五年) 三月 三日 内覽

二四三	(記録)	樺山紹劍自記	二六七	(記録)	長谷場越前自記
二四四	(記録)	長谷場越前自記	二六八	(記録)	勝部兵右衛門聞書
二四五	(記録)	長谷場越前自記	二六九	(記録)	勝部兵右衛門聞書
二四六	(記録)	長谷場越前自記	二七〇	(記録)	勝部兵右衛門聞書
二四七	(記事)	日向記	二七一	(記録)	長谷場越前自記
二四八	(記事)	島津義弘譜	二七二	(記事)	日向記
二四九	(記事)	島津義久譜	二七三	(記事)	日向記
二五〇	(記事)	島津義久譜	二七四	(記事)	日向記
二五一	(記録)	肥後口・日向口合戦従軍者交名	二七五	(記事)	喜入忠慶表裏
二五二	(記事)	島津義久譜	二七六	(記事)	喜入忠慶表裏
二五三	(記事)	島津征久譜	二七七	(記事)	伊地知季安考
二五四	(記事)	島津中務大輔家久譜	二七八	(記録)	樺山紹劍自記
二五五(天正十五年)	(記事)	島津義珍書状	二七九	(記録)	上野隼人覚書
二五六	(記事)	佐多久政譜	二八〇	(記録)	勝部兵右衛門聞書
二五七	(記事)	島津義久書状	二八一	(記録)	阿蘇玄与入道黒齋書出
二五八	(記事)	佐多久政譜	二八二	(記事)	新納忠元譜
二五九(天正十五年)	(記事)	島津義久書状	二八三	(記事)	天正十五年覚書
二六〇(天正十五年)	(記事)	島津義久感状	二八四(天正十五年)	(記事)	島津義久書状案
二六一	(記録)	長谷場越前自記	二八五	(記事)	島津忠隣譜
二六二	(記録)	長谷場越前自記	二八六	(記事)	四月廿七日 九鬼嘉隆外三名連署禁制
二六三	(記録)	勝部兵右衛門聞書	二八七	(記事)	四月 日 豊臣秀吉定書
二六四	(記録)	勝部兵右衛門聞書	二八八	(記事)	三月 吉日 山口伊賀守覚書
二六五	(記録)	長谷場越前自記	二八九	(記事)	九月廿六日 原田市兵衛屈書
二六六	(記録)	長谷場越前自記	二九〇(天正十五年)	(記事)	五月十六日 島津義久書状

卷二十

- 二九一 (天正十五年) 五月 七日 島津義珠義弘書狀
 二九二 (記事) 新納忠秀譜
 二九三 (記事) 島津義久譜
 二九四 (記事) 桂忠防譜
 二九五 (記事) 島津義弘譜
 二九六 (天正十五年) 五月 八日 桑山重晴書狀
 二九七 (記事) 島津中務大輔家久譜
 二九八 (記事) 島津忠長譜
 二九九 (記事) 新納忠元譜
 三〇〇 島津中務大輔家久長女譜
 三〇一 町田氏系図
 三〇二 (記事) 町田忠綱譜
 三〇三 (記事) 町田久幸譜
 三〇四 (記事) 島津義久譜
 三〇五 (記事) 島津義久譜
 三〇六 天正十五年 五月 九日 豊臣秀吉判物
 三〇七 天正十五年 五月 豊臣秀吉禁制
 三〇八 (記事) 島津義久譜
 三〇九 天正十五年 五月 日 豊臣秀吉禁制
 三一〇 天正十五年 〇月 日 豊臣秀吉禁制
 三一一 天正十五年 五月十二日 豊臣秀長禁制
 三一二 天正十五年 五月十二日 豊臣秀長禁制
 三一三 (天正十五年) 五月十三日 福智長通書狀
 三二四 (天正十五年) 五月十六日 福智長通書狀
 三一五 (記事) 北郷一雲久時譜
- 三一六 天正十五年 五月 日 豊臣秀吉禁制
 三一七 (記事) 島津義久譜
 三一八 (記事) 島津義久譜
 三一九 (記事) 山口又左衛門覺書
 三二〇 (記事) 古物語
 三二一 (天正十五年) 五月十九日 豊臣秀吉朱印狀
 三二二 (天正十五年) 五月十九日 木食応其書狀
 三二三 (記事) 島津義弘譜
 三二四 (天正十五年) 五月 廿日 桑山重晴書狀
 三二五 (天正十五年) 五月廿一日 島津電伯義久書狀
 三二六 (天正十五年) 五月廿四日 新納忠元書狀
 三二七 (天正十五年) 五月廿四日 伊集院久信書狀
 三二八 天正十五年 五月廿五日 豊臣秀吉朱印狀
 三二九 (記事) 島津久保譜
 三三〇 天正十五年 五月廿五日 豊臣秀吉朱印狀
 三三一 (天正十五年) 五月廿五日 豊臣秀吉朱印狀
 三三二 五月廿六日 豊臣秀吉朱印狀
 三三三 (記事) 島津義弘譜
 三三四 (天正十五年) 五月廿六日 豊臣秀吉朱印狀
 三三五 (記事) 北郷一雲譜
 三三六 (記事) 島津彰久譜
 三三七 (記事) 北郷三久譜
 三三八 (天正十五年) 五月廿六日 島津義久書狀
 三三九 (天正十五年) 五月廿六日 豊臣秀吉朱印狀
 三四〇 (天正十五年) 五月廿七日 豊臣秀長書狀

三四一	六月 九日	伊集院久治書狀	三六五 (天正十五年)	七月十七日	重頼・野村良綱連署狀
三四二 (天正十五年)	六月 十日	豊臣秀長書狀	三六六 (天正十五年)	七月十九日	福智長通書狀
三四三 天正十五年	六月十一日	島津義久条書	三六七 (天正十五年)	七月 廿日	福智長通書狀
三四四 (天正十五年)	六月十二日	島津竜伯 <small>義久</small> 書狀	三六八	七月廿一日	福智長通書狀
三四五	六月十三日	安国寺恵瓊書狀	三六九 天正十五年	八月廿四日	島津義弘寄進狀
三四六 (天正十五年)	六月十三日	桑山重晴書狀	三七〇		伊集院氏系図
三四七	六月十四日	安国寺恵瓊書狀	三七一 天正十五年	八月廿七日	島津義弘感狀
三四八	(記事)	島津義弘譜	三七二	(記事)	長谷場越前日記
三四九	(記事)	島津忠長譜	三七三 (天正十五年)	九月 八日	豊臣秀吉朱印狀
三五〇	(記事)	北郷一雲 <small>時久</small> 譜	三七四 (天正十五年)	九月 九日	近衛竜山 <small>久</small> 書狀
三五一	六月十五日	豊臣秀長書狀	三七五 天正十五年	九月十三日	吉田清在書狀
三五二	(記事)	新納旅庵 <small>長住</small> 譜	三七六 (天正十五年)	九月十四日	福智長通書狀
三五三	六月十六日	伊集院忠大書狀	三七七 (天正十五年)	九月十四日	島津義久・同義弘連署狀
三五四	(記事)	島津義久譜	三七八	(記事)	島津義久譜
三五五	(記録)	天正年中日々記	三七九 (天正十五年)	九月廿五日	豊臣秀吉朱印狀
三五六 (天正十五年)	六月十九日	桑山重晴・福智長通連署狀	三八〇 天正十五年	十月十三日	豊臣秀吉朱印狀
三五七 (天正十九年)	六月廿二日	島津竜伯書狀	三八一		豊臣秀吉朱印狀抄
三五八	六月廿五日	伊集院久治書狀	三八二		豊臣秀吉朱印狀抄
三五九 天正十五年	六月 吉日	樺山玄佐 <small>善久</small> 願書	三八三 天正十五年	十月十三日	豊臣秀吉朱印狀
三六〇 (天正十五年)	六月廿九日	福智長通書狀	三八四	(記事)	島津義久譜
三六一	(記事)	北郷一雲譜	三八五	(記事)	島津義久譜
三六二	七月 五日	豊臣秀長書狀	三八六 天正十五年	十月十四日	豊臣秀吉判物
三六三	七月 五日	佐々成政書狀	三八七	(記事)	島津義久譜
三六四	七月 五日	佐々成政書狀	三八八 天正十五年	十月十五日	賦何船連歌
			三八九	(記事)	島津義弘譜

- 三九〇 (天正十五年) 十月廿一日 豊臣秀吉朱印状
 三九一 (天正十五年) 十月廿一日 細川玄旨・石田三成連署状
 三九二 (記事) 北郷一雲譜
 三九三 豊臣秀吉朱印状
 三九四 北郷一雲譜 (記事)
 三九五 (天正十五年) 十月廿二日 島津竜伯書状
 三九六 (天正十五年) 十一月三日 島津義久書状
 三九七 島津義久譜
 三九八 十一月四日 島津歳久追悼和歌
 三九九 八月六日 島津竜伯書状
 四〇〇 (天正十五年) 十一月十日 島津義弘書状
 四〇一 十一月十八日 佐々成政書状
 四〇二 十一月十八日 佐々成政書状
 四〇三 (天正十五年) 十一月廿六日 安国寺惠瓊書状
 四〇四 (天正十五年) 十一月廿六日 新納為舟元忠書状
 四〇五 (天正十五年) 十二月五日 島津竜伯書状
 四〇六 正月十一日 島津竜伯書状
 四〇七 十二月十七日 島津義久書状
 四〇八 十二月廿四日 佐々成政書状
 四〇九 (天正十五年) 十二月廿八日 豊臣秀吉朱印状
 四一〇 (記録) 天正年中日々記
 四一一 十二月五日 佐々政元書状
 四一二 十二月廿四日 佐々成政書状
 四一三 (記事) 新納忠元歿功記
- 四一四 (記事) 天正十六年覚書
 四一五 天正十六年 正月 吉日 上井秀秋領知目錄
 四一六 (天正十六年) 正月十三日 島津竜伯久義書状
 四一七 (天正十六年) 正月廿一日 島津義久書状
 四一八 (天正十六年) 二月二日 近衛前久書状
 四一九 天正十六年 二月三日 島津義弘起請文
 四二〇 二月十一日 豊臣秀吉朱印状
 四二一 (記事) 島津義弘譜
 四二二 (天正十六年) 二月十一日 豊臣秀吉直書
 四二三 (記事) 北郷一雲譜
 四二四 二月十一日 島津義久書状
 四二五 天正十六年 二月十二日 島津義弘証状
 四二六 (記事) 島津義弘譜
 四二七 (記事) 樺山忠助譜
 四二八 天正十六年 二月十三日 某起請文前書案
 四二九 天正十六年 二月十五日 島津義弘起請文
 四三〇 天正十六年 二月十六日 島津義弘起請文
 四三一 天正十六年 二月十九日 島津義弘書状
 四三二 (天正十六年) 二月 廿日 近衛前久書状
 四三三 (記録) 樺山紹劍日記
 四三四 (天正十六年) 二月廿八日 小早川隆景書状
 四三五 三月六日 福智長通書状
 四三六 (記録) 勝部兵右衛門聞書
 四三七 (天正十六年) 四月二日 豊臣秀吉朱印状
 四三八 (記事) 島津義弘譜

- 四三九〔天正十六年〕 四月 二日 豊臣秀吉朱印状
- 四四〇 (記事)
- 四四一 (天正十六年) 某書状案
- 四四二 (天正十六年) 四月十四日 木食応其書状
- 四四三 (天正十六年) 四月廿一日 島津義弘書状
- 四四四 (天正十六年) 四月廿三日 細川玄旨・石田三成連署状
- 四四五 (天正十六年) 四月廿四日 島津義弘願書
- 四四六 (天正十六年) 四月廿五日 伊東祐兵書状
- 四四七 (天正十六年) 五月 三日 豊臣秀吉朱印状
- 四四八 (記事)
- 四四九 (天正十六年) 五月 三日 豊臣秀吉朱印状
- 四五〇 (天正十六年) 五月 四日 豊臣秀吉朱印状
- 四五一 (天正十六年) 五月 五日 豊臣秀吉朱印状
- 四五二 (天正十六年) 五月 六日 島津義弘書状
- 四五三 (天正十六年) 五月 六日 島津義弘願書
- 四五四 (記事)
- 四五五 (記事)
- 四五六 (天正十六年) 五月 七日 島津義弘願書
- 四五七 (天正十六年) 五月 七日 島津義弘願書
- 四五八 (天正十六年) 五月十七日 島津義弘願書
- 四五九 (天正十六年) 五月 十日 島津竜伯書状
- 四六〇 (天正十六年) 五月十一日 細川玄旨書状
- 四六一 (天正十六年) 五月十五日 生駒近親親正外八名連署状
- 四六二 (天正十六年) 五月十五日 島津義弘願文
- 四六三 (天正十六年) 五月廿六日 島津義弘書下
- 四六四 (記事)
- 四六五 閏五月十一日 島津竜伯書状
- 四六六 (記事)
- 四六七 (天正十六年) 後五月十四日 豊臣秀吉朱印状
- 四六八 (天正十六年) 閏五月廿一日 町田一玄久・本田三清親連署状
- 四六九 (記事)
- 四七〇 (天正十六年) 後五月 晦日 福智長通書状
- 四七一 (天正十六年) 六月 六日 島津義弘書状
- 四七二 (記事)
- 四七三 (天正十六年) 六月十五日 島津義久起請文前書案
- 四七四 (記事)
- 四七五 六月 廿日 上井秀秋書状
- 四七六 (天正十六年) 六月廿四日 島津義弘書状
- 四七七 (天正十六年) 七月 五日 島津義弘書状
- 四七八 (天正十六年) 七月 五日 島津義弘書状
- 四七九 (天正十六年) 七月 五日 豊臣秀吉判物
- 四八〇 (記事)
- 四八一 (天正十六年) 七月 五日 豊臣秀吉判物
- 四八二 (天正十六年) 七月 五日 豊臣秀吉知行方目錄
- 四八三 島津義久詠草
- 四八四 (天正十六年) 七月 八日 豊臣秀吉法度
- 四八五 (天正十六年) 七月 日 豊臣秀吉捉書
- 四八六 (記事)
- 四八七 (記事)
- 四八七 島津義弘譜

四八八 天正十六年 七月廿六日 藏人葉室賴宣奉口宣案
 四八九 天正十六年 七月廿六日 藏人葉室賴宣奉口宣案
 四九〇 天正十六年 六月十五日 藏人頭万里小路充房奉口宣案
 四九一 天正十六年 六月十五日 藏人頭万里小路充房奉口宣案
 四九二 天正十六年 七月廿六日 藏人葉室賴宣奉口宣案
 四九三 (天正十六年) 七月廿八日 某書狀案

卷二十三

四九四 (記事) 島津義弘譜

四九五 天正十六年 八月 五日 豐臣秀吉判物

四九六 天正十六年 八月 五日 豐臣秀吉判物

四九七 天正十六年 八月 五日 豐臣秀吉知行方目錄

四九八 天正十六年 八月 四日 豐臣秀吉知行方目錄

四九九 天正十六年 八月 五日 豐臣秀吉判物

五〇〇 (天正十六年) 八月 七日 島津義弘書狀

五〇一 (天正十六年) 八月 十日 石田三成書狀

五〇二 (天正十六年) 八月 十二日 島津竜伯義・久・同義弘連署狀

五〇三 (記事) 島津義久譜

五〇四 天正十六年 八月 十二日 島津義久書狀案

五〇五 (天正十六年) 八月 十七日 石田正澄書狀

五〇六 (天正十六年) 八月 十九日 島津義弘書狀

五〇七 天正十六年 八月 廿三日 島津竜伯証狀

五〇八 (天正十六年) 八月 廿九日 豐臣秀吉朱印狀

五〇九 (天正十六年) 八月 晦日 新納拙斎忠書狀

五一〇 (記録) 天正年中日々記

五一一 (天正十六年) 九月 吉日 八幡山泉坊宥純書狀

五二二 (記事) 島津義久譜

五二三 (天正十六年) 九月 八日 豐臣秀吉朱印狀

五二四 (天正十六年) 九月 八日 豐臣秀吉朱印狀

五二五 (記事) 島津義久譜

五二六 (天正十六年) 九月 八日 島津竜伯書狀

五二七 (記事) 島津以久征譜

五二八 天正十六年 九月 十日 豐臣秀吉判物

五二九 (記事) 島津義久譜

五三〇 (天正十六年) 九月 十一日 豐臣秀吉朱印狀

五三一 (天正十六年) 十一月 十二日 島津義弘書狀

五三二 (天正十六年) 九月 十三日 島津義弘書狀

五三三 (天正十六年) 九月 十四日 山中長俊書狀

五三四 天正十六年 九月 十四日 島津義久書狀

五三五 (記事) 島津義久譜

五三六 (天正十六年) 九月 十六日 豐臣秀吉朱印狀

五三七 九月 十六日 豐臣秀吉朱印狀

五二八 (天正十六年) 九月 十八日 小早川隆景書狀

五二九 (記事) 島津義久譜

五三〇 天正十六年 九月 晦日 島津義久証狀案

五三一 十月 三日 昭高院如雪書狀

五三二 八月 十四日 豐臣秀吉朱印狀

五三三 (記事) 島津義久譜

五三四 (記事) 島津忠長譜

五三五 (天正十六年) 十月 十三日 島津義久書狀案

五三六 天正十六年 十月 十三日 嵐香御甃之事

五三七	九月十九日	久信署判坪付	五六一	(記事)	天正十七年・十八年覚書
五三八 (天正十六年)	十月十七日	新納拙斎書狀	五六二	二月 吉日	飯野衆中名書上
五三九	(記録)	年代記	五六三		飯野衆中名書上
五四〇	(記録)	長谷場越前自記	五六四 (天正十七年)		島津義久書狀案
五四一 (天正十六年)	十月廿一日	島津義久書狀案	五六五	(記録)	樺山紹劍自記
五四二 (天正十六年)	十一月 五日	桑山重晴書狀	五六六 (天正十七年)	正月 三日	島津義弘書狀
五四三 (天正十六年)	十一月 十日	島津義弘書狀	五六七 (天正十七年)	正月十七日	島津竜伯 <small>義</small> 書狀
五四四 (天正十六年)	十一月十一日	島津義弘書狀	五六八 (天正十七年)	正月 廿日	豊臣秀吉朱印狀
五四五 (天正十六年)	十一月十二日	島津義弘書狀	五六九 (天正十七年)	正月 廿日	豊臣秀吉朱印狀
五四六 (天正十六年)	十一月十二日	島津義弘書狀	五七〇 (天正十七年)	正月 廿日	石田三成・細川玄旨連署副狀
五四七 (天正十六年)	十一月 廿日	桑山重晴書狀	五七一 (天正十七年)	正月廿一日	細川玄旨・石田三成連署狀
五四八 (天正十六年)	十一月廿二日	島津義弘書狀	五七二 (天正十七年)	正月廿三日	島津義弘書狀
五四九 (天正十六年)	十二月十二日	島津竜伯起請文	五七三 (天正十七年)	正月 卅日	島津義弘書狀
五五〇 (天正十六年)	十一月廿五日	島津竜伯書狀	五七四	(記事)	石田三成書狀
五五一	十二月 五日	細川玄旨・石田三成連署覚書	五七五	(記事)	島津忠倍譜
五五二	(記事)	北郷一雲 <small>時久</small> 譜	五七六	(記事)	島津久元譜
五五三	十二月十二日	島津竜伯書狀	五七七 (天正十七年)	二月十二日	豊臣秀吉朱印狀
五五四	(記事)	北郷忠虎譜	五七八	二月十六日	島津義弘書狀
五五五	十二月十二日	島津竜伯起請文	五七九	二月十六日	島津竜伯証狀
五五六 (天正十六年)	十二月十八日	豊臣秀吉直書	五八〇 (天正十七年)	二月十六日	島津義弘書狀
五五七	(記事)	島津豊久譜	五八一	二月 廿日	島津義弘書狀
五五八 (天正十六年)	十二月十九日	豊臣秀吉朱印狀	五八二 (天正十七年)	二月廿三日	島津義弘書狀
五五九 (天正十六年)	十二月廿五日	豊臣秀吉朱印狀	五八三	三月廿五日	島津義弘書狀
五六〇	(記事)	新納忠元敷功記	五八四	(記事)	伊地知季安考
			五八五	四月 五日	島津義久土宜注文

五八六	(天正十七年)	四月 六日	島津義弘書狀	六二一	(天正十七年)	九月 七日	豊臣秀吉朱印狀
五八七	(天正十七年)	四月十九日	島津義弘書狀	六二二	(天正十七年)	九月十六日	豊臣秀吉朱印狀
五八八	(天正十七年)	四月廿一日	島津義弘書狀	六二三	天正十七年	九月十八日	島津義弘証狀
五八九	(天正十七年)	五月 二日	豊臣秀吉朱印狀	六二四		(記録)	年代記
五九〇	(天正十七年)	五月 三日	豊臣秀吉朱印狀	六二五	天正十七年	十月 吉日	吉田天神社棟札
五九一	(天正十七年)	五月 五日	豊臣秀吉朱印狀	六二六	(天正十七年)	十月廿二日	島津竜伯書狀
五九二	天正十七年	五月十五日	島津竜伯書目	六二七		(記事)	北郷一雲 <small>時久</small> 譜
五九三	天正十七年	五月廿四日	平田舜盧外二十名連署起請文	六二八		十一月 六日	豊臣秀吉朱印狀
五九四	天正十七年	六月廿六日	島津竜伯書下	六二九		十一月 六日	豊臣秀吉朱印狀
五九五	天正十七年	七月 二日	島津竜伯書下	六三〇	天正十七年	十一月十五日	島津義弘書下
五九六	天正十七年	七月 五日	島津竜伯書下	六三一	(天正十七年)	十一月 廿日	島津義弘書狀
五九七	(天正十七年)	七月 六日	豊臣秀吉朱印狀	六三二	(天正十七年)	十一月 廿日	島津久保書狀
五九八	(天正十七年)	七月十四日	豊臣秀吉朱印狀	六三三	(天正十七年)	十一月廿五日	石田三成書狀
五九九	(天正十七年)	七月十四日	豊臣秀吉朱印狀	六三四	(天正十七年)	十二月廿二日	豊臣秀吉朱印狀
六〇〇	(天正十七年)	七月 廿日	小早川隆景書狀	六三五	(天正十七年)	十二月廿六日	安芸法印書狀
六〇一		七月 晦日	豊臣秀吉朱印狀	卷二十五			
六〇二	(天正十七年)	七月 晦日	豊臣秀吉朱印狀	六二六		(記事)	天正十八年・十九年覚書
六〇三	天正十七年	八月 十日	島津義弘寄進狀	六二七		(記事)	島津義久譜
六〇四		(記事)	島津義弘譜	六二八		(記録)	樺山紹劍自記
六〇五	(天正十七年)	八月 十日	島津久保書狀案	六二九		(記録)	帖佐彦左衛門日記
六〇六	(天正十七年)	八月十六日	島津義弘書狀	六三〇		(記録)	国老記
六〇七		(記事)	島津忠長譜	六三一	(天正十八年)	正月 八日	島津義弘書狀
六〇八	天正十七年	八月廿一日	島津竜伯書下	六三二		(記事)	島津義久譜
六〇九	天正十七年	八月 吉日	本田三清 <small>親</small> 外二名連署坪付	六三三		(記事)	島津義久譜
六一〇		(記事)	島津義久譜	六三四		(記事)	島津義久譜

- 六三五 (記事) 北郷忠虎譜
- 六三六 正月十四日 豊臣秀吉朱印状
- 六三七 正月十三日 近衛前久書状
- 六三八 (天正十八年) 正月十七日 町田久倍・平田歳宗連署状
- 六三九 (記事) 天正十八年記事
- 六四〇 (記録) 池田貞安覚書
- 六四一 (記事) 島津義久譜
- 六四二 (天正十八年) 二月十五日 能真書状
- 六四三 天正十八年 四月廿八日 豊臣秀吉書状
- 六四四 (記事) 島津義久譜
- 六四五 (天正十九年 閏正月) 島津義久書状案
- 六四六 (記事) 島津久保譜
- 六四七 (記事) 島津義弘譜
- 六四八 (記事) 北郷三久譜
- 六四九 (記事) 島津豊久譜
- 六五〇 (記事) 樺山久高譜
- 六五一 (記事) 島津義久譜
- 六五二 (天正十八年) 三月廿九日 豊臣秀吉朱印状
- 六五三 (記事) 島津義久譜
- 六五四 (記事) 島津義久譜
- 六五五 (天正十八年) 四月 七日 豊臣秀吉朱印状
- 六五六 (記事) 島津義久譜
- 六五七 (天正十八年) 四月廿三日 豊臣秀吉朱印状
- 六五八 (天正十八年) 四月廿六日 近衛前久書状
- 六五九 (天正十八年) 五月 二日 豊臣秀吉朱印状
- 六六〇 (記事) 島津義久譜
- 六六一 (天正十八年) 五月廿一日 近衛竜山前外一名連署状
- 六六二 (記事) 島津義久譜
- 六六三 (記事) 島津久保譜
- 六六四 (天正十八年) 六月 四日 島津久保書状
- 六六五 (記事) 島津義久譜
- 六六六 天正十八年 六月十五日 島津竜伯義久証状
- 六六七 (記事) 島津義久譜
- 六六八 (天正十八年) 六月 廿日 豊臣秀吉朱印状
- 六六九 (記事) 島津義久譜
- 六七〇 (天正十八年) 六月廿四日 小早川隆景書状
- 六七一 (記事) 島津久保譜
- 六七二 (記事) 島津義久譜
- 六七三 (記事) 北郷一雲時久譜
- 六七四 七月十九日 島津竜伯書状
- 六七五 (天正十八年) 七月廿一日 島津竜伯書状
- 六七六 (記事) 島津久保譜
- 六七七 (記事) 島津義久譜
- 六七八 (天正十八年) 七月廿五日 島津竜伯書状
- 六七九 天正十八年 七月廿八日 入来院本村諏訪座敷日記
- 六八〇 (天正十八年) 七月廿九日 豊臣秀吉朱印状
- 六八一 (天正十八年) 八月 日 島津義弘書状
- 六八二 (天正十八年) 八月 三日 近衛竜山書状
- 六八三 (記事) 島津義久譜
- 六八四 (記事) 島津義久譜

- 六八五 (天正十八年) 八月十一日 豊臣秀吉朱印状 (記事) 島津義弘譜 七二〇
- 六八六 (記事) 島津義久譜 七一一
- 六八七 天正十八年 八月廿一日 島津義久書状案 七一二
- 六八八 (天正十八年) 八月廿一日 島津義久書状案 七一三
- 六八九 (天正十八年) 八月廿七日 豊臣秀吉朱印状 七一四
- 六九〇 (記事) 島津義久譜 七一五
- 六九一 (記事) 島津久保譜 卷二十六
- 六九二 (天正十八年) 九月十二日 島津竜伯書状 (記事) 島津義久譜 七一六
- 六九三 (記事) 島津義久譜 七一一
- 六九四 天正十八年 九月廿八日 島津義久琉球渡海朱印状 (記事) 島津義久譜 七一八
- 六九五 (記事) 島津義久譜 七一九
- 六九六 (記事) 島津義弘譜 七二〇
- 六九七 (天正十八年) 十月十三日 島津久保書状 (記事) 島津義久書状案 七二一
- 六九八 (天正十八年) 十月十七日 近衛前久書状 (記事) 島津義久書状案 七二二
- 六九九 (記事) 島津義久譜 七二三
- 七〇〇 (天正十八年) 十一月五日 前田玄以書状 (記事) 島津義久書状案 七二四
- 七〇一 (記事) 北郷忠虎譜 七二五
- 七〇二 十一月八日 豊臣秀吉朱印状 (記事) 北郷忠虎譜 七二六
- 七〇三 (記事) 北郷忠虎譜 七二七
- 七〇四 十二月十八日 豊臣秀吉朱印状 (記事) 北郷忠虎譜 七二八
- 七〇五 (天正十八年) 十一月十三日 桑山重晴書状 (正力) 十月廿一日 島津竜伯書状 七二九
- 七〇六 (記事) 島津義久譜 七三〇
- 七〇七 (記事) 島津義久譜 七三一
- 七〇八 天正十八年 十二月五日 島津義久指出案 (記事) 島津義久譜 七三二
- 七〇九 (記事) 島津義久譜 七三三
- 七二一 (天正十九年) 閏正月 十日 島津義久書状案 島津義久書状案 七二一
- 七二二 (天正十九年) 正月 六日 島津義弘書状 島津義久書状案 七二二
- 七二三 (天正十九年) 正月 六日 島津義弘書状 島津義久書状案 七二三
- 七二四 (天正十九年) 正月 廿六日 桑山重晴書状 島津義久書状案 七二四
- 七二五 島津義久書状 島津義久書状案 七二五
- 七二六 島津義久書状 島津義久書状案 七二六
- 七二七 (天正十九年) 閏正月 十日 島津義久書状案 島津義久書状案 七二七
- 七二八 十月廿一日 島津竜伯書状 島津義久書状案 七二八
- 七二九 (天正十九年) 十月廿一日 島津竜伯書状 島津義久書状案 七二九
- 七三〇 (天正十九年) 後正月 廿日 島津義弘書状 島津義久書状案 七三〇
- 七三一 (天正十九年) 後正月 廿四日 前田玄以書状 島津義久書状案 七三一
- 七三二 (天正十九年) 閏正月 廿四日 島津義弘書状 島津義久書状案 七三二
- 七三三 天正十九年 二月十四日 島津久保起請文 島津義久書状案 七三三

七三九	(記事)	川上經久譜	七五九 (天正十九年)	五月 十日	島津義久覺書案
七三五	(天正十九年)	島津義弘書狀	七六〇 (天正十九年)	五月	島津義久書狀案
七三六	二月十六日	島津義弘書狀	七六一 (天正十九年)	五月廿二日	島津久保起請文案
七三七	天正十九年	川上芳麟 <small>久經</small> 起請文	七六二 (天正十九年)	六月 二日	島津竜伯書狀案
七三八	(天正十九年)	島津義久書狀案	七六三 (天正十九年)	六月 十日	島津義弘書狀
七三九	二月)	島津義久書狀案	七六四	(記事)	島津義弘譜
七四〇	二月	島津義久書狀案	七六五 (天正十九年)	六月廿五日	豐臣秀吉朱印狀
七四一	(天正十九年)	島津義弘書狀	七六六 (天正十九年)	六月廿五日	豐臣秀吉朱印狀
七四二	天正十九年	川上芳麟起請文	七六七 (天正十九年)	七月 朔日	島津忠辰書狀案
七四三	(記錄)	長谷場越前日記	七六八 (天正十九年)	七月十五日	石田三成書狀
七四四	(天正十九年)	島津義弘書狀	七六九 (天正十九年)	八月 五日	島津義弘書狀
七四五	(天正十九年)	島津義久書狀案	七七〇	(記事)	島津義弘譜
七四六	四月 日	島津義久書狀案	七七二 (天正十九年)	八月十五日	石田正澄書狀
七四七	天正十九年	島津竜伯証狀	七七三 (天正十九年)	八月廿一日	豐臣秀吉朱印掟書
七四八	(記事)	島津義弘譜	七七四	八月廿一日	中山王 <small>尚</small> 書狀
七四九	(記事)	樺山規久譜	七七五 (天正十九年)	八月廿一日	琉球國献上物目錄
七五〇	(天正十九年)	安宅秀安書狀	七七六	八月廿六日	島津竜伯書狀
七五一	(天正十九年)	島津竜伯書狀	七七七	八月廿八日	石田正継書狀
七五二	(天正十九年)	島津義弘書狀	七七七 (天正十九年)	九月十九日	島津竜伯書狀
七五三	(天正十九年)	豐臣秀吉朱印狀	七七八	(記事)	島津義久譜
七五四	島津義久詠草		七七九 (天正十九年)	九月 下旬	豐臣秀吉朱印狀
七五五	(天正十九年)	豐臣秀吉朱印狀	七八〇 (天正十九年)	九月廿一日	伊集院忠恒証狀
七五六	(天正十九年)	安宅秀安書狀	七八一	(記事)	島津忠長譜
七五七	(天正十九年)	安宅秀安書狀	七八二	九月廿三日	近衛前久書狀
七五八	五月 七日	島津義弘書狀	七八三 (天正十九年)		名護屋城普請次第

七八四	(天正十九年)	十月	島津義久書狀案	八〇八	(文祿 元年)	正月十五日	堀内氏善書狀
七八五	(天正十九年)	十月廿四日	島津義久書狀	八〇九		正月十七日	町田久倍・平田藏宗連署狀
七八六	(天正十九年)	十一月	島津義久書狀案	八一〇	(天正 廿年)	正月十九日	豊臣秀吉朱印狀
七八七	(天正十九年)	十一月 二日	島津竜伯書狀案	八一		(記事)	島津忠辰譜
七八八	(天正十九年)	十一月 三日	大覚寺宮性舜 <small>性空親王</small> 書狀	八二二	(文祿 元年)	正月十九日	豊臣秀吉朱印狀
七八九	(天正十九年)	十二月 二日	石田三成署判人質番組	八二三		(記事)	島津忠辰譜
七九〇	(天正十九年)	十二月 二日	石田三成署判人質番組	八三四		(記事)	島津忠辰譜
七九一	(天正十九年)	十月 二日	島津竜伯書狀	八四		(記事)	島津忠辰譜
七九二	(天正十九年)	十二月 五日	細川玄旨・石田三成連署書	八五	(天正 廿年)	正月廿一日	石田三成・細川玄旨連署狀
七九三	(天正十九年)	十二月十四日	豊臣秀吉朱印狀	八六	(文祿 元年)	正月廿六日	島津竜伯久書狀
七九四		(記事)	新納旅庵 <small>長住</small> 譜	八七	(文祿 元年)	正月廿七日	島津竜伯・同義弘連署狀
七九五	(天正十九年)	十二月 日	島津義久書狀案	八八	(天正 二十年)	二月 八日	豊臣秀吉朱印狀
七九六	(天正十九年)	十二月十九日	島津義久書狀案	八九		二月廿一日	島津義弘書狀
七九七	(天正十九年)	十二月廿八日	豊臣秀吉朱印狀	九〇	(天正 廿年)	二月廿七日	豊臣秀吉朱印狀
七九八		(記事)	島津義久譜	九一		(記事)	島津義弘譜
七九九	(天正十九年)		朝鮮出兵衆盛	九二		(記事)	島津久保譜
八〇〇		(記事)	島津歳久譜	九三		(記事)	新納旅庵 <small>長住</small> 譜
八〇一		(記事)	新納忠元勲功記	九四		(記事)	島津彰久譜
卷二十七				九五		(記事)	北郷忠虎譜
八〇二	(文祿 元年)		島津久保覚書	九六		(記事)	島津忠長譜
八〇三		(記事)	島津義弘伝	九七		(記事)	桂忠昉譜
八〇四	(天正 廿年)	正月 五日	豊臣秀吉掟書	九八		(記事)	樺山忠征譜
八〇五	(天正 廿年)	正月 日	豊臣秀吉条書	九九		(記事)	大田忠好譜
八〇六		(記録)	年代記	一〇〇	(文祿 元年)	二月廿八日	島津竜伯誓詞
八〇七	(天正 廿年)	正月十一日	島津義久起請文前書案	一〇一	(天正 二十年)	二月廿八日	細川忠興書狀
				一〇二		二月	島津義久書狀案

八三三	天正 廿年	二月 吉日	息長道武立願狀	八五八	天正二十年	四月 吉日	薩隅日寺社領注文
八三四			島津義久詠草	八五九	天正 廿年	四月十四日	吉松般若寺領覺書
八三五	(記事)		盛香集	八六〇			般若寺領京繩田數書上
八三六	(記事)		盛香集	八六一	(天正 廿年)	四月十九日	豊臣秀吉朱印狀
八三七	(記事)		盛香集	八六二			島津義弘譜
八三八	(記録)		樺山紹劍自記	八六三	天正 廿年	四月廿六日	豊臣秀吉禁制
八三九	(記録)		長谷場越前自記	八六四	天正 廿年	四月廿六日	豊臣秀吉提書
八四〇	天正 廿年	三月 五日	島津義弘願文	八六五	天正 廿年	四月廿八日	島津竜伯感狀
八四一	(記事)		島津義弘譜	八六六	(天正 廿年)	四月廿八日	豊臣秀吉朱印狀
八四二	(文祿 元年)	三月十四日	豊臣秀吉朱印狀	八六七	(天正 廿年)	四月廿八日	豊臣秀吉朱印狀交附目錄
八四三	(天正 廿年)	三月十四日	石田三成書狀	八六八			島津豊久譜
八四四	(文祿 元年)	三月廿六日	島津義弘書狀	八六九	(文祿 元年)	四月廿八日	豊臣秀吉朱印狀
八四五			島津義久書狀案	八七〇			島津義久譜
八四六	(記事)		朝鮮日々記	八七一			島津義弘譜
八四七	(文祿 元年)	四月 一日	島津義弘書狀	八七二			島津義弘譜
八四八	(天正二十年)	四月 二日	落合重次書狀	八七三		(記事)	島津義弘譜
八四九	(天正 廿年)	四月 六日	島津久保書狀	八七四		(記事)	殉国名數
八五〇	(文祿 元年)	四月 六日	島津義弘書狀	八七五			島津義久詠草
八五一	(文祿 元年)	四月 八日	島津竜伯書狀案	八七六	天正 廿年	五月 三日	島津竜伯詠草
八五二	(天正 廿年)	四月十一日	長寿院盛淳書狀	八七七		五月 三日	島津竜伯感狀
八五三	(記事)		島津義弘譜	八七八	天正二十年	五月 三日	豊臣秀吉朱印狀
八五四	(記事)		北郷三久譜	八七九	天正 廿年	五月 四日	島津竜伯書下
八五五	(記事)		北郷久武譜	八八〇	天正 廿年	五月 四日	島津義久袖判覺書
八五六	(記事)		樺山久高譜	八八一	(文祿 元年)	五月 四日	島津又一郎保久書狀
八五七	(記事)		征韓傳略				

八八二	(天正 廿年)	五月 四日	島津義弘書狀	九〇七	(文祿 元年)	六月廿一日	麻植長通書狀
八八三	(文祿 元年)	五月 五日	島津義弘書狀	九〇八		(記事)	島津義弘譜
八八四	天正 廿年	五月 六日	島津義弘書下	九〇九		(記事)	新納忠増日記
八八五	天正 廿年	五月 六日	島津義弘書下	九一〇		(記事)	天正年中日々記
八八六	(文祿 元年)	五月 八日	加藤清正書狀	卷二十八			
八八七	(天正 廿年)	五月廿四日	島津忠恒 <small>家久</small> 書狀	九一一		(記事)	島津義弘譜
八八八			島津義久譜	九一二	天正 廿年	七月 吉日	伊集院幸侃 <small>忠棟</small> 外二名連署坪付
八八九			島津義弘譜	九一三	天正 廿年	七月 吉日	島津忠長外二名連署宛行狀
八九〇	文祿 元年	六月 吉日	新納為舟 <small>元忠</small> 坪付	九一四	(文祿 元年)	七月 十日	豊臣秀吉朱印狀
八九一	天正 廿年	六月 吉日	島津忠長外四名連署坪付	九一五		(記事)	町田久倍譜
八九二	天正 廿年	六月 三日	豊臣秀吉覚書	九一六		(記事)	長谷場越前自記
八九三	天正 廿年	六月 三日	豊臣秀吉高麗出勢書立並法度	九一七	(文祿 元年)	七月	島津義久書狀案
八九四			川上久辰譜	九一八	(文祿 元年)	七月	島津義久書狀案
八九五	天正 廿年	六月 吉日	止上社領坪付	九一九	(文祿 元年)	七月	島津義久書狀案
八九六	(文祿 元年)	六月 九日	昭高院如雪書狀	九二〇		七月 八日	島津義弘書狀
八九七		六月 九日	近衛前久書狀	九二一	(天正 廿年)	七月 十日	島津義久証狀案
八九八			朝鮮日々記	九二二		(記事)	島津義久譜
八九九			島津義久譜	九二三	(文祿 元年)	七月 十日	豊臣秀吉朱印狀
九〇〇		六月十二日	豊臣秀吉朱印狀	九二四		(記事)	島津義久譜
九〇一			島津義久詠草	九二五	(文祿 元年)	七月十七日	島津晴衰 <small>歳</small> 辞世
九〇二			島津義弘譜	九二六		(記事)	島津義久譜
九〇三	(文祿 元年)	六月十八日	豊臣秀吉朱印狀	九二七		(記事)	島津歳久譜
九〇四		六月十八日	豊臣秀吉朱印狀	九二八			島津歳久生害書
九〇五	(文祿 元年)	六月十九日	浅野幸長書狀	九二九	文祿元年	七月十五日	米良重良書狀
九〇六	(文祿 元年)	六月 廿日	細川玄旨書狀	九三〇			米良氏系図

九三〇	三月 八日	島津義弘書狀	九五五	(記事)	島津義久譜
九三一 (文祿 元年)	七月十八日	島津竜伯 <small>義久</small> 直書	九五六	天正 廿年	九月 三日 島津義久袖加判福昌寺領目錄
九三二 (天正 廿年)	七月十八日	島津晴襄遺書	九五七	天正 廿年	九月 三日 島津義久袖加判町田久倍書狀
九三三 (文祿 元年)	七月廿五日	加藤清正書狀	九五八	天正 廿年	九月 三日 島津義久袖加判町田久倍書狀
九三四 天正 廿年	七月廿六日	島津義久書狀案	九五九	天正 廿年	九月 三日 島津義久袖加判泰平寺領目錄
九三五	(記事)	島津常久譜	九六〇	天正 廿年	九月 五日 島津義久袖加判町田久倍書狀
九三六	七月廿一日	島津竜伯書狀	九六一	天正 廿年	九月 六日 島津義久袖加判町田久倍書狀
九三七 (天正 廿年)	七月廿七日	島津竜伯書狀	九六二	天正二十年	九月 六日 広濟寺領目錄
九三八		島津歳久跡目覚書	九六三	天正 廿年	九月 七日 島津義久袖加判霧島社領目錄
九三九	(記事)	島津常久譜	九六四 (文祿 元年)	九月 八日	島津久保書狀
九四〇 天正 廿年	七月廿六日	島津義久起請文	九六五	天正 廿年	九月十六日 島津義久袖加判町田久倍書狀
九四一 天正 廿年	七月廿六日	細川幽斎 <small>玄</small> 起請文	九六六	天正 廿年	九月十六日 島津義久袖加判般若寺領目錄
九四二 (文祿 元年)	七月廿九日	島津竜伯書狀	九六七 (天正 廿年)	九月廿七日	島津義久袖加判町田久倍書狀
九四三		島津義久詠草	九六八 (文祿 元年)	九月廿八日	島津久保書狀
九四四	(記事)	島津義久譜	九六九 (文祿 元年)	九月廿八日	島津久保書狀
九四五 (文祿 元年)	八月十四日	豊臣秀吉朱印狀	九七〇 (文祿 二年)	九月廿九日	島津義弘書狀
九四六 天正 廿年	八月十四日	豊臣秀吉朱印狀	九七一 (文祿 元年)	九月廿八日	島津義弘書狀
九四七 天正 廿年	八月十四日	豊臣秀吉朱印狀	九七二 天正 廿年	十月 四日	入来院重時知行方目錄
九四八	八月十四日	豊臣秀吉朱印狀	九七三	(記事)	島津義弘譜
九四九 (天正 廿年)	八月十六日	島津久保書狀	九七四	(記事)	征韓偉略
九五〇 (天正 廿年)	八月 廿日	島津義弘書狀	九七五	(記事)	征韓偉略
九五一 天文二十年	八月廿六日	前加賀法印東尊公帖	九七六	十月 七日	木下宗固書狀
九五二 (文祿 元年)	八月廿八日	石田正継書狀	九七七 (天正二十年)	十月十三日	石田三成書狀
九五三	(記事)	北郷一雲 <small>時</small> 譜	九七八 (天正 廿年)	十月	島津竜伯書狀
九五四 (天正 廿年)	九月 一日	島津久保書狀	九七九 (文祿 元年)	十月廿六日	島津義弘書狀

- 九八〇(文祿 元年)十一月 朔日 黒田孝高書狀
 九八一 天正 廿年 十一月 二日 島津義久袖加判町田久倍書狀
 九八二 (記事) 島津義久譜
 九八三(文祿 元年)十一月 五日 豊臣秀吉朱印狀
 九八四(文祿 元年)十一月 五日 長東正家・石田正澄連署狀
 九八五(文祿 元年)十一月 五日 長東正家・石田正澄連署狀
 九八六(文祿 元年)十一月 五日 細川幽齋旨副狀
 九八七(文祿 元年)十一月 八日 豊臣秀吉朱印狀
 九八八(天正 廿年)十一月 九日 島津竜伯書狀
 九八九(文祿 元年)十一月 十日 豊臣秀吉朱印狀
 九九〇(文祿 元年)十一月 十日 豊臣秀吉朱印狀
 九九一(文祿 元年)十一月 十二日 島津竜伯書狀
 九九二(文祿 元年)十一月 十三日 長東正家書狀
 九九三 (記事) 島津義弘譜
 九九四 (記事) 北郷三久譜
 九九五(文祿 元年)十一月 十四日 豊臣秀吉朱印狀
 九九六 天正 廿年 十一月 十五日 島津義久袖加判領知目録
 九九七 十一月 八日 豊臣秀吉朱印狀
 九九八 天正 廿年 十一月 十八日 町田久倍領知目録
 九九九 慶長十九年 七月 廿三日 伊勢貞昌外三名連署知行目録
 一〇〇〇 天正二十年 十二月 一日 町田久倍領知目録
 一〇〇一 天正 廿年 十二月 一日 島津義久袖加判領知目録
 一〇〇二(文祿 元年)十二月 二日 豊臣秀吉朱印狀
 一〇〇三 天正 廿年 十二月 四日 正恒知行目録
 一〇〇四 天正 廿年 十二月 六日 島津義久袖加判領知目録
- 一〇〇五(文祿 元年)十二月 二日 豊臣秀吉朱印狀
 一〇〇六(文祿 元年)十二月 六日 豊臣秀吉朱印狀
 一〇〇七 天正 廿年 十二月 十九日 長寿院盛淳外三名連署正竜寺領目録
 一〇〇八(文祿 元年)十二月 十九日 細川幽齋書狀
 一〇〇九 天正 廿年 十二月 廿日 島津義久袖加判領知目録
 一〇一〇(天正 廿年)十二月 廿日 島津竜伯書狀
 一〇一一 天正 廿年 十二月 廿日 島津義久袖加判領知目録
 一〇一二 天正 廿年 十二月 廿八日 町田久倍外二名連署領知目録
 一〇一三 天正二十年 十二月 廿九日 島津義久袖加判領知目録
 一〇一四 天正二十年 十二月 廿八日 島津義久袖加判領知目録
 一〇一五(文祿 元年)十二月 晦日 豊臣秀吉朱印狀
- 卷二十九
- 一〇一六 (記録) 樺山紹劍自記
 一〇一七 (記事) 朝鮮日々記
 一〇一八 (記事) 朝鮮日々記
 一〇一九 (記録) 新納忠増日記
 一〇二〇 (記事) 泗川鎧毛付
 一〇二一 (記録) 大島忠泰高麗道記
 一〇二二 八月 廿九日 大島忠泰書狀
 一〇二三 正月 卅日 大島忠泰書狀
 一〇二四 大島忠泰書狀
 一〇二五(慶長 三年) 十月 十二日 大島忠泰書狀
 一〇二六 六月 廿日 伊勢貞昌書狀
 一〇二七 (記事) 新納忠元勲功記

- 一〇二八 (記事) 島津義弘譜
- 一〇二九 (記事) 島津義弘譜
- 一〇三〇 (記事) 征韓偉略
- 一〇三一 (記事) 島津義久譜
- 一〇三二 細川幽齋_旨詠草
- 一〇三三 (文祿二年) 正月三日 豊臣秀吉朱印状
- 一〇三四 島津義久寄進刀目録
- 一〇三五 島津義久寄進甲鑑目録
- 一〇三六 島津義弘寄進矢之根目録
- 一〇三七 天正廿二年 正月 四日 島津竜伯_久寄進状
- 一〇三八 天正廿二年 正月 四日 入来院重時知行宛行状
- 一〇三九 天正廿二年 正月 四日 入来院重時知行宛行状
- 一〇四〇 天正廿二年 正月 四日 入来院重時知行宛行状
- 一〇四一 (文祿二年) 正月 七日 昭高院如雪書状
- 一〇四二 (文祿二年) 正月十五日 細川幽齋書状
- 一〇四三 天正廿二年 正月十七日 長寿院盛淳外二名連署状
- 一〇四四 正月十七日 肝付中将証状案
- 一〇四五 (記事) 島津義久譜
- 一〇四六 (文祿二年) 二月 五日 豊臣秀吉朱印状抄
- 一〇四七 (文祿二年) 六月 廿日 豊臣秀吉朱印状抄
- 一〇四八 (文祿二年) 正月十六日 加藤清正書状
- 一〇四九 (文祿二年) 正月廿日 宗房書状
- 一〇五〇 天正廿二年 正月廿一日 本田正親坪付
- 一〇五一 天正廿二年 正月廿三日 入来院重時知行方目録
- 一〇五二 (文祿二年) 正月廿八日 麻植長通書状
- 一〇五三 (記事) 島津義弘譜
- 一〇五四 (文祿二年) 二月 五日 豊臣秀吉朱印状
- 一〇五五 文祿二年 二月 七日 長寿院盛淳外二名連署領目録
- 一〇五六 (文祿二年) 二月 八日 豊臣秀吉朱印状
- 一〇五七 (文祿二年) 二月 五日 豊臣秀吉朱印状抄
- 一〇五八 (文祿二年) 二月 八日 豊臣秀吉朱印状
- 一〇五九 (文祿二年) 二月 九日 豊臣秀吉朱印状
- 一〇六〇 (記事) 島津義弘譜
- 一〇六一 二月 十日 後陽成天皇宸翰
- 一〇六二 文祿二年 二月十四日 豊臣秀吉朱印状
- 一〇六三 (記事) 島津義弘譜
- 一〇六四 (記事) 征韓偉略
- 一〇六五 (記事) 征韓偉略
- 一〇六六 二月十五日 石田正澄書状
- 一〇六七 二月十六日 豊臣秀吉朱印状
- 一〇六八 二月十九日 島津義弘・同久保連署宛行状
- 一〇六九 (文祿二年) 二月十九日 島津義弘・同久保連署宛行状
- 一〇七〇 文祿二年 二月廿一日 長寿院盛淳立願状
- 一〇七一 文祿二年 二月廿一日 長寿院盛淳寄進状
- 一〇七二 (文祿三年) 二月廿八日 豊臣秀吉朱印状
- 一〇七三 (文祿二年) 二月廿八日 豊臣秀吉朱印状
- 一〇七四 二月廿八日 宇喜多一之書状
- 一〇七五 (記事) 町田久倍譜

- 一〇七六 (文祿 二年) 二月廿八日 島津竜伯誓詞
 一〇七七 (記事) 島津義弘譜
 一〇七八 (文祿 二年) 三月 六日 伊東祐兵書狀
 一〇七九 (文祿 二年) 三月 八日 島津竜伯書狀
 一〇八〇 (文祿 二年) 三月 十日 島津義弘書狀
 一〇八一 (文祿 二年) 三月十六日 脇坂安治書狀
 一〇八二 (文祿 二年) 三月廿三日 毛利吉成書狀
 一〇八三 (文祿 二年) 三月廿三日 山中長俊書狀
 一〇八四 文祿 二年 三月廿六日 長寿院盛淳・鎌田政近連署領
 一〇八五 文祿 二年 三月廿三日 知目錄
 長寿院盛淳・鎌田政近連署領
 知目錄
 一〇八六 (文祿 二年) 三月廿八日 熊谷半次書狀
 一〇八七 (文祿 二年) 三月廿八日 安国寺恵瓊書狀
 一〇八八 (記事) 島津忠長譜
 一〇八九 (記事) 島津忠倍譜
 一〇九〇 (記事) 北郷一雲時久譜
 一〇九一 四月 朔日 豊臣秀吉朱印狀
 一〇九二 四月十一日 長寿院盛淳書狀
 一〇九三 文祿 二年 四月 六日 島津義久袖加判領知目錄
 一〇九四 文祿 二年 四月 六日 島津義久袖加判領知目錄
 一〇九五 (文祿 二年) 四月十二日 大友吉統統義書狀
 一〇九六 四月十五日 大炊貞豊書狀
 一〇九七 (文祿 二年) 四月十七日 毛利吉成就元書狀
 一〇九八 四月十八日 毛利吉成書狀
- 一〇九九 (記事) 島津久保譜
 一一〇〇 四月廿一日 島津義弘書狀
 一一〇一 四月廿六日 石田三成外二名連署狀
 一一〇二 (文祿 二年) 四月廿八日 豊臣秀吉朱印狀
 一一〇三 (記事) 島津義弘譜
 一一〇四 (文祿 二年) □月廿二日 島津義弘過所
 一一〇五 (記事) 島津義弘譜
 一一〇六 (記事) 北郷三久譜
 一一〇七 文祿 二年 五月 朔日 豊臣秀吉朱印狀
 一一〇八 (文祿 二年) 五月 朔日 豊臣秀吉朱印狀
 一一〇九 (文祿 二年) 五月 朔日 豊臣秀吉朱印狀
 一一一〇 文祿 二年 五月 朔日 豊臣秀吉朱印狀
 一一一一 (文祿 二年) 五月 朔日 豊臣秀吉朱印狀
 一一一二 (文祿 二年) 五月 二日 石田正澄書狀
 一一一三 (文祿 二年) 五月 三日 豊臣秀吉朱印狀
 一一一四 (文祿 二年) 五月 三日 稻葉重通・淺野長政連署奉書
 一一一五 (文祿 二年) 五月 三日 豊臣秀吉朱印狀
 一一一六 (文祿 二年) 五月 三日 豊臣秀吉朱印狀
 一一一七 (記事) 島津義弘譜
 一一一八 (文祿 二年) 五月 四日 豊臣秀吉朱印狀
 一一一九 (文祿 二年) 五月 五日 近衛前久書狀
 一二二〇 (文祿 二年) 五月十八日 島津竜伯書狀
 一二二一 (文祿 二年) 五月十九日 淺野長吉政長・山中長俊連署奉書
 一二二二 五月十九日 豊臣秀吉朱印狀

一一三三	(文祿二年)	五月十九日	豊臣秀吉朱印状	一一四七	(記事)	島津義弘譜
一一二四	文祿二年	五月十九日	島津忠常寄進状	一一四八	(記事)	島津豊久譜
一一二五		十六日	島津家久自筆状	一一四九		雜抄
一一二六	文祿二年	五月廿日	豊臣秀吉朱印状	一一五〇	(記事)	征韓偉略
一一二七	(文祿二年)	五月廿四日	豊臣秀吉朱印状	一一五一	(文祿二年)	六月廿六日 島津竜伯書状
一一二八	(文祿二年)	五月廿四日	浅野長吉・山中長俊連署奉書	卷三十一		
一一二九	(文祿二年)	五月廿五日	細川幽齋・石田三成連署覚書	一一五二	(記事)	征韓偉略
一一三〇	(文祿二年)	五月廿五日	水野重次・熊谷半次連署状	一一五三	文祿二年	七月七日 豊臣秀吉朱印状
一一三一	(文祿二年)	五月廿七日	島津義弘書状案	一一五四	(文祿二年)	七月十二日 豊臣秀吉朱印状
一一三二	文祿二年	五月廿八日	島津義久袖加判領知目錄	一一五五	文祿二年	七月廿七日 豊臣秀吉朱印状
一一三三	文祿二年	五月廿九日	長寿院盛淳外二名連署領知目錄	一一五六	文祿二年	八月二日 諏訪大明神々事之入目
一一三四	文祿二年	五月	吉日 飯野穀役盛	一一五七	(文祿二年)	八月三日 島津久保書状
一一三五			(記事) 殉国名薨	一一五八	(文祿二年)	七月八日 字喜多秀家書状
一一三六			(記事) 島津義弘譜	一一五九		(記事) 島津義弘譜
一一三七	文祿二年	六月	吉日 入来院重時屋敷宛行状	一一六〇	(文祿二年)	七月十一日 小西行长書状
一一三八	(文祿二年)	六月十三日	島津義弘書状	一一六一	(文祿二年)	七月十二日 羽柴美作守書状
一一三九	(文祿二年)	六月十四日	島津義弘書状	一一六二	(文祿二年)	七月十七日 豊臣秀吉朱印状
一一四〇			(記事) 島津彰久譜	一一六三	(文祿二年)	七月十八日 太田久右衛門尉書状
一一四一		六月十四日	島津彰久書状	一一六四	(文祿二年)	七月廿二日 生駒近規書状
一一四二	(文祿二年)	六月十五日	字喜多秀家書状	一一六五	文祿二年	七月廿七日 豊臣秀吉朱印状
一一四三	(文祿二年)	六月廿日	豊臣秀吉朱印状	一一六六		(記事) 島津義弘譜
一一四四	(文祿二年)	六月廿日	島津久保書状	一一六七	(文祿二年)	八月一日 島津義弘書状
一一四五	(文祿二年)	六月廿二日	島津義弘書状	一一六八	(文祿二年)	八月二日 島津義弘書状
一一四六	(文祿二年)	六月廿二日	島津義弘書状	一一六九	(文祿二年)	八月三日 島津久保書状
				一一七〇	(文祿二年)	八月六日 豊臣秀吉朱印状

- 一一七一 八月 六日 豊臣秀吉朱印状 (記事) 一一九六 島津家久譜
- 一一七二 文禄 二年 八月 七日 豊臣秀吉朱印状 (記事) 一一九七 新納旅庵譜
- 一一七三 (文禄 二年) 八月十二日 島津忠恒^{久家}書状 (記事) 一一九八 樺山久高譜
- 一一七四 (記事) 樺山規久譜 (記録) 一一九九 樺山紹劍自記
- 一一七五 (文禄 二年) 八月十六日 安宅秀安書状 (記録) 一二〇〇 長谷場越前自記
- 一一七六 (記事) 島津義弘譜 (記録) 一二〇一 池田貞安覺書
- 一一七七 (文禄 二年) 八月廿一日 安宅秀安書状 (記録) 一二〇二 (文禄 二年) 九月十二日 増田長盛書状
- 一一七八 (文禄 二年) 八月廿二日 大谷吉継・石田三成連署状 (文禄 二年) 九月十七日 安国寺惠瓊書状
- 一一七九 (文禄 二年) 八月廿三日 石田三成覺書 (記事) 島津義弘譜
- 一一八〇 (文禄 二年) 九月 十日 石田三成事書 (記事) 一二〇四 島津義弘譜
- 一一八一 後九月廿二日 島津義弘書状 (文禄 二年) 九月 廿日 生駒親正外二名連署法度書
- 一一八二 (文禄 二年) 八月廿三日 豊臣秀吉朱印状 (文禄 二年) 九月廿五日 石田三成書状
- 一一八三 (記事) 征韓偉略 (文禄 二年) 九月廿六日 鎌田政親外二名連署覺書
- 一一八四 (記事) 町田忠綱譜 (文禄 二年) 九月 日 島津歳久夫人書状
- 一一八五 (文禄 二年) 八月廿三日 新納旅庵^長書状 (文禄 二年) 七月廿六日 島津義久起請文
- 一一八六 (文禄 二年) 八月 月 島津義弘書状案 (文禄 二年) 七月廿六日 細川幽斎^玄起請文
- 一一八七 (文禄 二年) 八月廿七日 豊臣秀吉朱印状 (文禄 二年) 六月廿四日 某書状
- 一一八八 (文禄 二年) 八月廿七日 豊臣秀吉朱印状 (文禄 二年) 後九月廿二日 島津義弘書状
- 一一八九 (文禄 二年) 八月廿七日 安宅秀安書状 (文禄 二年) 閏九月廿三日 島津竜伯^義追悼和歌
- 一一九〇 (文禄 二年) 八月廿八日 安宅秀安書状 (文禄 二年) 近衛前久追悼和歌
- 一一九一 八月 月 島津義弘書状案 (文禄 二年) 閏九月廿八日 島津彰久祭文
- 一一九二 (記事) 島津義弘譜 (文禄 二年) 伊集院幸侃^忠祭文
- 一一九三 (文禄 二年) 九月 六日 寺沢正成^高書状 (文禄 二年) 平山氏系図
- 一一九四 (記事) 島津久保譜 (文禄 二年) 閏九月廿五日 川上肱枕^忠書状
- 一一九五 (文禄 二年) 九月 九日 島津義弘書状 (文禄 二年) 後九月廿六日 島津義弘書状

一一二一	(文祿二年)	閏九月 晦日	安宅秀安書狀	一一四六	(文祿二年)	十二月廿七日	豊臣秀吉朱印狀
一一二二		閏九月 吉日	忠堯坪付	一一四七	(文祿二年)	十二月廿八日	小西主殿助書狀
一一二三		五月廿八日	北辰神社祭礼入目書	一一四八		十二月廿八日	某書狀
一一二四	(文祿二年)	拾月 二日	島津竜伯書狀	一一四九	文祿二年	十二月 日	島津竜伯書狀案
一一二五		(記事)	島津久保譜	一一五〇	(文祿二年)	六月 十日	中山王 ^尚 書狀
一一二六	文祿二年	拾月廿九日	島津彰久寄進坪付	一一五一	万曆廿二年		高麗本陣番帳
一一二七	文祿二年	十一月 吉日	沢永温副狀	一一五二			新納忠元勲功記
一一二八	(文祿二年)	十一月 二日	豊臣秀吉朱印狀	一一五三			(記事)
一一二九	(文祿二年)	十一月 四日	豊臣秀吉朱印狀	一一五四			(記事)
一一三〇		(記事)	島津義弘譜	一一五五	(文祿三年)		島津義弘袖加判覚書
一一三一		(記事)	東郷忠直譜	一一五六	(文祿三年)	正月十二日	島津義弘書狀
一一三二	(文祿二年)	十一月 十日	豊臣秀吉朱印狀	一一五七	(文祿三年)		島津義弘袖加判覚書
一一三三	(文祿二年)	十一月十一日	島津義弘書狀	一一五八	(文祿三年)	正月十六日	豊臣秀吉朱印狀
一一三四	文祿二年	十一月十五日	町田久倍覚書	一一五九	(文祿三年)	正月十六日	豊臣秀吉朱印狀
一一三五	(文祿二年)	十一月十八日	島津義弘書狀	一一六〇	(文祿三年)	正月十九日	島津忠清書狀
一一三六	(文祿二年)	十一月十八日	島津義弘書狀	一一六一	(文祿三年)	正月廿五日	豊臣秀吉朱印狀
一一三七	(文祿二年)	十一月十八日	島津忠恒書狀	一一六二	文祿三年	正月廿七日	豊臣秀吉朱印狀
一一三八	(文祿二年)	十一月廿九日	豊臣秀吉朱印狀	一一六三	(文祿三年)	正月廿八日	豊臣秀吉朱印狀
一一三九	(文祿二年)	十一月廿九日	長束正家書狀	一一六四	(文祿三年)	正月廿八日	町田存松 ^久 書狀
一一四〇	(文祿二年)	十二月 朔日	田野部相房書狀	一一六五	(文祿三年)	正月廿八日	島津忠恒 ^家 書狀
一一四一		十二月十三日	島津義弘書狀	一一六六			(記事)
一一四二	(文祿二年)	十二月十三日	島津義弘書狀	一一六七			榑山忠助譜
一一四三			島津義弘書狀追而書	一一六八	文祿三年	二月 吉日	榑山紹劍自記
一一四四		(記事)	島津家久譜	一一六九			松本武辰署判当納目錄
一一四五	(文祿二年)	十二月廿六日	豊臣秀吉朱印狀				東郷重広知行分檢地帳

卷三十二

二二七〇	(文祿 三年)	二月 七日	安宅秀安書狀	一二九五	(文祿 三年)	四月 十日	木下宗固書狀
二二七一	(文祿 三年)	二月 十日	後陽成天皇宸翰	一二九六		(記事)	北郷一雲 <small>久時</small> 譜
二二七二	(文祿 三年)	二月十三日	町田存松領知目錄	一二九七		四月十三日	豊臣秀次朱印狀
二二七三		(記事)	島津義弘譜	一二九八		四月十三日	豊臣秀次朱印狀
二二七四		(記事)	島津家久譜	一二九九	(文祿 三年)	四月十四日	安国寺恵瓊書狀
二二七五	(文祿 三年)	二月 廿日	近衛前久書狀	一三〇〇	(文祿 三年)	四月廿九日	島津忠恒書狀
二二七六	(文祿 三年)	二月廿一日	島津義弘書狀	一三〇一	(文祿 三年)	四月	島津忠恒書狀
二二七七	(文祿 三年)	二月廿七日	豊臣秀吉朱印狀	一三〇二		(記事)	新納忠元日記
二二七八		(記事)	新納旅庵 <small>長</small> 譜	一三〇三	文祿 三年	五月 吉日	忠実・忠堯連署押付
二二七九		(記事)	島津義弘譜	一三〇四	(文祿 三年)	五月 朔日	豊臣秀吉朱印狀
二二八〇			伊勢如貴 <small>貞</small> 書狀	一三〇五		雜抄	
二二八一	(文祿 三年)	三月 五日	昭高院如雪書狀	一三〇六	(文祿 三年)	五月 二日	豊臣秀吉朱印狀
二二八二	(文祿 三年)	三月 十日	島津義弘書狀	一三〇七	(文祿 三年)	五月 二日	伊集院幸侃書狀
二二八三	(文祿 三年)	三月 十日	島津忠恒書狀	一三〇八		(記事)	島津義久譜
二二八四	文祿 三年	三月十八日	長寿院盛淳起請文	一三〇九	文祿 三年	五月 五日	寺沢正成起請文前書
二二八五		(記録)	年代記	一三一〇	(文祿 三年)		島津義久起請文前書案
二二八六		(記事)	島津義久譜	一三一〇	(文祿 三年)	五月 七日	島津義弘書狀
二二八七	(文祿 三年)	三月廿一日	某書狀	一三一一	(文祿 三年)	五月 七日	長曾我部元親書狀
二二八八	(文祿 三年)	四月 七日	伊集院幸侃 <small>忠</small> 書狀	一三一二	(文祿 三年)	五月 七日	長曾我部元親書狀
二二八九	(文祿 三年)	四月	島津忠恒書狀	一三二三	(文祿 三年)	五月廿六日	新納拙齋 <small>忠</small> 書狀
二二九〇		(記事)	島津家久譜	一三二四		(記事)	征韓偉略
二二九一	(文祿 三年)	四月 三日	島津義弘書狀	一三二五	(文祿 三年)	六月 一日	寺沢正成書狀
二二九二	(文祿 三年)	四月 八日	島津家久起請文前書案	一三二六	(文祿 三年)	六月 二日	豊臣秀吉朱印狀
二二九三	(文祿 三年)	四月 十日	徳岡宗亨・船木重勝運署狀	一三二七	(文祿 三年)	六月 二日	豊臣秀吉朱印狀
二二九四	(文祿 三年)	四月 十日	伊勢如貴書狀	一三二八	(文祿 三年)	六月 八日	豊臣秀吉朱印狀
				一三二九	(文祿 三年)	六月 八日	島津義弘書狀

- 一三二〇 (文祿三年) 六月 八日 島津義弘書狀 一三四二 七月 十日 伊集院幸侃書狀
- 一三二一 (文祿三年) 六月 十日 島津義弘書狀 一三四三 (文祿三年) 島津氏分國檢地總奉行起請文
前書
- 一三二二 (文祿三年) 六月 島津義弘書狀 一三四四 (文祿三年) 島津氏分國檢地衆注文並覚書
- 一三二三 (記事) 島津日新良譜 一三四五 文祿三年 七月十一日 島津氏分國檢地斗代注文
- 一三二四 (記事) 島津義久譜 一三四六 (文祿三年) 七月十二日 豊臣秀吉朱印狀
- 一三二五 (文祿三年) 六月 十日 中山王尚書書狀 一三四七 文祿三年 七月十二日 伊集院幸侃起請文
- 一三二六 (記事) 島津家久譜 一三四八 文祿三年 七月十六日 豊臣秀吉朱印狀
- 一三二七 (文祿三年) 六月 十七日 石田三成書狀 一三四九 文祿三年 七月十六日 豊臣秀吉朱印狀
- 一三二八 (文祿三年) 六月 廿日 島津竜伯久義書狀 一三五〇 (記事) 新納旅庵譜
- 一三二九 (文祿三年) 六月 廿四日 豊臣秀次朱印狀 一三五一 文祿三年 七月十七日 島津義弘書狀
- 一三三〇 (文祿三年) 六月 廿四日 豊臣秀吉朱印狀 一三五二 (文祿三年) 島津義久書狀
- 一三三一 (記事) 北郷忠虎譜 一三五三 (文祿三年) 島津氏分國檢地奉行起請文前
書
- 一三三二 島津義久書下案 一三四四 文祿三年 七月十六日 豊臣秀吉朱印狀
- 一三三三 (記事) 島津義久譜 一三五五 文祿三年 七月十六日 豊臣秀吉朱印狀
- 一三三四 (文祿三年) 六月 日 明国福建地方都察院右僉都御 一三五六 島津義弘上米請取狀
- 一三三五 (文祿三年) 六月 日 史許回文 一三五七 文祿三年 七月十七日 島津義弘書狀
- 一三三六 万曆二十二年 六月 十二日 明国福建地方都察院右僉都御 一三五八 (記事) 島津義弘譜
- 一三三七 (記事) 史許檄文 一三五九 (文祿三年) 七月廿七日 島津義弘書狀
- 一三三八 島津義久詠草 一三六〇 (文祿三年) 七月廿八日 島津竜伯書狀
- 一三三九 島津義弘譜 一三六一 文祿三年 七月廿八日 福崎能安起請文
- 一三四〇 文祿三年 七月 八日 島津義久書下案 卷三十三
- 一三四一 (記事) 雜抄(文祿三年七月覚書) 一三六二 (記事) 北郷忠虎譜
- 一三四二 島津義弘書抄 一三六三 (文祿三年) 八月 五日 島津義弘書狀

- 一三六四 (文祿 三年) 八月 七日 島津義弘書狀
一三五五 (文祿 三年) 八月 五日 島津義弘書狀抄
一三六六 (文祿 三年) 八月 十日 長谷場越前日記
一三六七 (文祿 三年) 八月 十日 本田助允古歌書写
一三六八 (文祿 三年) 八月 十六日 小西行長書狀
一三六九 (文祿 三年) 八月 十八日 小西行長書狀
一三七〇 (文祿 三年) 八月 十九日 増田長盛書狀
一三七一 (文祿 三年) 八月 廿一日 増田長盛書狀
一三七二 (文祿 三年) 八月 廿四日 小西行長書狀
一三七三 (文祿 三年) 島津義弘条書案
一三七四 (記事) 島津義久譜
一三七五 (記事) 島津家久譜
一三七六 (文祿 三年) 九月 十七日 島津竜伯義久書狀
一三七七 (文祿 三年) 九月 十七日 島津義弘屈書
一三七八 (文祿 三年) 九月 十七日 鍋島直茂書狀
一三七九 (文祿 三年) 九月 廿日 島津忠恒久家書狀
一三八〇 (文祿 三年) 九月 廿一日 寺沢正成書狀
一三八一 (文祿 三年) 九月 廿三日 豊臣秀吉朱印狀
一三八二 (文祿 三年) 九月 廿三日 豊臣秀吉朱印狀
一三八三 (文祿 三年) 九月 廿四日 石田三成・増田長盛連署副狀
一三八四 (記事) 征韓偉略
一三八五 (記事) 島津義弘譜
一三八六 (記事) 島津義弘書狀
一三八七 (記事) 島津義弘譜
一三八八 (記事) 島津家久譜
- 一三八九 (文祿 三年) 十月 一日 黒田長政書狀
一三九〇 (文祿 三年) 十月 一日 毛利元清外三名連署狀
一三九一 (文祿 三年) 十月 二日 豊臣秀次朱印狀
一三九二 (文祿 三年) 十月 二日 島津義弘城米請取狀
一三九三 (文祿 三年) 十月 三日 島津義弘書狀
一三九四 (記事) 島津義弘譜
一三九五 (文祿 三年) 十月 五日 島津義弘書狀
一三九六 (文祿 三年) 十月 六日 安宅秀安書狀
一三九七 (文祿 三年) 十月 七日 福島正則書狀
一三九八 (記事) 島津家久譜
一三九九 (文祿 三年) 十月 八日 島津義弘書狀
一四〇〇 (文祿 三年) 十月 九日 毛利友重高政書狀
一四〇一 (文祿 三年) 十月 九日 島津義弘書狀
一四〇二 (文祿 三年) 十月 十二日 島津義弘書狀
一四〇三 (文祿 三年) 十月 十三日 石田三成書狀
一四〇四 (文祿 三年) 十月 十三日 昭高院如雪書狀
一四〇五 (記事) 島津家久譜
一四〇六 (記事) 新納旅庵長住譜
一四〇七 (記事) 新納康久譜
一四〇八 (文祿 三年) 十月 十七日 豊臣秀吉朱印狀
一四〇九 (文祿 三年) 十月 廿六日 島津義弘書狀
一四一〇 (文祿 三年) 十月 廿八日 豊臣秀吉朱印狀
一四一一 (記事) 島津義弘譜
一四一二 (記事) 島津家久譜
一四一三 (記事) 某覚書

- 一四一四 (記事) 島津家久譜 一四三八 野田善左衛門書立
- 一四一五 島津忠恒書狀 一四三九 (記事) 朝鮮日々記
- 一四一六 (文祿三年)十一月 島津義弘書狀案 一四四〇 (記事) 高麗入日記自文祿三年八月廿五日
至同年十二月卅日
- 一四一七 (文祿三年)十二月 島津義弘書狀案 一四四一 朝鮮出陣賦
- 一四一八 (文祿三年十一月) 島津義弘書狀案 一四四二 新納忠元勲功記
- 一四一九 (文祿三年)十一月十日 島津竜伯書狀
- 一四二〇 (文祿三年)十一月十三日 島津竜伯書狀
- 一四二一 (記事) 島津家久譜
- 一四二二 (文祿三年)十一月十六日 島津忠恒書狀 一四四三 (文祿四年)正月十五日 豊臣秀吉朱印狀
- 一四二三 (文祿三年)十一月十七日 豊臣秀吉朱印狀 一四四四 高麗國動人数帳抄
- 一四二四 (文祿三年)十一月廿四日 島津忠恒書狀 一四四五 (記事) 国老記
- 一四二五 (文祿三年)十一月廿八日 島津義弘書狀 一四四六 (記事) 町田存松久譜
- 一四二六 (記事) 島津家久譜 一四四七 (文祿四年)正月十五日 伊勢如貴知書狀
- 一四二七 (文祿三年)十二月二日 豊臣秀吉朱印狀 一四四八 文祿四年 高麗國動人数帳
- 一四二八 (文祿三年)十二月十三日 喜斎・永口連署狀 一四四九 (文祿四年)正月十五日 伊勢如貴書狀
- 一四二九 (文祿三年)十二月十六日 島津竜伯書狀 一四五〇 (文祿四年)正月十七日 豊臣秀吉朱印狀
- 一四三〇 (記事) 島津家久譜 一四五一 (記事) 島津家久譜
- 一四三一 (文祿三年)十二月廿日 豊臣秀吉朱印狀 一四五二 安宅秀安書狀
- 一四三二 (文祿三年)十二月廿五日 浅野長吉長・木下吉俊吉連署 一四五三 (文祿四年)正月十九日 安宅秀安書狀
- 一四三三 文祿三年十二月廿五日 浅野長吉・木下吉隆連署狀 一四五四 (記事) 島津義久譜
- 一四三四 (文祿三年)十二月廿六日 豊臣秀吉朱印狀 一四五五 島津義久詠草
- 一四三五 (文祿三年)十二月廿六日 豊臣秀吉朱印狀 一四五六 (文祿四年)正月廿三日 立花親成宗・寺沢正成広連署
- 一四三六 (文祿三年)十二月廿八日 豊臣秀吉朱印狀 一四五七 町田存松書狀
- 一四三七 (記事) 上野隼人覚書 一四五八 文祿四年正月廿日 庭松契久和歌
- 一四三六 (文祿三年)十二月廿八日 豊臣秀吉朱印狀 一四五九 殉国名數
- 一四三七 (記事) 上野隼人覚書 一四六〇 (記事) 島津義弘譜

- 一四六一 (文祿 四年) 二月 七日 近衛龜山前書狀
一四六二 (文祿 四年) 二月十七日 島津竜伯義久感狀
一四六三 (文祿 四年) 二月廿一日 島津義弘感狀
一四六四 (文祿 四年) 二月廿二日 島津義弘感狀
一四六五 (文祿 四年) 二月廿二日 島津義弘感狀
一四六六 (慶長 四年) 二月廿四日 島津忠恒家久書狀
一四六七 二月廿八日 島津竜伯感狀
一四六八 (文祿 四年) 二月廿八日 島津義弘感狀
一四六九 二月廿八日 島津竜伯感狀
一四七〇 (記事) 島津義久譜
一四七一 (記事) 島津義久譜
一四七二 島津義久詠草
一四七三 (文祿 四年) 三月 七日 島津義弘書狀
一四七四 (文祿 四年) 三月 十日 島津義弘書狀
一四七五 (記事) 島津義弘譜
一四七六 (記事) 島津彰久譜
一四七七 (文祿 四年) 三月十一日 小西行長書狀
一四七八 (記事) 島津家久譜
一四七九 (文祿 四年) 三月十一日 小西行長書狀
一四八〇 (文祿 四年) 三月十三日 前田玄以外二名連署副狀
一四八一 (文祿 四年) 三月十八日 豊臣秀吉朱印狀
一四八二 (慶長 四年) 三月十八日 豊臣秀吉朱印狀
一四八三 (文祿 四年) 三月 廿日 島津竜伯書狀
一四八四 (文祿 四年) 三月廿六日 長束正家書狀
一四八五 (文祿 四年) 三月廿八日 島津義弘書狀
- 一四八六 (記事) 樺山紹劍自記
一四八七 (文祿 四年) 四月 朔日 石田三成書狀
一四八八 (文祿 四年) 四月 六日 安宅秀安書狀
一四八九 四月 七日 伊集院幸侃忠書狀
一四九〇 四月 八日 徳岡宗与・船木重勝連署狀
一四九一 (文祿 四年) 四月 九日 新納式右衛門尉起請文
一四九二 四月 十日 伊勢如貴書狀
一四九三 (記事) 征韓偉略
一四九四 (記事) 島津義弘譜
一四九五 (文祿 四年) 四月十二日 豊臣秀吉朱印狀
一四九六 (記事) 樺山久高譜
一四九七 (文祿 四年) 四月十三日 島津竜伯書狀
一四九八 (文祿 四年) 四月十四日 島津竜伯覺書
一四九九 (文祿 四年) 四月十四日 島津忠清書狀
一五〇〇 (記事) 島津家久譜
一五〇一 (文祿 四年) 四月十四日 石田三成書狀
一五〇二 (文祿 四年) 四月十五日 近衛龜山書狀
一五〇三 (文祿 四年) 四月十六日 豊臣秀吉朱印狀
一五〇四 (記事) 島津義弘譜
一五〇五 (記事) 島津家久譜
一五〇六 (文祿 四年) 四月廿八日 豊臣秀吉朱印狀
一五〇七 (記事) 島津義弘譜
一五〇八 (記事) 島津義弘譜
一五〇九 五月 二日 伊集院幸侃書狀
一五一〇 (文祿 四年) 五月 二日 昭高院如雪書狀

一五二一 (文祿 四年)	五月 四日	寺沢正成書狀	一五三六 文祿 四年	六月 十日	根占重虎書狀
一五二二 (文祿 四年)	五月 七日	寺沢正成書狀	一五三七	六月十四日	町田存松書狀
一五二三 文祿 四年	五月十一日	島津義弘起請文	一五三八		島津義久詠草
一五四 文祿 四年	五月十一日	健軍猪右衛門尉請取狀	一五三九 (文祿 四年)	六月十七日	安宅秀安覺書
一五五 (文祿 四年)	五月十六日	町田存松書狀	一五四〇 (文祿 四年)	六月十九日	小西行長書狀
一五六 (文祿 四年)	五月十七日	島津竜伯書狀	一五四一 (文祿 四年)	六月 廿日	加藤清正書狀
一五七		新納旅庵 <small>長譜</small>	一五四二 (文祿 四年)	六月廿四日	豊臣秀吉朱印狀
一五八		(記事)	一五四三 文祿 四年	六月廿八日	米良勝右衛門尉差出
一五九 (文祿 四年)	五月 廿日	樺山忠征譜	一五四四 文祿 四年	六月廿九日	豊臣秀吉朱印狀
一五二〇 (文祿 四年)	五月 廿日	島津竜伯書狀	一五四五		島津義弘譜
一五二一 (文祿 四年)	五月廿一日	小谷光秋書狀	一五四六 文祿 四年	六月廿九日	豊臣秀吉朱印知行方目錄
一五二二 (文祿 四年)	五月廿一日	伊勢貞成書狀	一五四七 文祿 四年	六月廿九日	豊臣秀吉朱印知行方目錄
一五二三 (文祿 四年)	五月廿四日	島津忠清書狀	一五四八		知行方目錄
一五二四 (文祿 四年)	五月廿四日	島津忠清書狀	一五四九 文祿 四年	六月廿九日	豊臣秀吉朱印知行方目錄
一五二五 (文祿 四年)	五月廿四日	石田三成書狀	一五五〇		島津以久譜
一五二六 (文祿 五年)	五月廿八日	豊臣秀吉朱印狀	一五五一		豊臣秀吉朱印知行方目錄抄
一五二七	五月廿八日	石田三成副狀			
一五二八 (文祿 四年)	六月 二日	豊臣秀吉朱印狀	一五五二 (文祿 四年)	七月 三日	石田三成書狀
一五二九 文祿 四年	六月 三日	豊臣秀吉朱印知行方目錄	一五五三		島津忠清一流系図
一五三〇 (文祿 四年)	六月 三日	島津義弘書狀	一五五四		川上氏支流系図
一五三一		(記事)	一五五五 文祿 四年	七月 四日	島津竜伯 <small>義久</small> ・同義弘連署条目
一五三二 (文祿 四年)	六月 五日	島津義弘書狀	一五五六		北郷三久譜
一五三三		(記事)	一五五七 文祿 四年	七月 五日	島津彰久譜
一五三四 (文祿 四年)	六月 五日	小西行長書狀	一五五八		(記事)
一五三五 (文祿 四年)	六月 六日	島津竜伯書狀	一五五九		北郷三久譜

卷三十五

一五六〇 (記事) 島津家久譜 一五八五 (文祿 四年) 八月廿八日 豊臣秀吉朱印状

一五六一 七月 八日 寺沢正成・小西行长連署状 一五八六 (記事) 島津家久譜

一五六二 (文祿 四年) 七月 九日 細川幽斎玄書状 一五八七 (文祿 四年) 八月廿八日 小西行长・寺沢正成連署状

一五六三 (文祿 四年) 七月 十日 豊臣秀吉朱印状 一五八八 (文祿 四年) 八月廿九日 石田三成書状

一五六四 (文祿 四年) 七月 十一日 島津忠恒家書状 一五八九 (文祿 四年) 九月 三日 島津義久書状

一五六五 (文祿 四年) 七月 十三日 島津義弘書状 一五九〇 (文祿 四年) 九月 三日 石田三成・増田長盛連署副状

一五六六 (文祿 四年) 七月 十三日 島津義弘書状 一五九一 (文祿 四年) 九月 三日 伊集院幸侃忠・本田三清貞連署証状

一五六七 (文祿 四年) 七月 十四日 島津竜伯書状 一五九二 (文祿 四年) 九月 三日 伊集院幸侃・本田三清連署証状

一五六八 (文祿 四年) 七月 十九日 伊勢如貴貞起請文 一五九三 (記事) 島津忠長譜

一五六九 (文祿 四年) 七月 廿日 島津竜伯書状 一五九四 (文祿 四年) 九月 五日 島津忠恒家起請文

一五七〇 (文祿 四年) 七月 廿五日 島津義弘書状 一五九五 (文祿 四年) 九月 七日 樺山玄佐善寄進状

一五七一 (文祿 四年) 七月 廿五日 小西行长書状 一五九六 (文祿 四年) 九月 十日 島津忠恒書状

一五七二 (文祿 四年) 七月 廿五日 島津義弘書状 一五九七 (文祿 四年) 九月 十日 島津義弘書状

一五七三 (文祿 四年) 七月 廿六日 小西行长・寺沢正成連署状 一五九八 (文祿 四年) 九月 十三日 島津義弘書状

一五七四 (文祿 四年) 八月 三日 島津義弘書状 一五九九 (文祿 四年) 九月 十三日 島津義弘書状追而書

一五七五 (記事) 島津彰久譜 一六〇〇 (記事) 北郷忠能譜

一五七六 (文祿 四年) 八月 十日 島津義久追悼文並詠草 一六〇一 (文祿 四年) 九月 十五日 安宅秀安書状

一五七七 (文祿 四年) 八月 十五日 立花親成宗書状 一六〇二 (文祿 四年) 九月 廿三日 北郷氏庶流系図

一五七八 (文祿 四年) 八月 廿一日 島津竜伯書状 一六〇三 (文祿 四年) 九月 廿三日 豊臣秀吉朱印状

一五七九 (記事) 島津義弘譜 一六〇四 (文祿 四年) 九月 廿八日 伊集院幸侃・本田三清連署証状

一五八〇 (文祿 四年) 八月 廿一日 豊臣秀吉朱印知行方目錄 一六〇五 (文祿 四年) 九月 廿八日 伊集院幸侃・本田三清連署証状

一五八一 (文祿 四年) 八月 廿三日 豊臣秀吉朱印状

一五八二 (文祿 四年) 八月 廿七日 豊臣秀吉朱印状

一五八三 (文祿 四年) 八月 廿七日 島津竜伯書状

一五八四 (記事) 島津家久譜

- 一六〇六 (記事) 島津義弘譜
- 一六〇七 (記事) 島津義久譜
- 一六〇八 (文祿 四年) 十月 二日 島津竜伯書狀
- 一六〇九 (文祿 四年) 十月 二日 島津義弘書狀
- 一六一〇 (文祿 四年) 十月 四日 島津忠恒書狀
- 一六一一 (文祿 四年) 十月 六日 滝重時書狀
- 一六一二 (記事) 島津義弘譜
- 一六一三 (記事) 北郷三久譜
- 一六一四 文祿 四年 十月 七日 伊集院幸侃・本田三清連署返
知目錄
- 一六一五 島津竜伯外七名詠草
- 一六一六 (記事) 島津義久譜
- 一六一七 文祿 四年 十月十四日 昭高院如雪書狀
- 一六一八 (文祿 四年) 十月廿六日 島津忠恒書狀
- 一六一九 (文祿 四年) 十月廿六日 島津忠恒書狀
- 一六二〇 (記錄) 年代記
- 一六二一 文祿 四年 十一月 五日 島津氏重物目錄
- 一六二二 文祿 四年 十一月 五日 島津氏重物目錄
- 一六二三 文祿 四年 十一月 五日 島津氏重物目錄
- 一六二四 高岡大日寺書出
- 一六二五 文祿 四年 十一月 八日 川上肱枕智証狀
- 一六二六 文祿 四年 十一月 九日 伊集院忠棟・本田三清連署証
狀
- 一六二七 (文祿 四年) 十一月 十日 豊臣秀吉朱印狀
- 一六二八 (文祿 四年 十一月) 十日 石田三成・細川玄旨連署狀
- 一六二九 (文祿 四年) 十一月十二日 島津竜伯書狀
- 一六三〇 (文祿 四年) 十一月廿四日 島津忠恒書狀
- 一六三一 (文祿 四年) 十一月廿四日 島津忠恒書狀
- 一六三二 (文祿 四年) 十二月 朔日 島津義弘書狀
- 一六三三 (文祿 四年) 十二月 朔日 寺沢正成書狀
- 一六三四 文祿 四年 十二月十二日 川上肱枕外二名領知目錄
- 一六三五 文祿 四年 十二月 六日 伊集院幸侃・本田三清連署宛
行狀
- 一六三六 (文祿 四年) 十二月十一日 小西行長書狀
- 一六三七 (文祿 四年) 十二月十五日 島津義弘書狀
- 一六三八 文祿 四年 十二月十六日 白坂篤国起請文
- 一六三九 (文祿 四年) 十二月 廿日 豊臣秀吉朱印狀
- 一六四〇 (記事) 島津義弘譜
- 一六四一 文祿 四年 十二月廿四日 伊集院幸侃・本田三清連署証
狀
- 一六四二 文祿 四年 十二月廿五日 伊集院幸侃・本田三清連署証
狀
- 一六四三 (記錄) 高麗入日々記自文祿四年十二月一日至三十日

鹿児島県史料編さん関係者

顧問

聖心女子大学講師 大久保利謙

前早稲田大学教授 竹内理三

学習院大学名誉教授 児玉幸多

前東京大学教授 小西四郎

東京大学教授 今枝愛眞

委員

北川鐵三 桃園惠眞

原口虎雄 四本健光

五味克夫 桑波田興

村野守次 山下千本

芳野即正 田島秀隆

所長

大人形矩道

総務課

山口昭美 濱島和夫

福永秀三 中間茂弘

丸野耕治 長山恭子

編集課

晋哲哉 宮下満郎

尾口義男 古賀秋好

牧迫絹江 平山祐子

今釜和代 黒木さとえ

宮田博美

鹿児島県史料

旧記雑録後編2

昭和56年12月1日印刷

非売品

昭和57年1月21日発行

編集 鹿児島県維新史料編さん所

発行 鹿児島県

印刷所 凸版印刷株式会社

東京都台東区台東1丁目5番1号